

理化学研究所本部・事務棟整備等事業

実施方針等に関する質問及び意見への回答

- ・ 理化学研究所本部・事務棟整備等事業実施方針等について、平成29年10月20日(金)までに提出された質問及び意見への回答を公表する。
- ・ 質問及び意見は、原則として原文のまま掲載しているが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所は一部修正を行っている。
- ・ 質問及び意見への回答は現時点での理研の考え方を示したものである。実施方針等の内容の見直しや詳細化等を行う場合があり、最終的には入札説明書等で提示する。

平成29年11月17日

国立研究開発法人理化学研究所

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	見出し番号						
1	公共施設等の立地条件	1	I	1	(2)	②	-	立地について、一団地、増築扱いと理解して宜しいでしょうか。またその他の特殊要因(土壌汚染調査など)はありませんでしょうか、ご教示願います。	前段については、立地は、用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地であり、本施設は別棟増築と位置づけている。本事業で一団地認定を申請することは考えていない。 後段については、土壌汚染調査を今年度から来年度にかけて実施する予定である。
2	公共施設等の立地条件	1	I	1	(2)	②	-	当該敷地は高度地区(25m)の指定範囲に該当し、計画に制約を受ける可能性があると思われま。和光市との事前相談や見通しなどがありましたら、お示し願います。	業務要求水準書(案)6頁「II 1 (1) ② 階数」に記載のとおり、和光市との協議により、高さ制限は緩和されることを想定している。和光市との事前協議結果を回答別紙1のとおり、示す。
3	他	3	I	1	(6)	①	ウ	既存施設における宿舎関連業務(宿舎管理・宿舎清掃)は本事業においては除外という認識でよろしいか。	よろしい。
4	選定業者の業務	3	I	1	(6)	①	ウ	既存施設等維持管理業務で今回、宿舎管理・宿舎清掃業務が除外になっておりますが、除外とした理由をご教示下さい。	国際交流会館を含む宿舎について、理研内部で将来の計画を検討中であり、本事業の事業範囲とすることは不相当と判断した。
5	事業方式	4	I	1	(7)	-	-	「本事業の実施に必要な土地、建物等については無償で貸与する予定」とのことですが、建設工事業務、工事監理業務段階における利用のほか、事前調査・設計業務段階や維持管理業務段階において、関係者が利用する事務所、駐車場等も対象と理解して宜しいでしょうか。	設計段階では土地、建物等を貸与することは想定していない。 本施設の建設工事段階に事務所(現場事務所を含む)や資材ヤード等に利用する場合には、業務要求水準書(案)「資料3 本部・事務棟整備予定地」における工事使用範囲内に整備すること。 関係者が利用できる事務所等については入札公告時まで示すとおりとする。 駐車場は選定事業者からの要望を受け、理研が承諾した場合には利用可能とする。
6	事業に必要と想定される根拠法令等	4	I	1	(10)	①	-	木材利用推進や、補助金取得などに関する根拠法令があればご教示願います。	木材利用の推進は選定事業者の提案による。 選定事業者の業務範囲として、補助金取得を含めることは想定していない。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
7	事業に必要と想定される根拠法令等	5	I	1	(10)	①	-	本事業を行うにあたり必要とされるその他関連法令及び条例等についても具体的にお示し頂けないでしょうか。	現段階で理研が想定している関係法令及び条例等は既に記載のとおりである。その他関連法令及び条例等については選定事業者が適宜検討をすること。
8	事業期間終了時の措置	5	I	1	(11)	-	-	「良好な状態」とは具体的にどのような状態でしょうか、ご教示願います。要求水準書を満たすという理解で宜しいでしょうか。	業務要求水準書及び選定事業者の提案を満たすこと。
9	競争的対話の実施様式第7号	8 37	I	1 -	(14) -	② -	- -	競争的対話において確認したい議題に関して、(様式第7号)以外の「図面等の参考資料」を一部当日持ち込みすることは可能でしょうか。	図面等の参考資料を原則、事前に提出した上で持ち込むこと。提出の時期などは競争的対話参加申込者に対して別途通知する。 当日の持込については、選定事業者からの要望を受け、理研が承諾した場合には可能とする。
10	民間事業者の選定に係る基本的な考え方	11	II	1	-	-	-	「第2段階は提案内容審査を行う。」とありますが、提案内容の評価配点は入札公告時の落札者選定基準において公表されるという理解でよろしいでしょうか。	左記の理解でよろしい。
11	入札参加者の構成等	13	II	4	(1)	③	-	協力会社の実績について、具体的な提出物はありますでしょうか、ご教示願います。	協力会社についても入札参加者と同様の提出物が必要である。
12	入札参加者及び協力会社の参加要件	14	II	4	(2)	-	-	(2)の⑥は欠番と考えて宜しいでしょうか。	よろしい。
13	入札参加者及び協力会社の資格等要件設計	15	II	4	(3)	①	ウ	管理技術者及び主任技術者の配置について、「(ア)に示す建物の実施設計業務において管理技術者又は主任担当技術者として業務に従事した」ことを示す書類は、申請者名による従事証明、あるいは確認済証の写しを提出させて頂くことで宜しいでしょうか。また、後者の場合、確認済証第二面の「代表となる設計者」を管理技術者、「その他の設計者」を主任担当技術者と考えて宜しいでしょうか、ご教示願います。	入札公告時に示すとおりとする。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	見出し番号						
14	入札参加者及び協力会社の資格等要件 設計	15	II	4	(3)	①	ウ	管理技術者または主任担当技術者のうち1名が(ア)の要件を満たす必要があるという理解で宜しいでしょうか。	本事業で配置する管理技術者及び主任担当技術者全てが満たす必要がある。詳細は入札公告時に示すとおりとする。
15	入札参加者及び協力会社の資格等要件 設計	15	II	4	(3)	①	ウ	やむを得ない理由により、競争参加資格確認申請書に記載の管理技術者もしくは主任担当技術者が業務に従事できなくなった場合、要件を満たす実績を有している者であれば貴所と協議のうえ、変更も可能でしょうか。	入札公告時に示すとおりとする。
16	維持管理における資格要件 (警備業務)	18	II	4	(3)	④	イ	(ウ)警備業務において、敷地面積50,000㎡以上の施設、とありますが、10月13日開催の説明会配布資料では、延床面積50,000㎡以上となっております。敷地面積、延床面積のどちらが正しいでしょうか。	敷地面積を正とする。
17	入札参加者及び協力会社の資格等要件 建築設備保守管理業務	18	II	4	(3)	④	イ	「必ず実験施設等の研究機能を有する施設も対象として含むものであること」とありますが、実験施設等の研究機能を有する施設とのことですが、どのように実績を証明すべきでしょうか。 また、研究機能を有する大学施設の管理を受託しているが、研究機能を有する棟の管理を受託していない場合は要件を満たさないという意味合いで宜しいでしょうか。	前段については、入札公告時に示すとおりとする。 後段については、よろしい。
18	入札参加者及び協力会社の資格等要件 清掃業務	18	II	4	(3)	④	イ	清掃業務の実績は(ア)建築設備保守管理業務と同様に複数棟の実績を合算して延床面積50,000㎡以上の施設の管理実績があれば宜しいでしょうか。それとも一棟で延床面積50,000㎡以上の施設の管理実績が必要でしょうか。	建築設備保守管理業務と同様に、同一敷地内の複数棟の実績を合算して延床面積50,000㎡以上の施設の管理実績があればよろしい。ただし、1契約での実績とし、対象は清掃実績面積(実際に清掃を実施している面積)とすることを予定している。 詳細は入札公告時に示すとおりとする。
19	入札参加者及び協力会社の資格等要件 警備業務	18	II	4	(3)	④	イ	警備業務の実績は敷地面積50,000㎡以上ある施設の管理実績があれば良いでしょうか。それとも敷地面積50,000㎡以上を実際に管理した実績が必要でしょうか。	入札公告時に示すとおりとする。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	見出し番号						
20	入札参加資格の確認等	18	II	4	(4)	②	-	入札参加グループの構成員及び協力会社がP13. II.4.(2)に記載されている資格要件に該当しなくなった場合は、「やむを得ない事情(合併、倒産等)」に含まれるのでしょうか。	含まれない。
21	入札参加者の備えるべき要件等(維持管理)	18	II	4	(3)	④	イ	「平成14年4月1日以降に元請として受注した1年以上を契約期間とする～」とは平成14年4月1日より過去においても業務を受注し、以降も継続して受注している実績も含むということでしょうか。(例:平成13年に受注し、現在も継続契約中 等)異なる場合、明確な基準をお示してください。	平成14年以降も1年以上履行していることを示すことができれば、受託開始時点は平成14年3月31日以前でも差支えない。
22	特別目的会社の設立	20	II	7	(2)	-	-	特別目的会社の設立場所の指定は無いという理解で宜しいでしょうか。	よろしい。
23	特別目的会社の設立	20	II	7	(2)	-	-	代表企業の議決権割合に関する条件はありますでしょうか。	代表企業の議決権割合に関する条件はない。ただし、入札参加グループの構成員での出資比率は合わせて100%とすること。
24	特別目的会社の設立	20	II	7	(2)	-	-	借入をする金融機関にSPC株式の担保権設定を行います。貴所の事前の書面承諾が必要という理解で宜しいでしょうか。	よろしい。
25	著作権	20	II	8	(1)	-	-	貴所が提案書を使用する際は、著作権所有者への事前の打診・確認があるという理解で宜しいでしょうか。	よろしい。
26	土地に関する事項	24	IV	2	-	-	-	「理研が所有する土地のうち必要な範囲を選定事業者は無償で貸与する」とのことですが、建設段階等における事務所、駐車場、資材ヤード等も対象と理解して宜しいでしょうか。	質問No.5を参照すること。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
27	別紙2 リスク分担表 (案)	28	別紙2	-	-	-	-	負担者の両者に「△」の記載項目は今後の意見募集や競争的対話を受けて主たる負担者が決定するという理解でよろしいでしょうか。	「△」は両者が負担することを想定して記載したものである。詳細は入札公告時に示す業務契約書(案)のとおりとする。
28	リスク分担表 (案) 調査・設計・建設段階 土壌汚染・埋蔵文化財	29	別紙2	2	-	-	-	土壌汚染、埋蔵文化財、地中障害物等に関しては、入札説明書等において情報提供頂けるという理解で宜しいでしょうか。	質問No.1を参照すること。また、入札公告時まで整備予定地のボーリング調査結果を示す予定である。
29	リスク分担表 (案) 調査・設計・建設段階 工事の遅延・未完工	29	別紙2	2	-	-	-	不可抗力による工事の遅延や未完工は貴所負担として頂けないでしょうか。 貴所負担とならない場合は、より具体的に不可抗力の種類と負担者を明示頂けないでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書(案)のとおりとする。
30	維持管理段階	30	別紙2	3	-	-	-	【維持管理段階】の「リスク種類」施設瑕疵「施設の引渡後10年以内に隠れた瑕疵が見つかった場合」の負担者は選定業者、「施設の引渡後11年以降に隠れた瑕疵が見つかった場合」の負担者は理研となっておりますが、具体的にどのようなケースが該当するかをご教示下さい。	具体的な事象は入札公告時に示す事業契約書(案)のとおりとする。
31	維持管理段階	30	別紙2	3	-	-	-	【維持管理段階】の「リスク種類」維持管理期間中のインフレ・デフレの負担者は理研、選定事業者双方となっておりますが、それによる見直し等の基準をご教示下さい。	詳細は入札公告時に示す業務契約書(案)のとおりとする。
32	施設・備品の損傷・盗難等リスク	30	別紙2	3	-	-	-	事業者が管理者として善管注意義務を果たしていた場合で、第三者が施設・備品を損傷した第三者を特定できなかった場合についても、発注者様のリスクと理解してよろしいでしょうか。	選定事業者が善管注意義務を果たしていた場合には左記の理解でよろしい。

■要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
1	遵守すべき法令等	2	1	5	-	-	-	適用基準は最新版に準拠することとありますが、入札公告時点で準拠という理解で宜しいでしょうか。	よろしい。
2	適用基準 建築・設備	3	1	5	(3)	② ③	-	建築、設備においてア～ウ項に優先順位がありましたらご教示願います。	ア～ウ項は相互補完するものであり、優先順位はない。それぞれで相違がある場合は、理研と協議し決定することとする。
3	適用基準 建築 建築設計基準	3	1	5	(3)	②	ア	国土交通省「建築設計基準 平成27年版」という理解でよいでしょうか。	入札公告時の最新版とすること。
4	適用基準 建築 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	3	1	5	(3)	②	イ	公共建築工事標準仕様書に代えて、それを包含した当社の仕様書への置換を協議のうえ適用頂くことは可能でしょうか。	要求水準は公共建築工事標準書を基準とし、置換部分については理研の承諾を得ること。
5	適用基準 設備 建築設備設計基準	3	1	5	(3)	③	ア	国土交通省「建築設備設計基準 平成27年版」という理解でよいでしょうか。	入札公告時の最新版とすること。
6	適用基準 設備 建築設備耐震設計・施工指針	3	1	5	(3)	③	イ	(一財)日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」という理解でよいでしょうか。	入札公告時の最新版とすること。
7	適用基準 設備 公共建築工事標準仕様書	3	1	5	(3)	③	ウ エ	国土交通省「公共建築工事標準仕様書 平成28年版」という理解でよいでしょうか。	入札公告時の最新版とすること。
8	機能・構成 本部機能	7	2	II	1	(2)	①	「高層層」は「高層階」の記載誤りでしょうか。	左記の理解でよろしい。
9	機能・構成 危機管理対策機能 (大規模災害時の停電)	7	2	II	1	(2)	②	「大規模災害時でも72時間停電することなく」とありますが、商用電源停電時に、発電機回路に切り替わる数十秒程度の停電は許容すると考えてよいでしょうか。	よろしい。

■要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
10	機能・構成 危機管理対策機能 (大規模災害時の給排水)	7	2	II	1	(2)	②	「給水・排水においても同様の対策」とありますが、敷地内の給排水インフラは停止しない前提で、ポンプ等の機器稼働のみ考慮すればよいでしょうか。あるいは、敷地内の給排水インフラが停止した場合に備蓄を、本施設内に備える必要がありますでしょうか。	主給水タンクは必要水量が確保できることを前提とし、給水ポンプについては発電回路とすること。排水は構内排水管は破損する可能性があるため、備蓄可能とし、バキューム等にて排水槽から排出するなどを考慮することとする。
11	機能・構成 危機管理対策機能 (帰宅困難者)	7	2	II	1	(2)	②	「帰宅困難者などの控室」とありますが、帰宅困難者の想定人数を御教示願います。また該当する室の冷暖房/換気性能については、平常時の使用を前提に計画すると考えてよいでしょうか。	想定人数は本棟利用者数の半数である約300人とする。該当する室の冷暖房/換気性能は平常時の使用を前提とした計画とすること。
12	建築基本計画 配置計画	8	2	II	2	(1)	① エ	現状の井戸の状況に関する資料を提示頂けますでしょうか。また、残置する北側井戸周辺の具体的な整備、安全対策及び、井戸本体の整備についてご教示願います。	井戸に関する資料は理研にて希望者を対象として閲覧できることとする。希望者は理研のPFI/PPP関係お問い合わせ(pfi-wakokeiyaku@riken.jp)に事前連絡の上、閲覧すること。井戸周辺の整備は選定事業者の提案による。井戸本体は数年に1回配管、ポンプの整備を行うため、井戸の配管及びポンプの引き抜きが可能であること。
13	建築基本計画 内装計画 外装計画	9	2	II	2	(1)	④ ⑤	使用材料については、海外調達品の採用も良いと考えて宜しいでしょうか。	価格、性能等を総合的に判断し、要求水準以上であれば採用を拒むものではないが、採用にあたっては理研の承諾を得ること。
14	建築基本計画 外装計画	9	2	II	2	(1)	⑤	外装計画において設計風圧力設定は、建築基準法施行令84条の4、平12建告1454号、1458号によるものとし、再現期間は100年と考える宜しいでしょうか。	よろしい。 建築基準法施行令84条の4は87条に修正する。
15	建築基本計画 外装計画	9	2	II	2	(1)	⑤	外装計画において、層間変形角、水平・鉛直設計用震度について具体的な要求スペックはありますでしょうか。ご教示願います。	レベル1及びレベル2の地震応答解析結果を考慮して建築物各部の床応答加速度や層間変形角の設計値を採用すること。
16	建築基本計画 外装計画	9	2	II	2	(1)	⑤	外装ならびに屋根の計画において、遮音性能についての具体的な要求スペックはありますでしょうか。	遮音性能等級はT-1以上とすること。

■要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
17	建築基本計画 外装計画	9	2	II	2	(1)	⑤	外装ならびに屋根の計画において、積雪・落雪に対する具体的な要求スペックはありますでしょうか。ご教示願います。	建築基準法及び同施行令に準じた計画とすること。
18	建築基本計画 外装計画	9	2	II	2	(1)	⑤	外装ならびに屋根の計画において、避雷対策に対する具体的な要求スペックはありますでしょうか。ご教示願います。	建築基準法及び同施行令に準じた計画とすること。
19	建築基本計画 外装計画	9	2	II	2	(1)	⑤	外装ならびに屋根の計画においてガラス清掃、ゴンドラ等維持保全対策に関する具体的な要求スペックはありますでしょうか。ご教示願います。	選定事業者の提案とするが、メンテナンスや清掃、更新の容易性に配慮した計画とすること。
20	建築基本計画 外装計画	9	2	II	2	(1)	⑤	外装及び屋根の雨水排水計画において、設計用降雨強度の具体的なスペックは有りますでしょうか。ない場合は、180mm/hrと設定して宜しいでしょうか。	よろしい。 適用設計基準以上とし、ゲリラ豪雨等も考慮したものとする。
21	建築基本計画 外装計画	9	2	II	2	(1)	⑤ エ	換気について防虫対策にも配慮するとありますが特別な防虫スペックはありますでしょうか。ご教示願います。	ステンレス(SUS316)製 防虫網を設置すること。仕様は線径0.25mm以上、16-18メッシュとする。
22	建築基本計画 窓装計画	9	2	II	2	(1)	⑤ オ	「断熱効果に配慮し」とありますが、具体的な要求スペックはありますでしょうか、ご教示願います。	窓部は熱貫流率2.2以下(省エネ建材等級☆☆☆☆相当)とすること。
23	建築基本計画 外構計画	9	2	II	2	(1)	⑥ イ	車寄せに寄り付くバスの寸法をご教示願います。	大型観光バス(全長12m、車幅2.5m程度)程度とする。
24	建築基本計画 外構計画 (駐車スペース)	10	2	II	2	(1)	⑥ ウ	公用車と来賓用12台と、車椅子使用者用2台は別々に、合わせて14台分必要との理解で宜しいでしょうか。	よろしい。
25	建築基本計画 環境計画 (CASBEE評価)	10	2	II	2	(1)	⑦ ア	「CASBEEによる評価を行い、Aランク以上を確保すること」とありますが、ここで言う評価とは、自己評価と考えてよいでしょうか。すなわち、認証の取得までは求められないと考えてよいでしょうか。	埼玉県建築物環境配慮制度におけるCASBEE埼玉にてAランク以上の認証取得を前提とした計画とすること。

■ 要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
26	建築基本計画 (サイン計画)	10	2	II	2	(1)	⑧ ア	「理研の定めるサインガイドライン及びユニバーサルデザインを考慮すること」とありますが具体的な内容をご教示願います。	回答別紙2を参照すること。
27	構造計画 構造種別 (構造体の計画供用期間)	11	2	II	2	(2)	①	「十分な耐久性」とありますが、構造体の計画供用期間の級として、例として建築工事標準仕様書・同解説 JASS5(日本建築学会2009)における標準(およそ65年)、長期(およそ100年)、超長期(およそ200年)等の具体的な指定がありましたらご教示願います。	具体的な指定はない。躯体の耐久性だけではなく、建物全体の耐久性として考慮すること。
28	構造計画 耐震安全性の分類	11	2	II	2	(2)	② ア	「構造体の耐震安全性分類 I 類(免震)以上」とありますが、入力地震動の割増について指定があればご指示願います。	割増についての具体的な指定はないが、入力地震動の割増が必要と判断する場合は行うこと。本施設の位置付けを考慮し、提案すること。
29	構造計画 耐震安全性の分類	11	2	II	2	(2)	② ア	「建築非構造部材の耐震安全性分類「A類」とありますが、設計用水平震度Ksは、時刻歴応答解析結果の床応答加速度を用い、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)」P.45 表4.5に示される、建築設備の耐震設計に準じて設定して宜しいでしょうか。	よろしい。
30	設備計画 共通事項	12	2	II	2	(3)	① キ	水利用室として「便所、給湯コーナー」が挙がっておりますが、下階に重要機能室がない場合、長尺塩ビシート溶接工法による止水し、水洗いなしのモップ清掃という対応で差支えありませんか。	水洗いなしとする。
31	設備計画 共通事項	12	2	II	2	(3)	① ク	計量の考え方につき次の2点をお示し願います。課金計量が必要な対象がありましたら御教示願います。またエネルギー・水使用量把握のための計量を行う区分(階毎など)、指定がありましたら御教示願います。	1点目については、課金計量は不要である。 2点目については、施設全体の計量とする。電気はフロア毎とし、熱源、搬送動力の計量とする。水・ガスは熱源設備毎の計量とする。

■要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所					質問	回答	
		頁	見出し番号						
32	電灯設備□免震ピットの保守用	13	2	II	2	(3)	② イ (コ)	「免震ピット等、(中略)、照明器具を設置すること」とありますが、免震ピットが法的に階として扱われない場合、照明器具の設置可否は建築主事との協議事項となります。従って、当該項目については、『行政協議に基づき適宜設置』と解釈してよいでしょうか。	点検方法を考慮した計画とする。
33	受変電設備	13	2	II	2	(3)	② ウ (ア)	「特高変電所より6,600Vにて受電」とありますが、特高変電所側でフィーダーの改修工事が発生する場合は、別途工事と考えて宜しいでしょうか。	フィーダーの改修工事が発生する場合は、本事業の業務範囲である。保護協調については理研と協議すること。
34	受変電設備	13	2	II	2	(3)	② ウ (ア)	「特高変電所より6,600Vにて受電」とありますが、本施設にて使用できる電力デマンドの上限をお示し願います。	保護協調についての協議に基づき、電力デマンドについても理研と協議して決定する。
35	受変電設備	13	2	II	2	(3)	② ウ (ア)	「特高変電所より6,600Vにて受電」とありますが、特別高圧受変電設備の図面を御提供願います。	入札公告時までを示す。
36	受変電設備	13	2	II	2	(3)	② ウ (エ)	「現状の負荷の10%以上」とありますが、現状の負荷についてご教示願います。	「現状の」を「事業者提案による想定の」に読み替えること。
37	自家発電設備	14	2	II	2	(3)	② オ (エ)	「騒音には十分配慮し超低騒音型の排気口とする」とありますが、今回の発電機は、非常用(火災時・災害時)の為、騒音規制法にはかからず、さらに、平常時に運転する機会は、点検時の試運転のみとなりますので、敷地境界/室内に対する「騒音値(dB値・NC値)の規制」は、かからないという理解でよいでしょうか。	点検時であっても、敷地内の騒音に配慮し、超低騒音型の排気口仕様とすること。
38	自家発電設備	14	2	II	2	(3)	② オ	自家発電設備について、容量のご指定があればご教示願います。	各室エリアの要求水準より算出した容量以上とすること。
39	構内情報設備 (管路の敷設)	14	2	II	2	(3)	② キ (ア)	「管路を敷設する」とありますが、予定されている配線ボリュームをご教示願います。	1フロアあたり4芯以上×2系統を想定しており、50φ×6本(予備管含む)の管路を2箇所に分けて敷設すること。

■要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
40	構内情報設備 (サーバーラックについて)	14	2	II	2	(3)	② キ (イ)	「理研の指定するサーバーラック」とありますが、ラックの台数・サイズ・重量についてご教示願います。	各階1台、700mm×1,200mm×2,000mm、500kgとし、メンテナンススペースとして四方又は三方1m以上を確保すること。
41	監視カメラ設備	15	2	II	2	(2)	②	監視カメラ本体については共用部、各諸室問わず設置は要求水準に含まれないという理解でよろしかったでしょうか。	よろしい。
42	防災設備 (既存自動火災報知設備)	15	2	II	2	(3)	② コ (ア)	「既存自動火災報知設備に移報する」とあります。これにより、既存自動火災報知設備自体の改修工事も生じますが、その費用は別途工事という理解でよいでしょうか。なお、もし本事業に見込む場合は、既存自動火災報知設備の図面を御提供願います。	既存自動火災報知設備の改修工事は本事業に含む。当該設備の図面は入札公告時まで示す。
43	監視カメラ設備の将来対応	15	2	II	2	(3)	② サ	「将来の整備に備えて、電源・LANの対応を見込む」とありますが、見込む内容に関しまして応札者のレベルを揃えるために、参考プロット図等をご教示願います。	事業者の提案とし、設置にあたっては理研と協議して決定すること。
44	入退室管理設備 (ICカード)	15	2	II	2	(3)	② シ (イ)	施錠については、既に御使用のICカードを利用されると読み取れますが、そのような理解で相違ないでしょうか。また本事業において、新たなICカードは特に見込まないという理解でよいでしょうか。	よろしい。
45	空調設備 (給水設備)	16 17	2	II	2	(3)	③ ア カ	「ケース毎にLCC評価(50年)の比較検討書を作成し、検証する」とありますが、その検証時期は、実施設計段階という理解でよいでしょうか。	基本設計段階にて検証すること。
46	空調設備 (空調条件)	16	2	II	2	(3)	③ ア	空調条件(室内・屋外の温湿度条件等)は、「建築設備設計基準」の値を参照して計画するという事で宜しいでしょうか。	よろしい。室内条件において新たな指標の提案がある場合は、協議し決定すること。

■要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
47	換気設備	16	2	II	2	(3)	③ イ	「倉庫内に納める物品等の保存状態に悪影響を及ぼさない環境」とありますが、具体的な保存物品についてご教示願います。	書類、事務備品、保存食等を想定している。
48	自動制御設備 (既存システム)	17	2	II	2	(3)	③ エ (7)	「電気機械棟中央監視室の既存システムに取り込む」とあります。これにより、既存システム自体の改修工事も生じますが、その費用は別途工事という理解でよいでしょうか。なお、もし本事業に見込む場合は、既存システムの図面を御提供願います。	既存システム自体の改修工事は本事業に含む。既存システムの図面は入札公告前までに示す。
49	給水設備	17	2	II	2	(3)	③ カ	「トイレ洗浄水等雑用水は構内井水を使用する」とありますが、ウォシュレットは上水利用と考えて宜しいでしょうか。	よろしい。
50	都市ガス設備	18	2	II	2	(3)	③ ク	熱源用以外にガスを用いる必要のある部位があればご教示願います。また、給湯室の調理器は電化設備で支障ないという理解で宜しいでしょうか。	ガスを用いる箇所については選定事業者の提案による。調理器については電化設備で差支えない。
51	エレベーター設備 (既存集合盤)	18	2	II	2	(3)	③ サ (キ)	「電気機械棟のエレベーターインターホン集合盤に接続し」とありますので、既存集合盤の図面を御提供願います。	既存集合盤の図面は入札公告前までに示す。
52	エレベーター設備	19	2	II	2	(3)	③ サ (コ)	非常用EVを設けた場合、メンテナンス用エレベーターについて、非常用EVと兼用することは可能でしょうか、ご教示願います。	よろしい。
53	什器計画	19	2	II	2	(4)	① ウ	「選定事業者が本事業で設置する什器類については入札公告時までに示す」とありますが、事業者の業務に一部の什器類の調達も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	よろしい。
54	展示スペース	20	2	II	3	(1)	① ウ	展示スペースは、パネルを掲示できる壁面を確保する等までで、展示パネル自体は本事業に含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	よろしい。

■要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所					質問	回答	
		頁	見出し番号						
55	展示スペース	20	2	II	3	(1)	① ウ (エ)	展示スペースとエントランスホール間のセキュリティへの配慮とは具体的にどのようなことを想定しておられるのでしょうかご教示願います。	エントランスホールと一体となるため、セキュリティについては考慮しなくてよい。
56	郵便室	21	2	II	3	(1)	① キ	エントランスフロア/郵便室について。セキュリティの方針をご設定頂けませんでしょうか。	郵便室については、扉に電気錠を設置し、ICカードにて管理する。
57	サーバー室 (防振対策)	22	2	II	3	(1)	① サ (オ)	「サーバー室は建物本体から浮床にするなどの防震対策を行う」とあります。建物全体を免震とすることで、1階床の応答加速度は大幅に低減されるため、このことをもって防振対策ととらえて宜しいでしょうか。また、その場合、サーバー室の床応答加速度の要求水準があればご教示願います。	よろしい。サーバ室の床応答加速度を2m/s ² まで低減すること。
58	防災備品庫	22	2	II	3	(1)	① ソ	防災備品庫における備蓄量について、具体的な内容をご教示願います。(対象人員、BCP計画と連動した日数等)	本施設以外の建物にも備蓄庫があるため、別表に示す面積を参照して計画すること。
59	防災備品庫	22	2	II	3	(1)	①	防災備品庫について、飲料水、食糧については何日分程度の備蓄を求められますか。対象者、人数をご教示ください。	質問No.58を参照すること。
60	防災備品庫	22	2	II	3	(1)	①	防災備品庫について、飲料水、食糧について記載がありますが、当該物品の購入・更新は本事業の対象外と理解してよろしかったでしょうか。	よろしい。
61	大会議室 会議室 小会議室	23	2	II	3	(1)	② イ ウ エ	「可動間仕切りの遮音性能についてD-45以上」とありますが、可動間仕切り単体の性能という理解で宜しいでしょうか。	よろしい。
62	男子・女子トイレ 多目的トイレ	26	2	II	3	(1)	⑥ ア イ	トイレについては防水は不要とし、長尺シート等で良いでしょうか。	水洗い無しとし、抗菌性、防汚性、メンテナンスフリーに配慮された仕上材とする。それ以外の仕様は事業者の提案とする。

■要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
63	書庫	27	2	II	3	(2)	⑥ エ	各階の書庫について、具体的に必要な面積をご教示願います。	事務フロア各階概ね150㎡とする。4階以上で合計600㎡の書庫を必要とする。
64	ロッカー室	27	2	II	3	(2)	⑥ オ	男女別のロッカーについて比率などをご教示願います。	男子:女子=1:1と想定する。
65	設計及び施工に関する要求事項 (統括管理責任者)	28 32 34	2	II	4	(2) (3) (4)	③ ③ ③	「維持管理総括管理責任者を配置すること」とありますが、設計及び施工については特に記載がありません。設計及び施工段階は総括管理責任者の配置は必要無いとの理解で宜しいでしょうか。 また、設計に業務責任者の配置が求められていますが、建設と工事監理には記載がありません。法令等を満たす体制とすればよいとの理解で宜しいでしょうか。	実施方針に記載のとおりである。詳細は入札公告時に示すとおりとする。
66	選定事業者の業務	29	2	II	4	(2)	①	「総合的な図面を作成」とありますが、具体的な対象物についてご教示願います。	建築、設備その他の設計情報を一元化してプロットした総合図の作成を指す。各工事別の施工図を作成する上で必要とされる情報を対象とする。
67	提出する図書等	29	2	II	4	(2)	② イ (シ)	模型の着色とは、想定の外装・外構色を再現することでしょうか。	左記の理解でよろしい。
68	建設工事業務実施の際の留意点	32	2	II	4	(3)	③	作業時間、作業可能日において制約がありましたらお示し頂けますでしょうか。	現段階では作業にあたって制約となる日時はない。ただし、研究者の都合で制約が生じる場合がある。その場合は理研から指示を行うので従うこと。
69	建設工事業務実施の際の留意点	32	2	II	4	(3)	③	地中埋設物の有無において状況が分かりましたらお示し頂けますでしょうか。	現在理研が公表している資料のとおりである。
70	建設工事業務実施の際の注意点	32	2	II	3	(3)	③ エ	「理研が別途設計や工事等を発注した場合～調整、協力を行うこと」とありますが、その際に特別な費用が発生する際には、理研及び発注先の第三者と協議の上、負担者を決めるという理解で宜しいでしょうか。	特別な費用が発生する場合には、左記の理解でよろしい。

■要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
71	建設工事業務実施の際の注意点	33	2	II	3	(3)	③キ	「仕様が一時気」は「使用が一時期」の誤りでしょうか。	左記の理解でよろしい。
72	竣工図書の提出	35	2	II	4	(5)	②	「竣工写真の著作権は理研に帰属する」とありますがクレジット等の扱いについてご教示願います。	竣工写真にはクレジット等を載せないようにすること。
73	その他業務を実施する上で必要な関連業務	36	2	II	4	(5)	⑤	業務を実施する上で必要な関連業務の具体的な内容、範囲については協議頂けるという理解で宜しいでしょうか。	よろしい。
74	法令等の遵守	37	3	II	2	-	-	建築保全業務共通仕様書に準拠して業務を実施する事との事ですが、求められる水準を下回らない事を条件に事業者の提案により作業方法や周期を変更する事は可能と理解してよろしいでしょうか。	原則として、建築保全業務共通仕様書及び製造メーカー及び施工業者による保全業務仕様書に則して実施すること。ただし、各業務の詳細については性能水準を満たすことを前提に、理研と協議の上、理研が承諾した場合には一部変更等を認める場合がある。
75	法令等の遵守	37	3	II	2	-	-	製造メーカー及び施工業者による保全仕様書に準拠して業務を実施する事との事ですが、製造メーカー系点検業者による点検でなくても製造メーカー及び施工業者による保全仕様書に準拠した業務を実施すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	理研は業務の安全性並びに安定性の確保及び緊急時対応(速やかな不良部品交換等)の観点から、原則として製造メーカー系点検業者による点検体制とすることを想定している。ただし、選定事業者から提案があり、理研が問題がないことを確認し、承諾した場合には製造メーカー系点検業者以外の点検体制を認める。
76	費用の負担	39	3	II	7	-	-	水道光熱費の負担は貴所という理解でよろしいでしょうか。	よろしい。
77	その他	40	3	II	8	(12)	-	「和光地区の施設設備は随時変更、改修を行っている」とございますが、受託後に変更となった場合の金額改定は実施されるのでしょうか。	対象となる施設設備が変更となった場合は改定を行う。改訂方法については「サービス購入料の算定及び支払方法等(案)」を参考にすること。
78	業務の対象範囲 (免震装置の保守管理)	41	3	III	2	(2)	-	業務の対象範囲として、本施設の建築物とありカッコ内に免震装置の記載はありません。対象範囲に免震装置の点検(定期・緊急)は含まれますか。	免震装置の点検は含まれる。 業務範囲外と明記されているものを除き、選定事業者が整備した本施設の建築物及び建築設備は全て対象である。

■要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
79	修繕・更新事業の作成及び当該計画に基づく修繕・更新	43	3	Ⅲ	4	(3)	②	【修繕・更新業務に係る事業計画書を作成し、当該計画に基づいて各保守管理と一体的に本施設の修繕・更新を行うこと】とありますが、この文の中の「各保守管理業務と一体的に」とは、どの様に解釈すればよいのかご教示下さい。	本施設の修繕・更新業務を単独で検討・実施するのではなく、予防保全等も考慮し、本施設の建築物保守管理業務及び建築設備保守管理業務と一体的に行うことで、効果的に実施されることを期待して記載している。
80	修繕・更新事業計画書の作成及び当該計画に基づく修繕・更新	43	3	Ⅲ	4	(3)	②	長期修繕計画を維持管理期間の開始6ヶ月前までに提出し、長期修繕計画に基づき修繕を実施するが、「差異が発生する場合は理研と協議」とあるため、応札額には長期修繕計画を反映せず、別途精算される項目という理解でよろしいでしょうか。	本施設の修繕・更新に係る費用は選定事業者が見込むこと。 「差異が発生する場合は理研と協議」とは、維持管理期間中に修繕・更新を長期修繕計画から前倒しあるいは後ろ倒しの方が望ましいと考えられる際には理研と協議することを意味している。
81	事業期間終了時及び終了後の状態、明渡し	43	3	Ⅲ	4	(3)	④	・事業期間終了後2年間は、修繕・更新を必要としないことを前提に計画することの事ですが、例えば修繕計画上、事業期間終了後の2年目に修繕や更新の期間が訪れる建築・設備がある場合は事業期間に前倒した修繕・更新計画を作成する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	よろしい。
82	光熱水使用料の集計及び報告	48	3	Ⅳ	3	(2)	③	・使用量の集計は入居の研究室等への使用料金の請求に使用するものではないとの認識でよろしいですか。	よろしい。
83	保守の範囲	48	3	Ⅳ	3	(3)	②	業務範囲に次に示す消耗品の交換及び補充とありますが、当該業務に示されている消耗品の費用負担は別途発注者にて行うと理解してよろしいでしょうか。	よろしい。 ただし、「3 (3) ② ク」に記載のとおり、消耗品の在庫管理は選定事業者が行い、適宜理研へ報告すること。
84	臨機（故障・事故及び災害等発生時）の措置等	50	3	Ⅳ	3	(4)	①	アに示された協議・承諾の時期は、災害前(事前)・発災時のどちらでしょうか。	本項は災害発生前に災害発生時の措置を定めることを規定している。そのため、発生前(事前)である。

■要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
85	臨機（故障・事故及び災害等発生時）の措置等	50	3	IV	3	(4)	①	イに示された必要な措置、報告書作成について、対応内容の程度や費用負担、報告時期に関する、考え方をお示し頂けませんでしょうか。	業務要求水準書(案)49頁「3(3)④応急措置等」に記載のとおり、応急措置等は実施すること。メーカーによる修理などが必要な場合には理研に報告すること。メーカー修理の手配及び発生する費用は理研の負担とする。 臨機(故障・事故及び災害等発生時)の措置等に関する報告は措置等が完了した後、速やかにおこなうこと。
86	臨機（故障・事故及び災害等発生時）の措置等	50	3	IV	3	(4)	①	ウに示された立会いについては、研究機器等は対象外と考えて宜しいでしょうか。	研究機器等は維持管理の対象外との理解でよろしい。ただし、理研から要請があった場合には立ち会い、可能な範囲で協力すること。
87	その他の業務について	51	3	IV	4	-	-	「修理依頼対応作業」とは修理自体は本事業対象外であり、依頼のみ対応するという理解でよろしいでしょうか。また、修理依頼先についてご開示ください。	「修理依頼対応作業」は修理自体が選定事業者の業務対象であることを意味する。
88	実施方法に対する改善提案	53	3	IV	5	(3)	②	現行基準レベルの質の確保が求められております。現行基準レベルの質把握のため現在の要員配置をご教示願います。	現在は業務要求水準書(案)で要求しているスタッフ数で実施しているが、万一に備えて、代替要員を数名確保している。
89	中央・南地区管理業務	54	3	IV	6	(2)	① ②	対象業務の現状の仕様書及び対象設備の詳細(機器仕様、台数等)、実施体制、定期点検等の再委託がある場合は点検実施業者についてご開示下さい。	施設設備維持管理業務の仕様は業務要求水準書(案)内に全て含まれている。参考までに回答別紙3として平成28年4月に発注した同業務の仕様書を示す。 現在(平成28年4月発注業務)の対象設備の詳細は回答別紙4「管理業務運転基準」を参照すること。 実施体制については質問No.88を参照すること。 定期点検等の実施にあたり、現在再委託は行っていない。
90	業務の範囲 (免震装置の保守管理)	55	3	IV	6	(2)	② 7	業務の対象範囲として、研究本館など既存の免震建物の免震装置の点検(定期・緊急)は含まれますでしょうか。	既存免震建物の免震装置の点検は業務範囲外である。

■要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
91	要求される業務内容	56	3	IV	6	(2)	② ウ	実験動物飼育、放射線管理、スーパーコンピューター、細胞遺伝子等の高度・専門的技術における事故、災害のリスク分担について、より具体的な事象区分をお示し頂くことはできないでしょうか。また、事業者側でリスク分担する際、一般的な施設賠償責任保険以外に必要な保険についてご教示願います。	入札公告時に示す事業契約書(案)のとおりとする。
92	東地区管理業務	57	3	IV	6	(3)	① ②	対象業務の現状の仕様書及び対象設備の詳細(機器仕様、台数等)、実施体制、定期点検等の再委託がある場合は点検実施業者についてご開示下さい。	質問No.89を参照すること。
93	搬送設備点検業務	70	3	IV	6	(6)	②	月1回の定期点検については遠隔点検ではなく現地にて有人で実施しているとの理解でよろしいでしょうか。	よろしい。
94	搬送設備点検業務	70	3	IV	6	(6)	②	遠隔点検、監視に用いている通信回線費用の負担先をご教示下さい。	選定事業者の負担とする。
95	搬送設備点検業務 緊急対応業務	70	3	IV	6	(6)	②	復旧処置を行うために、交換パーツ等を安定供給できるように保管するとの事ですが、点検業者による保管で業務に支障が無ければ問題ありませんか。また、現状はどのようにご対応されているのでしょうか。	理研または施設管理者等からの連絡を受けたら、1時間以内に現地へ急行して復旧処置を講じることが出来る体制が構築でき、当該体制について理研が承諾した場合には問題ない。 現状は、搬送設備メーカー毎に委託先が異なっており、各委託会社が自社で交換パーツを有している。
96	搬送設備点検業務 緊急対応業務	70	3	IV	6	(6)	②	・復旧処置を行うために、交換パーツ等を安定供給できるように保管するとの事ですが、点検業者による保管で業務に支障が無ければ問題ありませんか。また、現状はどのようにご対応されているのでしょうか。	質問No.95を参照すること。
97	緊急時対応業務	70	3	IV	6	(6)	②	交換パーツ保管について、具体的な内容を示して頂けませんでしょうか。	質問No.95を参照すること。

■要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
98	フィルター清掃業務の実施体制	70	3	IV	6	(7)	②	当該業務を実施している業者名(委託先等)をご教示下さい。	RI管理区域内施設のフィルター清掃は大和アトミックエンジニアリング株式会社、RI管理区域外施設のフィルター清掃は株式会社アトックスが実施している。
99	要員配置	73	3	IV	7	(3)	①	現在の管理基準把握のため、各地区に配置されている施設設備保守管理要員の人数をご教示ください。	質問No.88を参照すること。
100	技術員の資格について	77	3	IV	7	(4)	④	技術員にCGS運転監視の実務経験がない場合に実施する実務訓練ですが、CGS指導員は「製造会社の技術員、ボイラー・タービン主任技術者等」とあります。CGS運転監視の実務経験を十分に有するものがCGS指導員として実務訓練を実施すれば問題ないという理解でよろしかったでしょうか。	原則、製造会社の技術員、ボイラー・タービン主任技術者による実務訓練とするが、理研の承諾を得て、CGS運転監視の実務経験を十分に有する者がCGS指導員として実務訓練を実施してもよい。
101	履行期間中の交代	78	3	IV	7	(4)	⑥	主任者及び技術員等の業務担当者の合計人数は、原則4名までとありますが、あくまで原則で死亡や自己都合退職等、やむを得ない事情による場合はこの限りではないと理解してよろしいでしょうか。	原則認めない。ただし、理研がやむを得ないと判断し、承諾した場合には4名以上の交代も可能とする。
102	清掃実施時間の指定	82	3	V	2	(3)	②	9時00分以前に清掃を完了すべき面積が示されておりますが、前日の夜間等から実施は可能でしょうか。可能な場合、何時から開始可能でしょうか。	定期清掃のうち、共用部分の清掃については、事前に選定事業者が申し出て、理研が承諾した場合には、前日の夜間22時からの実施を可能とする。その他は夜間の実施は不可とする。
103	集塵機保守	90	3	V	3	(5)	-	トルネックス社の汚れ基準でD～Eになることは現状どの程度の頻度で発生しているのでしょうか。	概ね3年から5年に1度発生している。毎回の保守をきちんと行うことで減多に発生するものではなく、過去3年間では1度も発生していない。
104	廃棄文書等処理対象	90	3	V	3	(6)	-	応札時には、要求水準で示される予定総重量で応札し、実際の当該業務サービス料についてはサービス料改定の基準に基づき重量で清算を行うという理解でよろしかったでしょうか。	よろしい。

■要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
105	清掃スタッフ	92	3	V	5	(4)	-	管理基準把握のため、現在の日常清掃業務スタッフ数、定期清掃業務スタッフ数をご教示いただけないでしょうか。	現在は日常清掃業務スタッフ数30～40名、定期清掃業務スタッフ70名～80名(月間延べ)で実施している。
106	定期清掃業務の清掃スタッフ	92	3	V	5	(4)	②	定期清掃業務の清掃スタッフは日常清掃業務の清掃スタッフと兼務可能でしょうか。	定期清掃業務を担う清掃スタッフは日常清掃業務の清掃スタッフと兼務することは可能である。ただし、定期清掃業務を実施する日も日常清掃業務を実施する。いずれの人員体制に係る業務要求水準を達成する計画とすること。
107	構内整備業務	96	3	VI	-	-	-	本項目は、災害時は対象外と考えて宜しいでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書(案)のとおりとする。
108	実施体制	99	3	VI	6	(1)	-	通常業務最低人数及び繁忙期最低人数が記載されております。それぞれ指定時期に毎日(発注者休日を除く)最低人数を配置するというのでしょうか。	左記の理解でよろしい。
109	人数	99	3	VI	6	(1)	-	構内整備業務の実施体制において、「通常業務最低9人以上、繁忙期12人以上とする」とありますが、その日の業務内容によって又、予定した人員が急遽休んだ場合にも最低人員を割り込むことは許されないのでしょうか。ご教示下さい。	原則として最低人員を割り込むことは認めない。急遽休むことなども想定した体制を構築すること。
110	備品等	99	3	VI	7	(2)	-	「作業員控室」という表記がありますが、その位置をご教示下さい。	入札公告時まで示す。
111	警備業務	101	3	VII	-	-	-	自然災害時対応の考え方をご教示願います。	自然災害の内容によるが、基本的には業務要求水準書(案)108頁の「6(1) 緊急時対応」に準じて実施すること。
112	警備業務	101	3	VII	-	-	-	防災訓練への対応があれば業務内容をご教示願います。	理研から防災訓練への対応要請があれば協力すること。要請に応じて発生した費用は理研が別途支払う。

■要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
113	ピット水槽	資料5	-	-	-	-	-	資料5(参考プラン)の断面図には、地下ピット水槽の記載がありませんが、設備計画に応じて、消火水源等、適宜地下ピットを計画して宜しいでしょうか。	資料5「本部・事務棟 参考プラン」は理研内部で比較検討の上、本施設の設計諸条件を調整し集約したものであり、選定事業者の設備計画に応じて変更することは差支えない。 免震構造である本施設において、選定事業者の設備計画に応じて最下階床下等にピットを計画する場合は、「雨水利用・排水再利用設備計画基準・同解説 平成28年版」を参照すること。
114	各室エリアの要求水準	別表	-	-	-	-	-	EVホール1～3階の床仕上げがF11タイルとなっておりますが、廊下のF5タイルカーペットとの区分をご教示願います。	1～3階は外部の来客者を想定した仕様としている。区分については平面計画と関係するため事業者提案による。
115	各室エリアの要求水準 在館人員	別表	-	-	-	-	-	室毎の在館予定人員(実人数もしくは人員密度)をご教示願います。	意見として受け付ける。入札公告時に示す内容を参照すること。
116	(全般) 要求水準書の修正箇所一覧	-	-	-	-	-	-	要求水準書が、実際の公告段階で変更箇所が生じた場合、修正箇所一覧表のような形で情報開示頂けませんでしょうか。	意見として受け付ける。
117	他	-	-	-	-	-	-	既存本部棟から新築する「本部・事務棟」への引越し業務は本事業とは別に実施されるという理解でよろしいでしょうか。	引越業務自体は選定事業者の業務には含まれないとの理解でよろしい。ただし、業務要求水準書(案)19頁「2(4)②既存什器調査及び③設置・施工」は選定事業者の業務範囲である。
118	他	-	-	-	-	-	-	「施設設備維持管理業務」には修繕更新業務は含まないという理解でよろしいでしょうか。	基本的には左記の理解でよいが、業務要求水準書(案)内で示している軽微な補修・修理は選定事業者の業務範囲である。

■ サービス購入料の算定及び支払方法等(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	見出し番号						
1	サービス購入料の構成	1	1					【サービス購入料の構成】において、「サービス購入料C1」各年度4回支払う、と「サービス購入料C2」各年度1回支払う、とありますが、業務による年度内に支払う回数の違いをご教示下さい。	サービス購入料C1とサービス購入料C2はそれぞれの対象業務の実施頻度が異なることから年度内で支払う回数を分けている。
2	参考資料1 サービス購入料の算定及び支払い方法等(案)	1	1					「サービス購入料C1」及び「サービス購入料C2」を分割している理由をご教示ください。	質問No.1を参照すること。
3	サービス購入料Aの改定	10	5	(1)	①	-	-	「建設工事業務費相当が不相当となったと認めるとき」という表現がありますが、具体的にはどのような条件を想定されますでしょうか。	ハイパーインフレまたはデフレによる賃金水準又は物価水準の著しい増減を想定している。
4	サービス購入料Aの改定	10	5	(1)	③	-	-	サービス購入料Aの改定に際して、物価水準等の指標はどの指標を使用するのでしょうか。また、PFIでは通常工事費の詳細内訳を提出しませんが、該当工事費の算出についてはどのように考えますでしょうか。	理研と選定事業者が協議して定めることを想定しているが、詳細は入札公告時に示すとおりとする。
5	サービス購入料C(C1及びC2)の改定	12	5	(3)	-	-	-	【サービス購入料C(C1及びC2)の改定】において、物価変動の対象として契約期間内のパート従業員の最低賃金の変動(上昇)も加味されるのかどうかご教示下さい。	最低賃金の変動については使用予定の指標値に反映されていると認識している。
6	廃棄文書等処理業務清算方法	15	5	(3)	-	イ	-	廃棄文書等処理ですが、提案する業務対価に対し、発生した廃棄文書等の重量で割返した重量でサービス対価の清算を実施するというのでしょうか。	左記の理解でよろしい。

■モニタリング及び減額措置等(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	見出し番号						
1	水準未達があった場合の措置	3	2	(2)	-	-	-	5日以内に改善計画書を提出するのは実務的に難しいと考え、7営業日程度に変更検討頂けないでしょうか。	意見として受け付ける。
2	減額ポイント	9	3	(2)	ウ	(イ)	-	「施設利用者の利便性を欠く場合」の具体的な基準をお示し頂けないでしょうか。	業務水準未達の場合の全てである。 具体的な事象については、理研が選定事業者の提案を踏まえて、対象業務毎に水準未達を認定する。

■実施方針に関する意見

NO	タイトル	該当箇所						意見	回答
		頁	見出し番号						
1	選定業者の業務	3	I	1	(6)	①	ウ	既存施設等維持管理業務で今回、宿舍管理・宿舍清掃業務が除外になっておりますが、施設管理業務の総括責任者の元、各業務を一元的に総括管理する中に、従来通りの宿舍管理・宿舍清掃業務を取り入れた包括的に管理の方が理研様の目指す「効率的かつ効果的に実施する」という趣旨に則するのではないのでしょうか。	国際交流会館を含む宿舍について、理研内部で将来の計画を検討中であり、本事業の事業範囲とすることは不相当と判断した。
2	事前調査・設計業務	3	I	1	(6)	①	ア	「事前調査・設計業務」とありますが「事前調査」に関する具体的な定義が要求水準書に見当たりません。業務内容を明確にするためにも定義頂けないでしょうか。	理研はボーリング調査結果及び土壌汚染調査を実施し、公表するとともに、選定事業者に提供する予定である。その他に必要な調査がある場合には、選定事業者が実施すること。
3	実施方針等に関する質問回答・意見の公表	7	I	1	(13)	-	-	「実施方針等に関する質問回答・意見の公表」を踏まえて、適宜実施方針や要求水準書案の改訂版を公表頂けないでしょうか。	意見として受け付ける。なお、実施方針及び業務要求水準書(案)の改訂版を公表しない場合にも、質問回答等を踏まえた資料を入札公告時に示す。
4	競争的対話の実施 実施方法の通知 (参加者人数)	9	I	1	(14)	⑤	-	競争的対話には最低10人程はお認め頂けないでしょうか。専門の異なる者がそれぞれ参加したく考えております。	10人程度は参加できることとする。具体的な人数は競争的対話参加申込者に対して別途通知する。
5	選定基準・手順	9	I	2	(2)	-	-	評価値の算出は加算方式、除算方式どちらになりますでしょうか。 事業目的に記載される「100年の発展の礎として相応しい建物」という側面を勘案すると、除算方式では無く加算方式での審査が望ましいと考え、意見として提案いたします。選定基準において除算方式はコスト偏重の審査になりがちと考えます。	入札公告時に示すとおりとする。
6	選定の手順及びスケジュール	11	II	2	-	-	-	「入札公告、入札説明書等の公表」から「入札説明書等に関する第一回質問受付」までの期間について、1ヶ月程度頂けないでしょうか。	意見として受け付けるが、入札公告後に質問は2回受け付けることを予定していることから、原案のとおりとすることを想定している。

■実施方針に関する意見

NO	タイトル	該当箇所						意見	回答
		頁	見出し番号						
7	選定の手順及びスケジュール	11	II	2	-	-	-	「入札説明書等に関する第一回質問回答」から「競争参加資格確認審査書類の受付」までの期間について、3週間程度頂けないでしょうか。	意見として受け付ける。
8	選定の手順及びスケジュール	11	II	2	-	-	-	入札公告以降、競争参加資格確認申請者による対話の機会を設けて頂けないでしょうか。	意見として受け付ける。
9	入札参加者の備えるべき要件等（維持管理）	18	II	4	(3)	④	イ	「共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る」とありますが、指定管理者等において出資を伴わない共同企業体もあるため、「出資比率等」や「出資比率または業務比率」への変更をお願いできますでしょうか。	意見として受け付ける。
10	入札参加者の備えるべき要件等（維持管理）	18	II	4	(3)	④	イ	(ア)建築設備保守管理業務において、「敷地面積140,000㎡以上かつ延床面積100,000㎡以上」とありますが、本要件は参加者にとっては相当な参入障壁となります。貴所の既存施設・新築施設においては、各棟の集合体であるため、各棟個別での管理能力を保有していれば、記載面積までの実績は不要と考えます。「警備業務」と同様の要件まで緩和いただきたくお願いいたします。また、(ア)～(ウ)までの面積要件について100%子会社の実績も可としていただきたくお願いいたします。	前段については和光地区全体の建築設備を同時に保守管理できる知見やノウハウを有していることを求めたものであり、各棟を管理できればよいとは考えていない。 後段については入札公告時に示すとおりとする。
11	リスク分担表（案） 共通事項 住民対応	28	別紙 2	1	-	-	-	「住民」ではありませんが、貴所構内での建設であるため、貴所関係者(研究者等)との調整があることを想定します。 スムーズな運営のために、貴所関係者(研究者等)との調整は、貴所と選定事業者が協力して対応するという理解で宜しいでしょうか。	原則として、理研内の関係者との調整は理研が行い、必要に応じて、選定事業者に協力を要請する。
12	リスク分担表（案） 調査・設計・建設段階 物価変動	29	別紙 2	2	-	-	-	設計・建設期間中のインフレ・デフレによる物価変動の負担者が貴所と事業者ともに△とされていますが、昨今の建設市況を踏まえると建設物価高騰は大きなリスクと考えます。 については、入札時と設計建設期間各段階での物価指標比較によるサービス対価改訂の基準や計算方法を定めて頂けないでしょうか。	意見として受け付ける。

■実施方針に関する意見

NO	タイトル	該当箇所						意見	回答
		頁	見出し番号						
13	リスク分担表（案） 調査・設計・建設段階 建設工事費	29	別紙 2	2	-	-	-	不可抗力による建設工事費の増大は貴所負担として頂けないでしょうか。 貴所負担とならない場合は、より具体的に不可抗力の種類を明示し負担者を明示頂けないでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書(案)のとおりとする。
14	リスク分担表（案） 維持管理段階 施設瑕疵	30	別紙 2	3	-	-	-	施設の引渡し後10年以内に隠れた瑕疵が見つかった場合のリスク負担者が選定事業者とされていますが、通常の公共工事、民間工事と同様の2年として頂けないでしょうか。劣化や瑕疵ではない不具合も瑕疵と同一視される可能性があり、事業者の負担が重過ぎます。また、将来トラブルになる可能性も予想されます。 瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合のみ、当該請求を行うことのできる期間を10年とするのはいかがでしょうか。	入札公告時に示す事業契約書(案)のとおりとする。

■要求水準書(案)に関する意見

NO	タイトル	該当箇所						意見	回答
		頁	見出し番号						
1	階数 (高さ制限)	6	2	II	1	(1)	②	「高さ制限について緩和されることを想定」との記載がありますが、提案内容に影響を与える点かと思えますので、より具体的な情報を提示頂くことを希望いたします。	和光市との協議により、高さ制限は緩和されることを想定している。和光市との事前協議結果を回答別紙1のとおり、示す。
2	近隣及び構内対応	31	2	II	4	(3)	① ア	貴所構内での建設であるため、貴所関係者(研究者等)との調整があることを想定します。その際、スムーズな事業推進のために貴所と事業者が協力しての窓口対応として頂けないでしょうか。	理研は必要に応じて(特に研究者との調整について)支援を行うことを想定しているが、原則として工事中の苦情その他については、選定事業者を窓口として自らの責任において処理すること。
3	建設工事業務実施の際の注意点	33	2	II	4	(3)	③ ス	「工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生」しないように努めることは勿論ですが、万が一工事をする上で致し方ない状況の場合(施設計画、工事による影響が避けられないと分かった場合等)は責務の免除を協議頂けないでしょうか。	選定事業者は工事による影響が避けられない可能性があると判断した時点で速やかに申し出ること。選定事業者からの申し出を受け、理研がやむを得ないと判断した場合には協議することとする。
4	法令等の遵守	37	2	II	2			「法令等の遵守」において、「建築保全業務共通仕様書」、「製造メーカー及び施工業者による保全仕様書」に「準拠」とございますが、準拠ではなく参考等の表現としていただけないでしょうか。準拠の場合、仕様変更等による効率化提案が不可となります。	原則として建築保全業務共通仕様書及び製造メーカー及び施工業者による保全業務仕様書に準拠して実施すること。 ただし、各業務の詳細については理研と協議の上、理研が承諾した場合には一部変更等を認める場合がある。
5	保守の範囲	48	2	IV	3	(3)	②	保守の対象となる機器の詳細数量・仕様を入札公告時にお示しください。	現在(平成28年4月発注業務)の対象設備の詳細は回答別紙4「管理業務運転基準」を参照すること。
6	その他の業務について	52	2	IV	5	(2)		『建築保全業務共通仕様書(最新版)』に準じ」とありますが、共通仕様書の頻度や仕様を遵守し、一切の変更を認めない場合、効率的な仕様変更提案は不可となりますが、「参考」等に変更いただけないでしょうか。	原則として建築保全業務共通仕様書及び製造メーカー及び施工業者による保全業務仕様書に準拠して実施すること。 ただし、各業務の詳細については理研と協議の上、理研が承諾した場合には一部変更等を認める場合がある。

■要求水準書(案)に関する意見

NO	タイトル	該当箇所						意見	回答
		頁	見出し番号						
7	清掃に使用する消耗品	93	3	V	6	(2)	②	清掃に使用する消耗品(トイレtpーパー、水石鹼、殺菌消毒用アルコール、ゴミ袋)は選定事業者で用意することとあります。当該消耗品の正確な消費量は現行事業者以外には分かり得ない情報です。公平な応札のため、入札要綱時には年間消費実績をご教示ください。	入札公告時に示すとおりとする。

■サービス購入料の算定及び支払方法等(案)に関する意見

NO	タイトル	該当箇所						意見	回答
		頁	見出し番号						
1	サービス購入料の構成	1	-	-	-	-	-	【サービス購入料の構成】において、「サービス購入料C1」各年度4回支払う、と「サービス購入料C2」各年度1回支払う、とありますが、その中の各年度1回支払いの中に年2回以上実施する項目があります。これに関しては年複数回の支払いとしていただくことは可能でしょうか。	意見として受け付ける。
2	サービス購入量C2支払手続き	6	3	(4)	-	イ	(イ)	サービス対価C2は業務内容が年2回等、短期的に発生する業務となっています。事業契約の解除時、供用開始日の遅延等の場合のサービス購入料ですがサービス供用開始日の遅延等C2についても日割り計算ではなく、実施業務内容に応じた清算としてください。特に供用開始日が1,2か月の遅延となった場合ですが、業務実施回数は変わらないにもかかわらずサービス購入料のみ減額ということが起こり得ます。	完了された業務分については日割り計算ではなく、実施内容に応じて精算することにする。詳細は入札公告時に示すとおりとする。
3	サービス購入料Aの改定	10	5	(1)	③	-	-	「協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合」とありますが、実務的には厳しいスケジュールと考えます。21日程度に延長頂けないでしょうか。	意見として受け付ける。
4	サービス購入料Aの改定	10	5	(1)	⑦	-	-	「協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合」とありますが、実務的には厳しいスケジュールと考えます。21日程度に延長頂けないでしょうか。	意見として受け付ける。
5	物価変動の指標値	11	5	(2)	-	ア	-	修繕業務については賃金指数よりも、建設費に大きく左右されます。修繕業務の物価変動指標は建設物価指数を採用いただけないでしょうか。	意見として受け付ける。

■モニタリング及び減額措置等(案)に関する意見

NO	タイトル	該当箇所						意見	回答
		頁	見出し番号						
1	水準未達があった場合の措置	3	2	(2)	-	-	-	5日以内に改善計画書を提出するのは実務的に難しいと考えます。 7営業日程度に変更頂けないでしょうか。	意見として受け付ける。

打合せ記録簿

					追番	
	課長	課長補佐	担当			
	■	■	■	■		
事務所名	和光市 建設部 都市整備課			相手	国立研究開発法人 理化学研究所	
件名	和光市高度地区における特例許可について					
出席者	和光市側	加山課長、本多主幹、三富主査			日時	平成 29 年 5 月 1 日 (月) 10:00~10:30
	理研側	串田次長、大塚副主幹			場所	和光市役所 404 会議室
					方法	会議・電話

- 提出資料
- ・国立研究開発法人理化学研究所 本部・事務棟建設手法について
 - ・新本部・事務棟 PFI 手法による事業工程 (案)

□協議内容

理化学研究所和光地区 本部・事務棟の建設手法について、次のとおり。

理化学研究所 和光地区

1) 建替手法

建替え手法としては、PFI を予定している。公共施設の建設、維持管理、運営等の一連の業務を専門企業に請け負わせることにより、効率的かつ効果的にサービスを提供させるとともに事業コストの削減を目指している。

2) PFI の契約スキーム

一連の業務を特定目的会社が請け負うこととなるため、事業主体は、理研ではあるが、建築主は理研ではなく特定目的会社となる。ただし、建物竣工後には建物所有権は理研に引渡される契約となっている。

3) 高度地区特例許可の可否について

当該建築物を高度地区の適用除外とする場合、「和光都市計画高度地区に関する規則第 6 条」のうち、その他これらと同等以上に公益上やむを得ないと市長が認める必要がある。理研が PFI の契約スキームを採用することで、建築主は民間会社となるが、公益上やむを得ないかどうかは、総合的判断するが、おそらく問題ないとした。

4) 特例許可の時期・条件について

平成 29 年 ■■■ に当該建築物の実施方針を公表し、平成 30 年 ■■■ に入札広告予定となっている。理研としては、民間コンソーシアムや金融機関の融資条件にも影響するため、高度地区特例許可若しくはその担保を平成 29 年 ■■■、遅くとも平成 30 年 ■■■ には頂きたいとのこと。

和光市の「和光都市計画高度地区に関する規則」には、必要書類提出の前に、高度地区特例許可若しくはその担保をする規定はおかれていない。

したがって、平成 29 年 ■■■ までに、和光市と理研と協議している内容を作成し、公表することをもって、特例許可に該当する見込みであることを確認した。

5) 特例許可の条件について

理研としては、新本部・事務棟については、高さは ■■■ m で足りると考えている。和光市が特例許可の条件について「高さ 35m 以下とすること」などの数値の条件があるなら、あらかじめ理研に示してほしいとのこと。「和光都市計画高度地区に関する規則」の審査基準においては、第 6 条の基準は定められていないため、数値の条件は提示しなかった。

5) 本部棟以外

[Redacted]

4) 今後の予定

許可申請前に、高度地区の「特例許可若しくはその担保」を和光市が示すことはできないため、平成29年 [Redacted] までに、高さ [Redacted] mの本部・事務棟の建設が25m高度地区の特例許可の適用となる方向性を確認することとした。

以上

独立行政法人
理化学研究所 和光キャンパス

サインガイドライン

2010.03.30
(Ver-2.0)

独立行政法人 理化学研究所 和光キャンパス

目次

目次	01
1 和光キャンパスにおける基準編	
1-1 配置計画	03-05
1-2 サインの形態と表示面モジュール	06
1-3 色彩	07
1-4 マップ	08,09
1-5 表示情報内容の整理	10-26
1-6 シンボルマークとロゴ	27,28
1-7 表示の基本ルール	29
1-8 用語の表記基準	30,31
1-9 応急対応のルール	32
2 和光キャンパスにおける技術編	
2-1 本体仕上	34
2-2 表示面仕上	35
2-3 照明方法	36
2-4 基礎電源	37
2-5 メンテナンス方法	38
3 施工業者選定にあたって	
3-1 製作にあたっての工程	40
3-2 材料および工法	41
3-3 照明およびその他	42

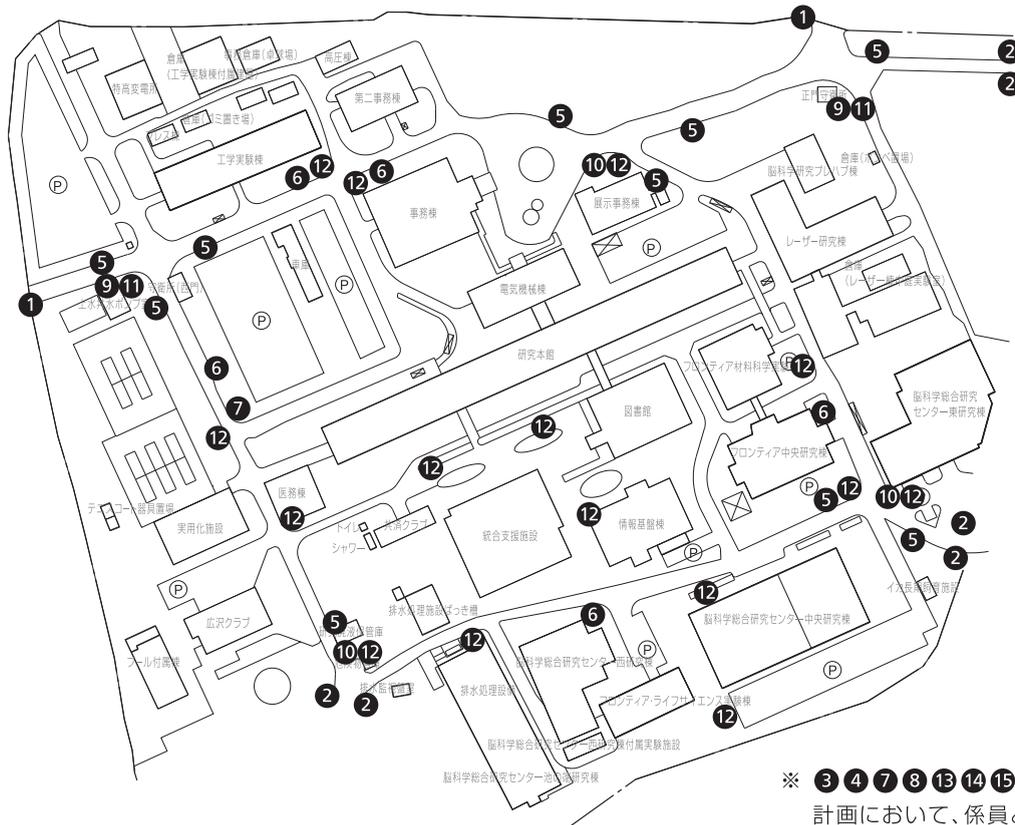
1-1

配置計画 1

サインの配置は車両系、歩行者系を区別し、目的地までの導線にそって連続性を持たせ、わかりやすく配置します。
以下に地区ごとの配置を示します。

※ サインの面数(片面、両面)については利用者の動線と設置位置を考慮し、係員と協議の上、決定してください。

中央地区



※ 3 4 7 8 13 14 15 16 17 は、実際の計画において、係員と協議の上、設置場所を検討してください。

1	2	3	4	5	6	7	8	
ゲート 名称サイン	エリア入口 導入部サイン	壁面サイン (建築外壁面)	ストリート 名称サイン	誘導サイン (大/車利用者)	誘導サイン (小/車利用者)	駐車場および 駐輪場サイン	車両系 規制サイン	
9	10	11	12	13	14	15	16	17
キャンパス内 総合案内板	エリアマップ	誘導サイン (大/歩行者)	誘導サイン (中/歩行者)	誘導サイン (小/歩行者)	仮設用 誘導サイン	ポスター掲示板	歩行者用 注意系サイン	棟名サイン (建物入口廻り)

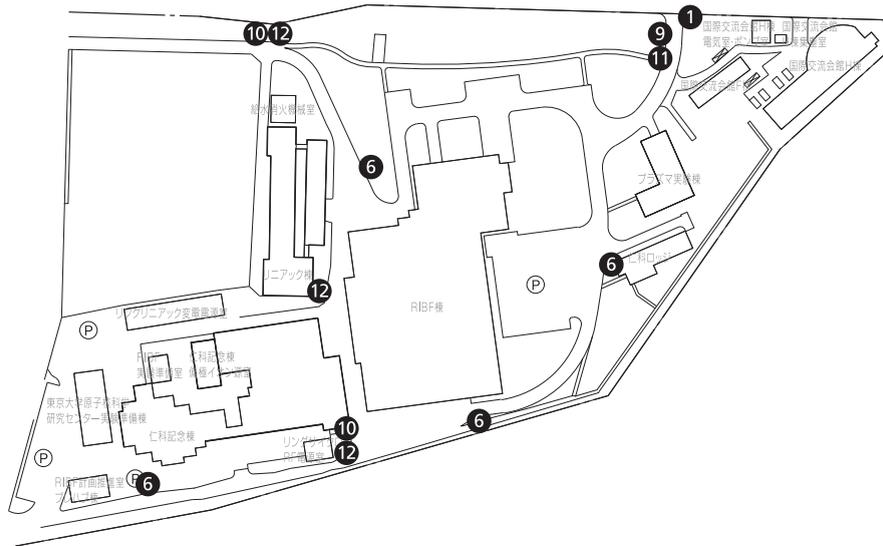
南地区・池の端地区



※ ③ ④ ⑦ ⑧ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ は、実際の計画において、係員と協議の上、設置場所を検討してください。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
ゲート 名称サイン	エリア入口 導入部サイン	壁面サイン (建築外壁面)	ストリート 名称サイン	誘導サイン (大/車利用者)	誘導サイン (小/車利用者)	駐車場および 駐輪場サイン	車両系 規制サイン	
⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
キャンパス内 総合案内板	エリアマップ	誘導サイン (大/歩行者)	誘導サイン (中/歩行者)	誘導サイン (小/歩行者)	仮設用 誘導サイン	ポスター掲示板	歩行者用 注意系サイン	棟名サイン (建物入口廻り)

東地区



※ ③ ④ ⑦ ⑧ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ は、実際の計画において、係員と協議の上、設置場所を検討してください。

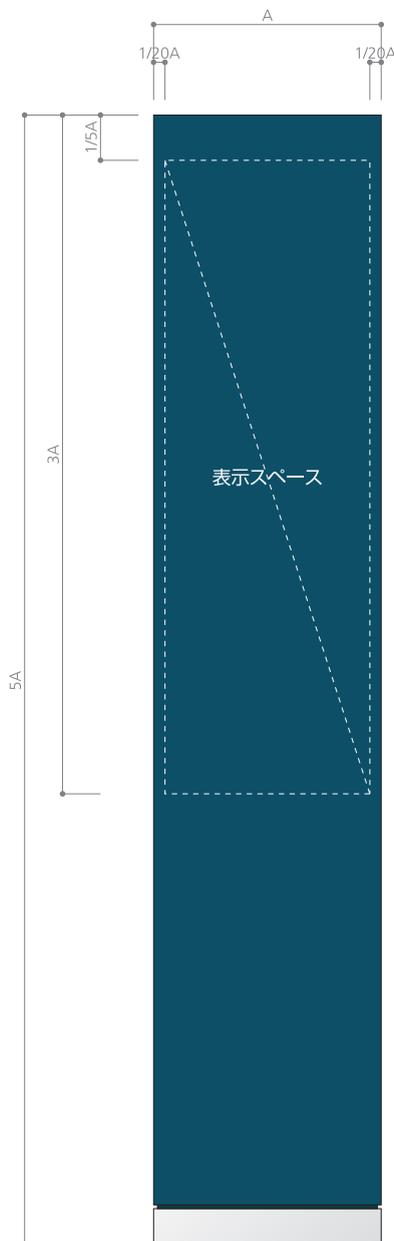
① ゲート名称サイン	② エリア入口導入部サイン	③ 壁面サイン (建築外壁面)	④ ストリート名称サイン	⑤ 誘導サイン (大/車利用者)	⑥ 誘導サイン (小/車利用者)	⑦ 駐車場および駐輪場サイン	⑧ 車両系規制サイン	
⑨ キャンパス内総合案内板	⑩ エリアマップ	⑪ 誘導サイン (大/歩行者)	⑫ 誘導サイン (中/歩行者)	⑬ 誘導サイン (小/歩行者)	⑭ 仮設用誘導サイン	⑮ ポスター掲示板	⑯ 歩行者用注意系サイン	⑰ 棟名サイン (建物入口廻り)

1-2

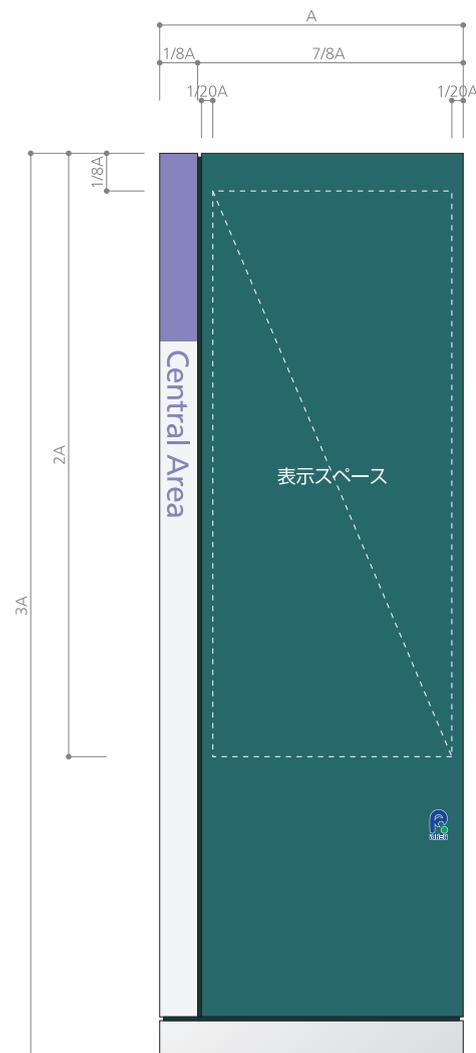
サインの形態と表示面モジュール

車両系サイン及び歩行者系サインの形態と表示面モジュールを以下に示します。

車両系サイン



歩行者系サイン



1-3

色彩

サインに用いる色彩を、車両系、歩行者系(車歩共用)のサイン本体色、表示面色、文字色を以下に示します。
また、各エリアのカラーについても以下に示します。

分類	指定色	使用例
車両系サイン	<p>本体色 DIC-N-894(濃藍)</p>  <p>文字色 DIC-N-946(灰白)</p>  <p>※シートの場合は上記近似色</p>	
歩行者系サイン (車歩共用)	<p>本体色 DIC-N-866(錆納戸)</p>  <p>文字色 DIC-N-946(灰白)</p>  <p>※シートの場合は上記近似色</p>	
エリアカラー	<p>中央地区 DIC-N-909(菟胆色)</p>  <p>東地区 DIC-N-793(山吹色)</p>  <p>南地区 DIC-N-828(若葉色)</p>  <p>池の端地区 DIC-N-895(淡群青)</p> 	

1-4

マップ

理化学研究所和光キャンパスの案内でマップを使用する際は、以下のマップを使用してください。

マップはグリッド付きにして、施設がどのエリアにあるか、分かりやすく表現してください。

なお、マップの表示ルールとして、下図の向きを基準とし、視認する方向が上になるよう、90°づつ回転し配置してください。また、文字の大きさを調整してください。

※ マップ内色彩について

文字情報がより良く視認できるよう、各エリアカラーは指定されているカラーの70%（濃度）とします。

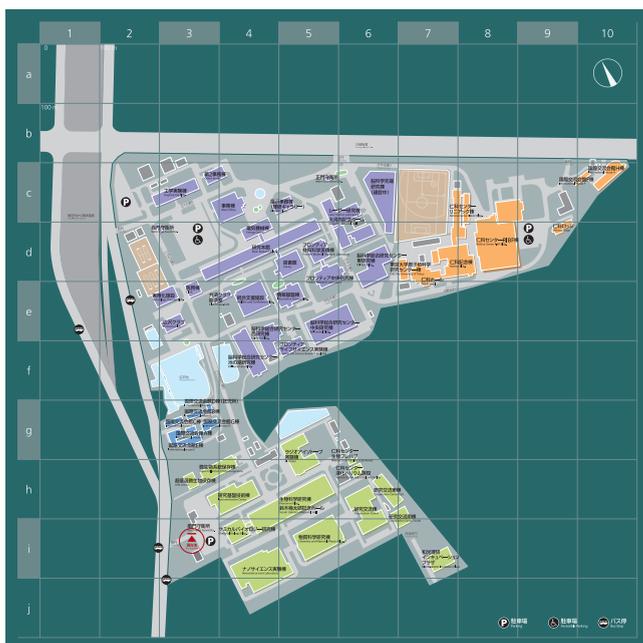
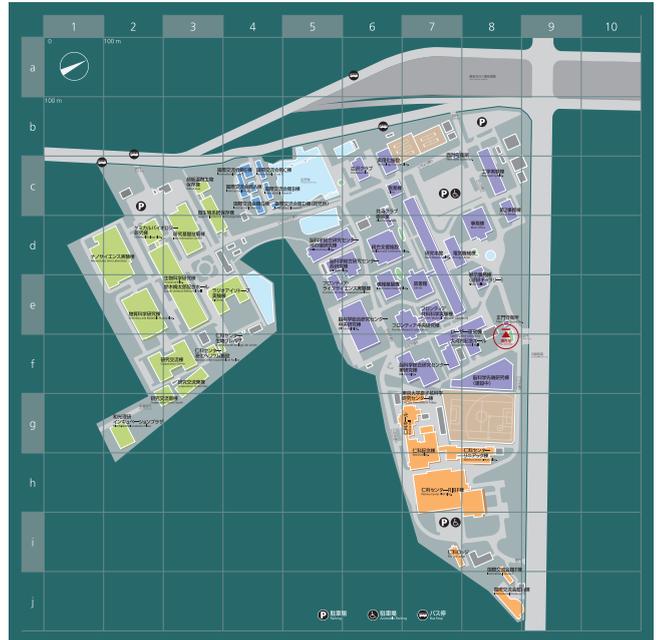
グリッドは本体色の70%（濃度）、敷地内ベース色は本体色の40%（濃度）とします。



1-4

マップ

マップの回転バリエーションを下記に示します。
視認する方向が上になるものを配置してください。

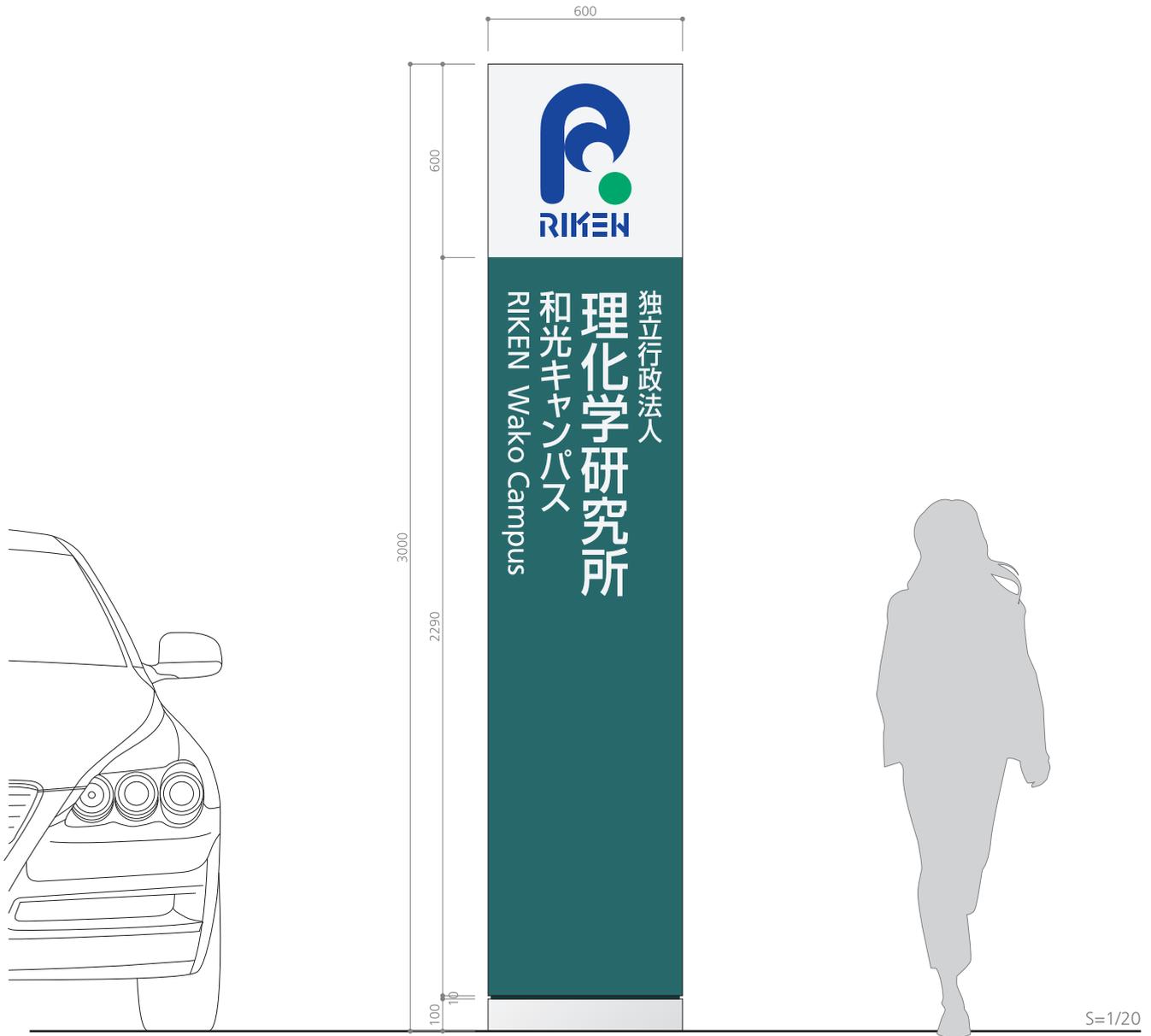


1-5

表示情報内容の整理 1

サインの表示盤面に記入される情報は、それぞれの目的、機能によって情報内容と情報量を整理し、情報のヒエラルキー（重要度）を明確にします。

ゲート名称サインの情報内容を以下に示します。



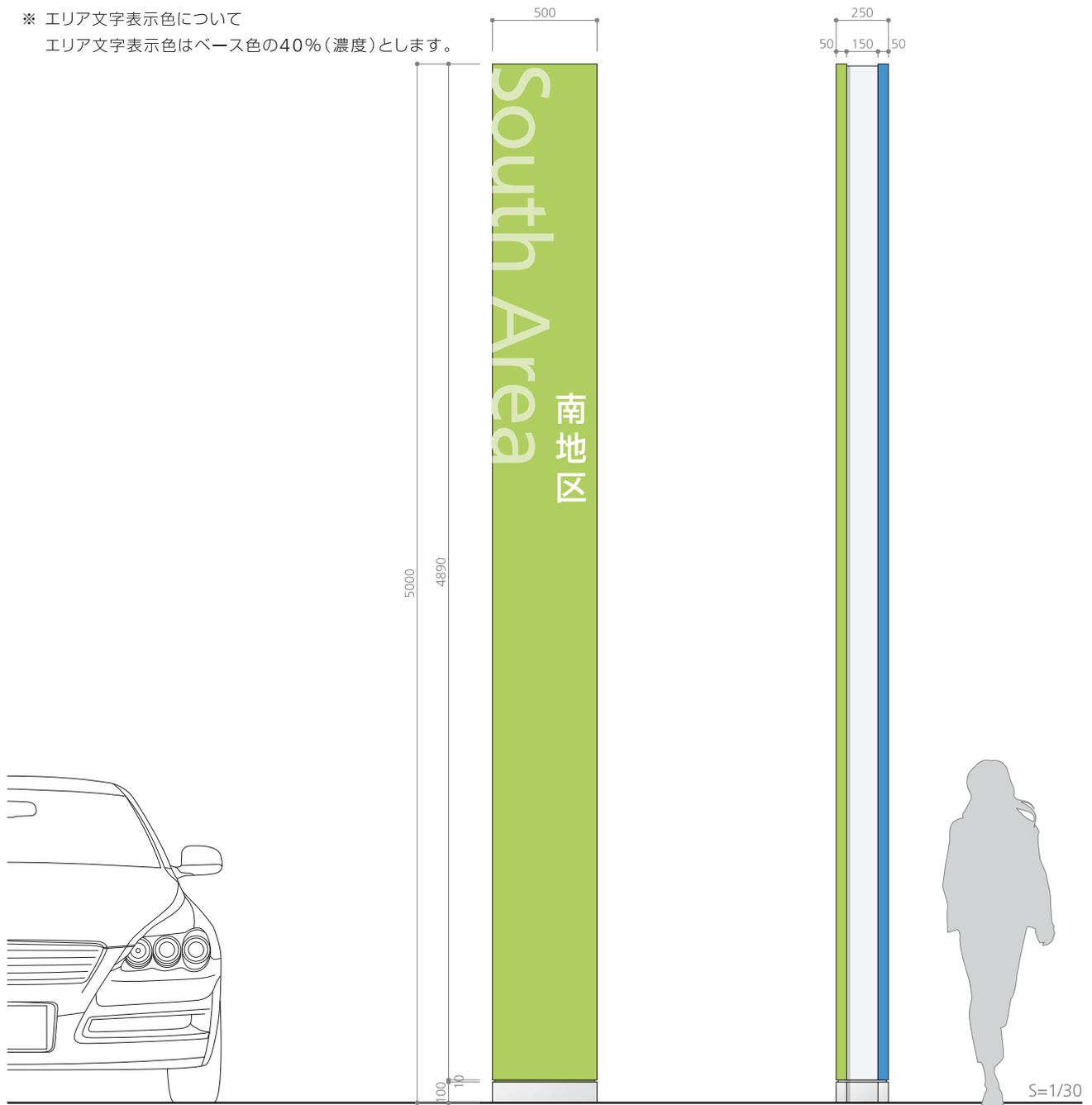
分類・機能	盤面情報	配置の考え方・面数	ゾーンカラー	照明
分類 歩行者および車利用者 機能 キャンパスの名称を知らせる	ロゴ キャンパス名	配置の考え方 各エントランス導入部 面数 片面		間接照明(アッパー)

1-5

表示情報内容の整理 2

エリア入口導入部サインの情報内容を以下に示します。

※ エリア文字表示色について
 エリア文字表示色はベース色の40%（濃度）とします。



分類・機能	盤面情報	配置の考え方・面数	ゾーンカラー	照明
分類 歩行者および車利用者 機能 利用者に対して、この位置から エリアが始まることを分らせる	各エリア名	配置の考え方 各エリア入口導入部 面数 両面	各エリアのカラー	間接照明（アッパー）

1-5

表示情報内容の整理 3

壁面サイン(建築外壁)の情報内容を以下に示します。
なお、設置にあたって照明の有無を係員と協議して決定してください。

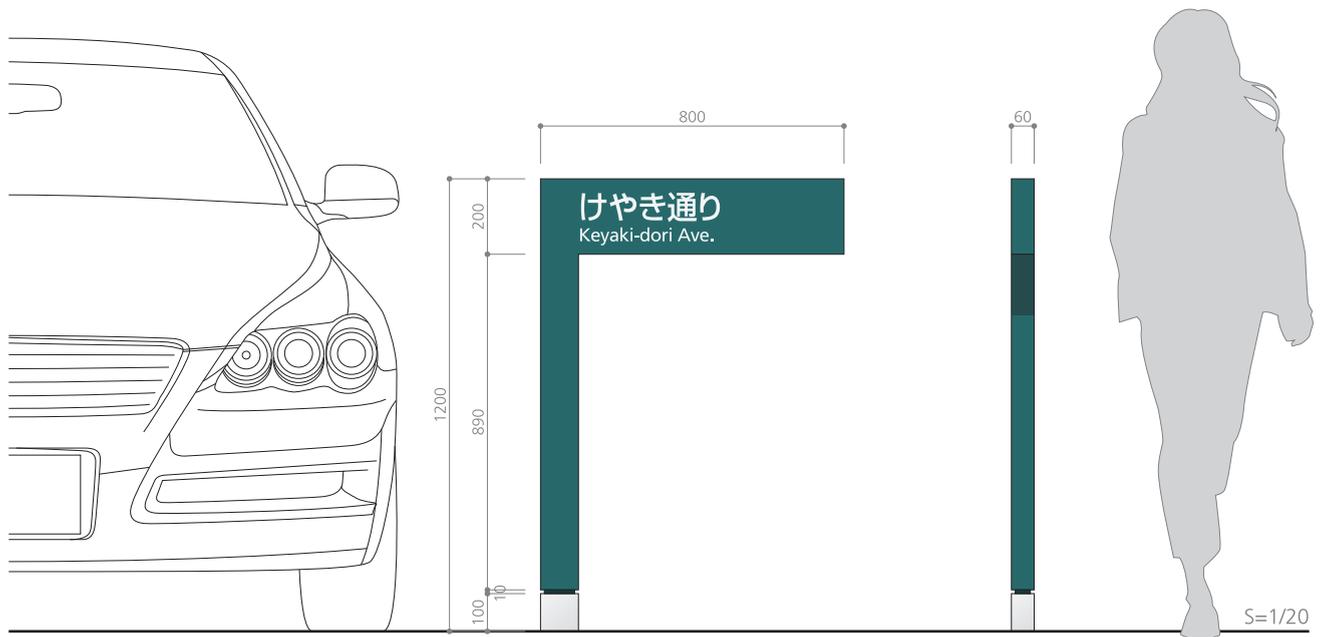


分類・機能	盤面情報	配置の考え方・面数	ゾーンカラー	照明
分類 歩行者および車利用者 機能 利用者に対して、ある一定の距離から理化学研究所を分らせる	理化学研究所ロゴマーク	配置の考え方 建築壁面 面数 片面		使用例として 正面発光 (文字表面より発光) バックライト (文字裏面より発光)

1-5

表示情報内容の整理 4

ストリート名称サインの情報内容を以下に示します。



分類・機能	盤面情報	配置の考え方・面数	ゾーンカラー	照明
分類 歩行者および車利用者 機能 ストリート名称を示す	ストリート名称	配置の考え方 結節点から結節点までのある一定距離 面数 係員と協議		

1-5

表示情報内容の整理 5

誘導サイン(大／車利用者)の情報内容を以下に示します。

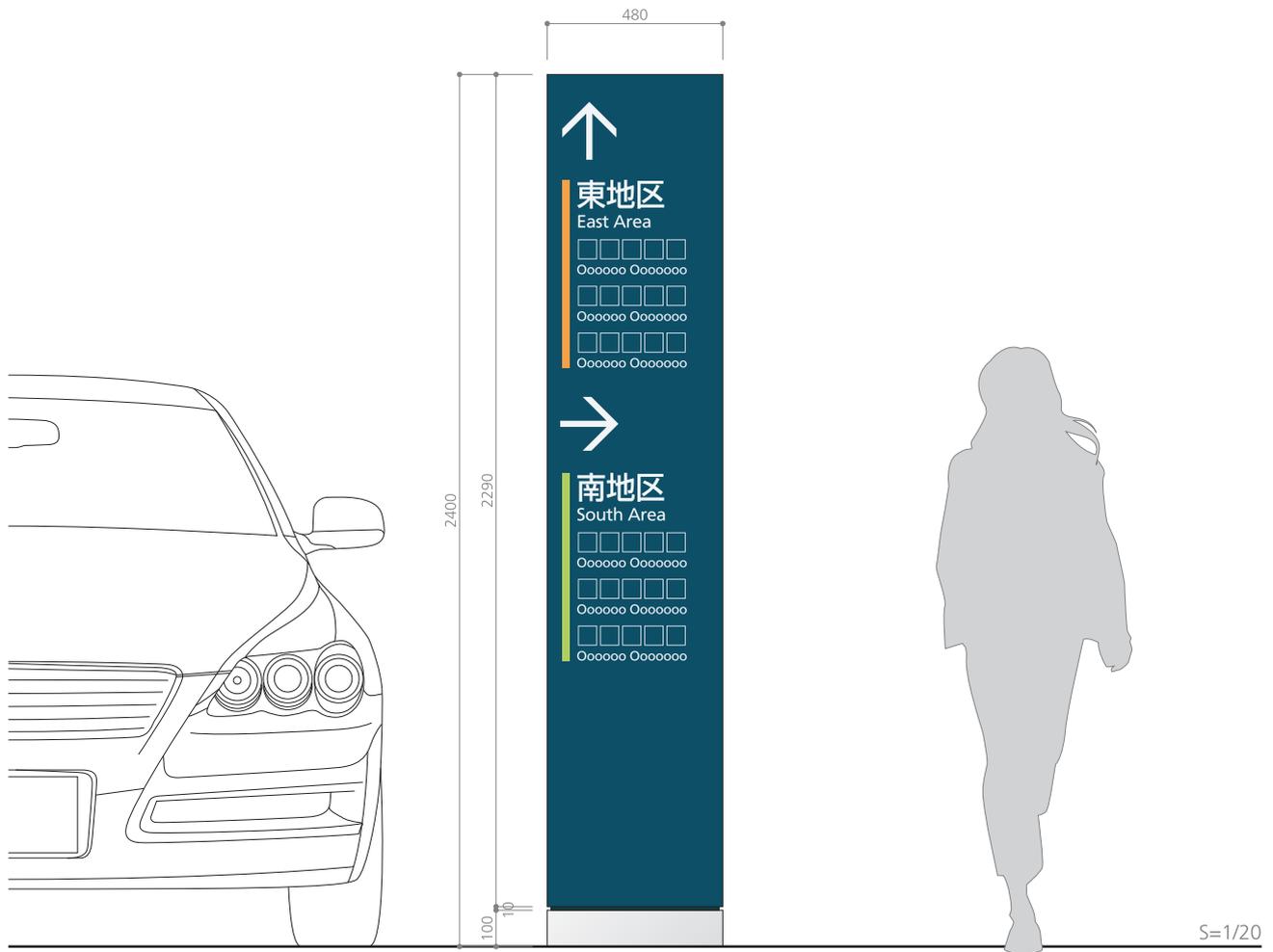


分類・機能	盤面情報	配置の考え方・面数	ゾーンカラー	照明
分類 車利用者 機能 車利用者に対して各エリア、各出入口(ヒエラルキー／A)までの誘導を促す	各エリア名 各出入口名 各駐車場名	配置の考え方 車主要導線に対する結節点 面数 係員と協議	各エリアのカラー	間接照明(アッパー)

1-5

表示情報内容の整理 6

誘導サイン(小／車利用者)の情報内容を以下に示します。

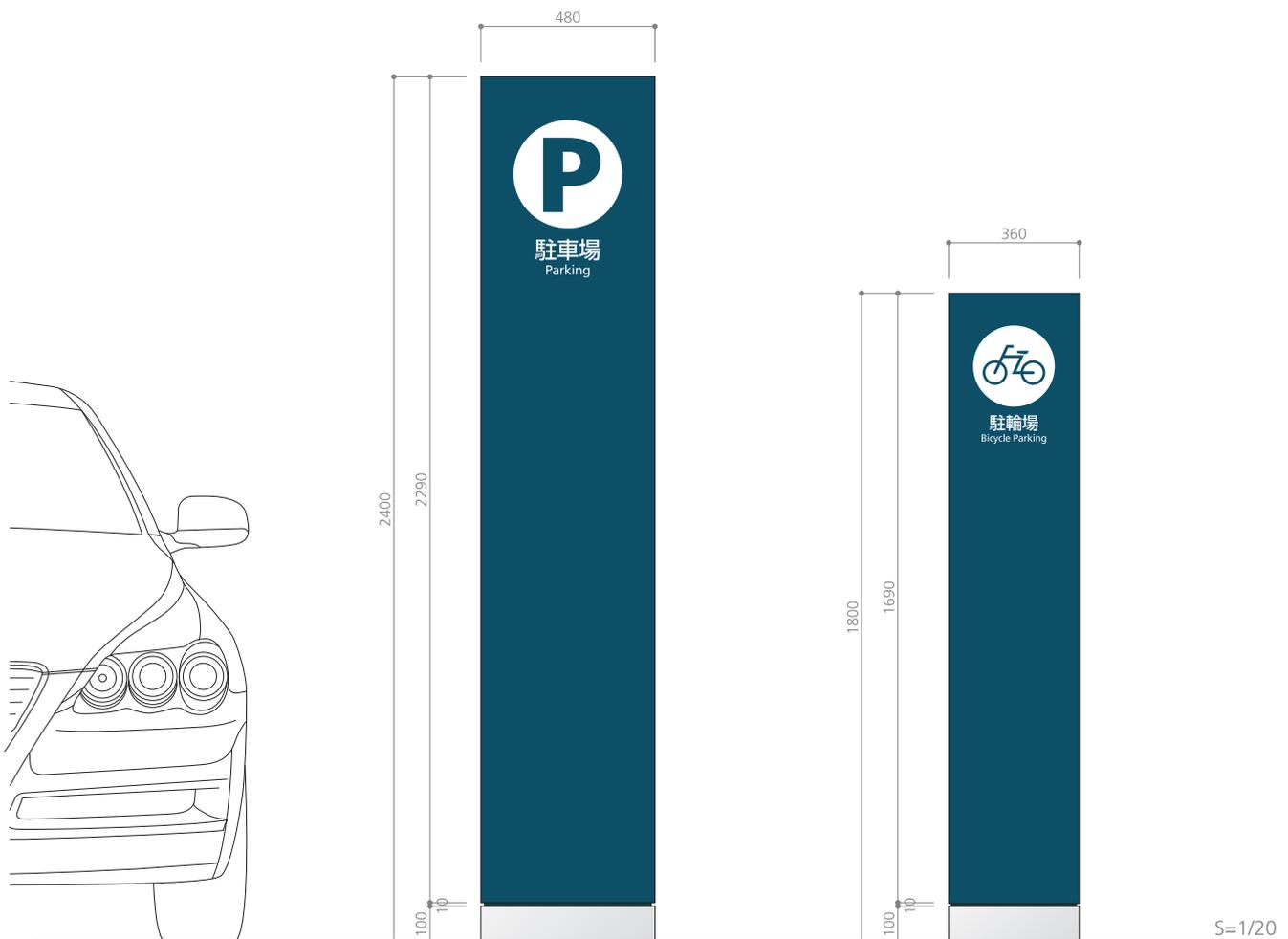


分類・機能	盤面情報	配置の考え方・面数	ゾーンカラー	照明
分類 車利用者 機能 車利用者に対して各エリア、各出入口(ヒエラルキー／A・B)までの誘導を促す	各エリア名 各主要建物名 各駐車場名	配置の考え方 結節点から結節点までのある一定距離 車サブ導線の結節点 面数 係員と協議	各エリアのカラー	間接照明(アッパー)

1-5

表示情報内容の整理 7

駐車場および駐輪場サインの情報内容を以下に示します。



分類・機能	盤面情報	配置の考え方・面数	ゾーンカラー	照明
分類 車利用者 機能 駐車場、駐輪場入口を示す	Pマーク 一般車、関係者、搬入車の区分 身障者マーク 駐輪場マーク	配置の考え方 駐車場および駐輪場入口導入 部周辺 面数 係員と協議		間接照明(アッパー)

1-5

表示情報内容の整理 8

車両系規制サインの情報内容を以下に示します。

なお、主要な交点でサインが乱立してしまうと想定される箇所や、より視認性が求められる箇所等においては、既製品を用いることも可とします。ただし、ポール塗装を車両系サインに合わせる等、環境に配慮して設置してください。

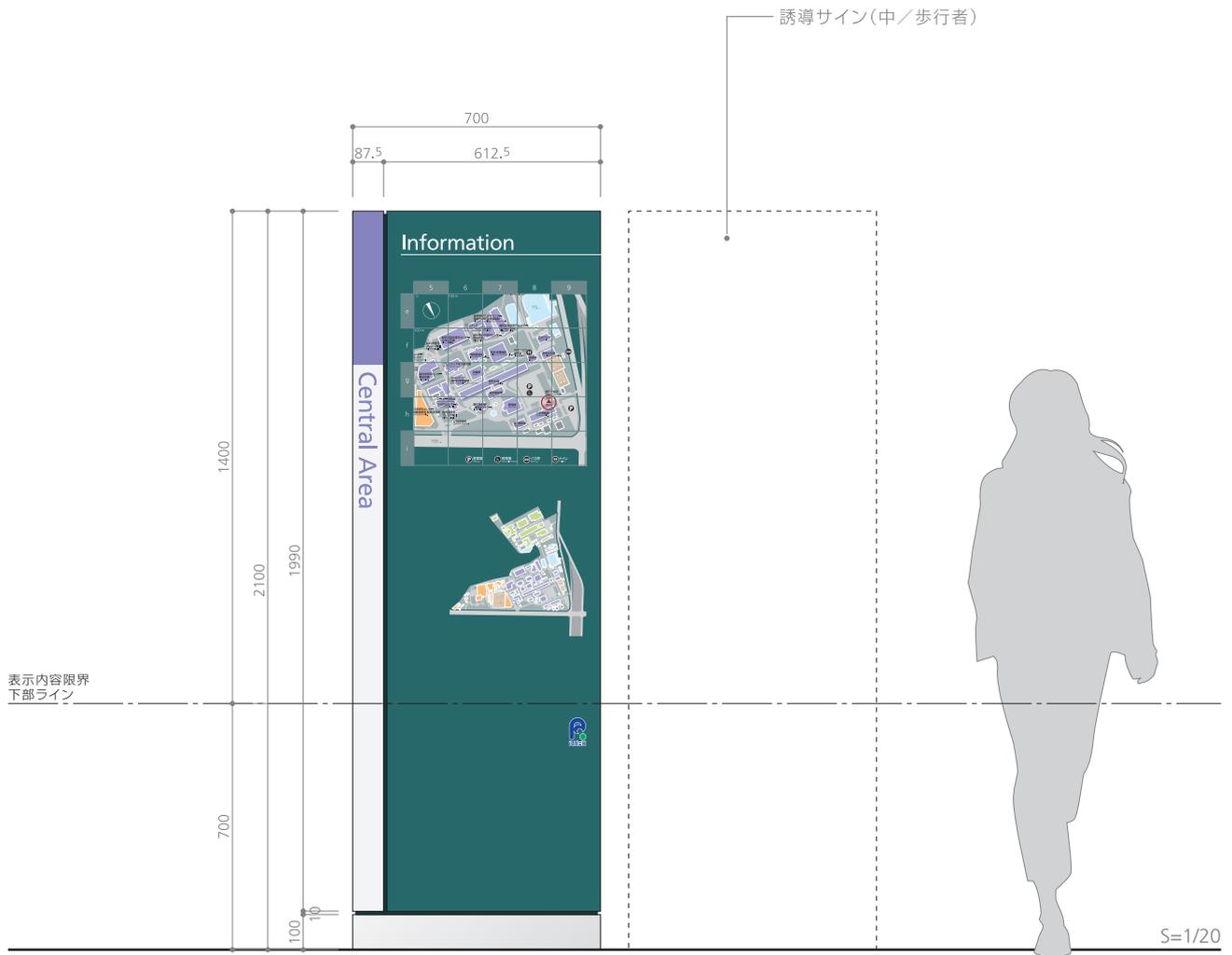


分類・機能	盤面情報	配置の考え方・面数	ゾーンカラー	照明
分類 車利用者 機能 車利用者に対して、速度制限や駐停車禁止、交通利用にあたっての注意を促す	速度制限 駐停車禁止 止まれ 進入禁止 一方通行 等	配置の考え方 エントランス周辺 結節点から結節点までのある一定距離 面数 係員と協議		反射シートによる表示

1-5

表示情報内容の整理 10

エリアマップの情報内容を以下に示します。

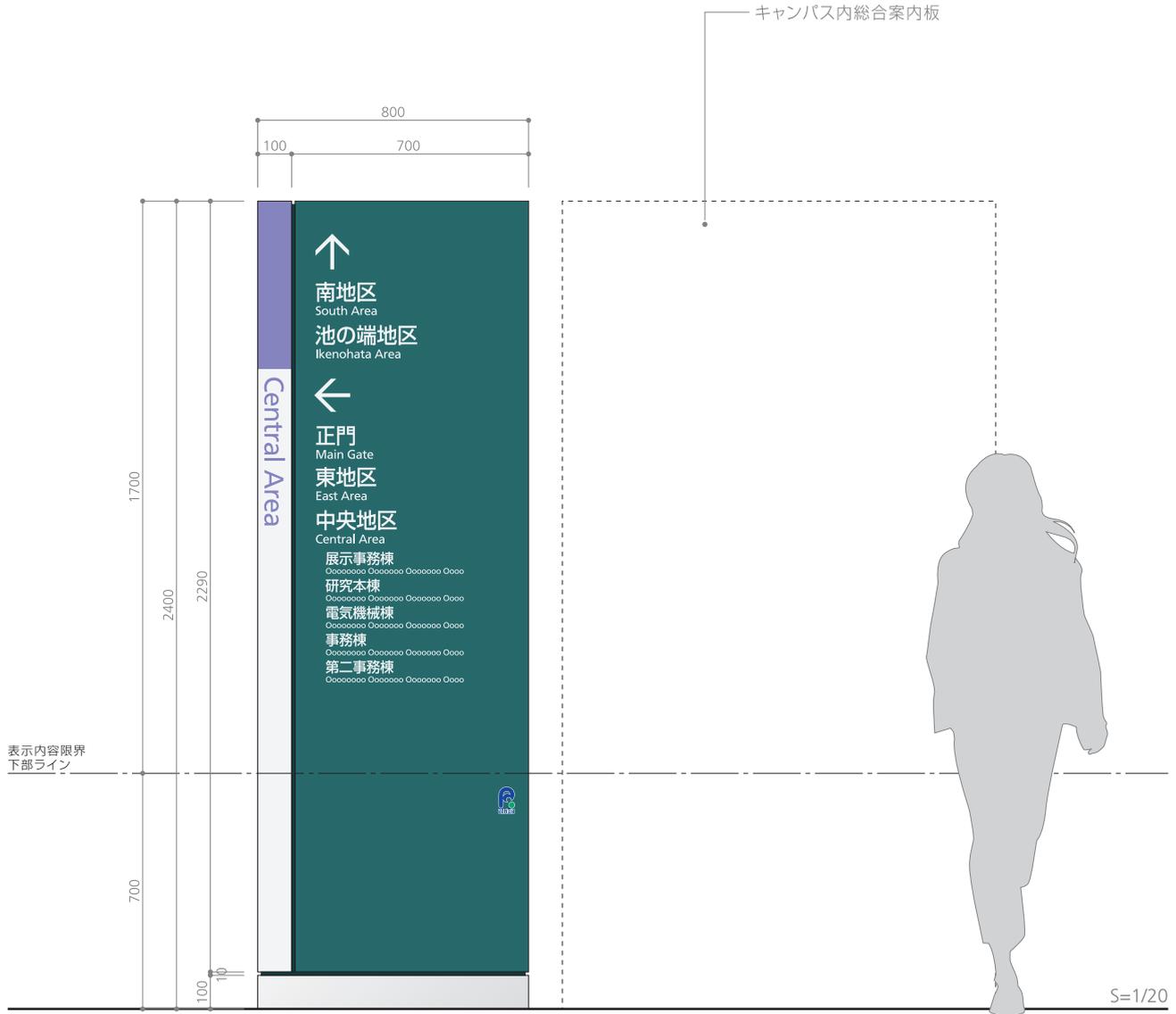


分類・機能	盤面情報	配置の考え方・面数	ゾーンカラー	照明
分類 歩行者 機能 歩行者に対してエリア内の各施設を知らせる	エリア内の拡大平面図 キャンパス内平面図(小) エリア内の建物(マップ内記載) ストリート名称 方位、現在地、距離	配置の考え方 結節点から結節点までのある一定距離 歩行者サブ導線の結節点 誘導サイン(中/歩行者)とセット 面数 係員と協議	各エリアのカラー	間接照明(アッパー)

1-5

表示情報内容の整理 11

誘導サイン(大/歩行者)の情報内容を以下に示します。

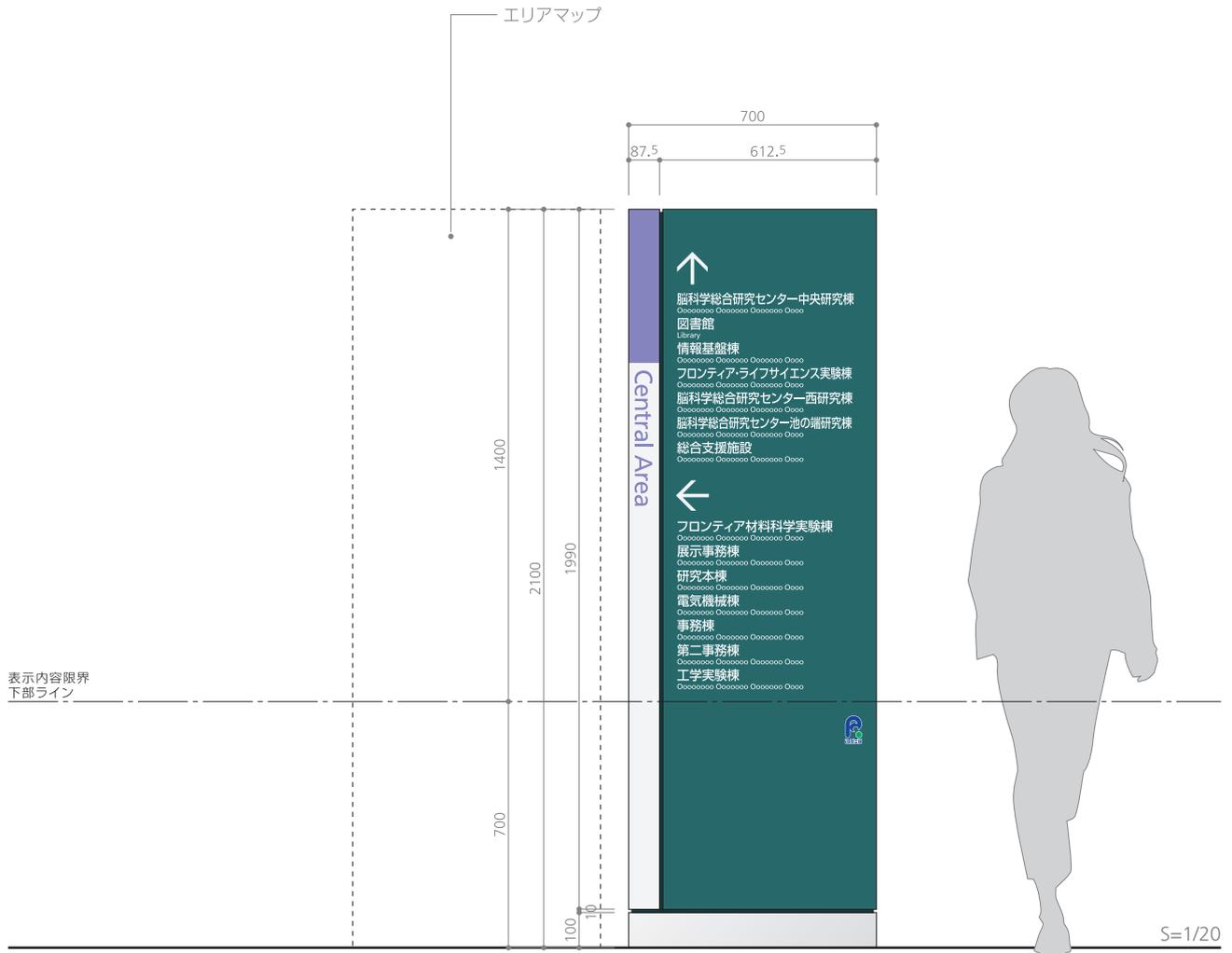


分類・機能	盤面情報	配置の考え方・面数	ゾーンカラー	照明
分類 歩行者 機能 歩行者に対して各エリア、各出入口(ヒエラルキー/A)までの誘導を促す	各エリア名 各出入口 主要建物名称(大分類)	配置の考え方 エントランス周辺 キャンパスコアガーデン 歩行者主要導線の結節点 エントランス周辺およびキャンパスコアガーデンについては総合案内板とセット 面数 係員と協議	各エリアのカラー	間接照明(アッパー)

1-5

表示情報内容の整理 12

誘導サイン(中／歩行者)の情報内容を以下に示します。

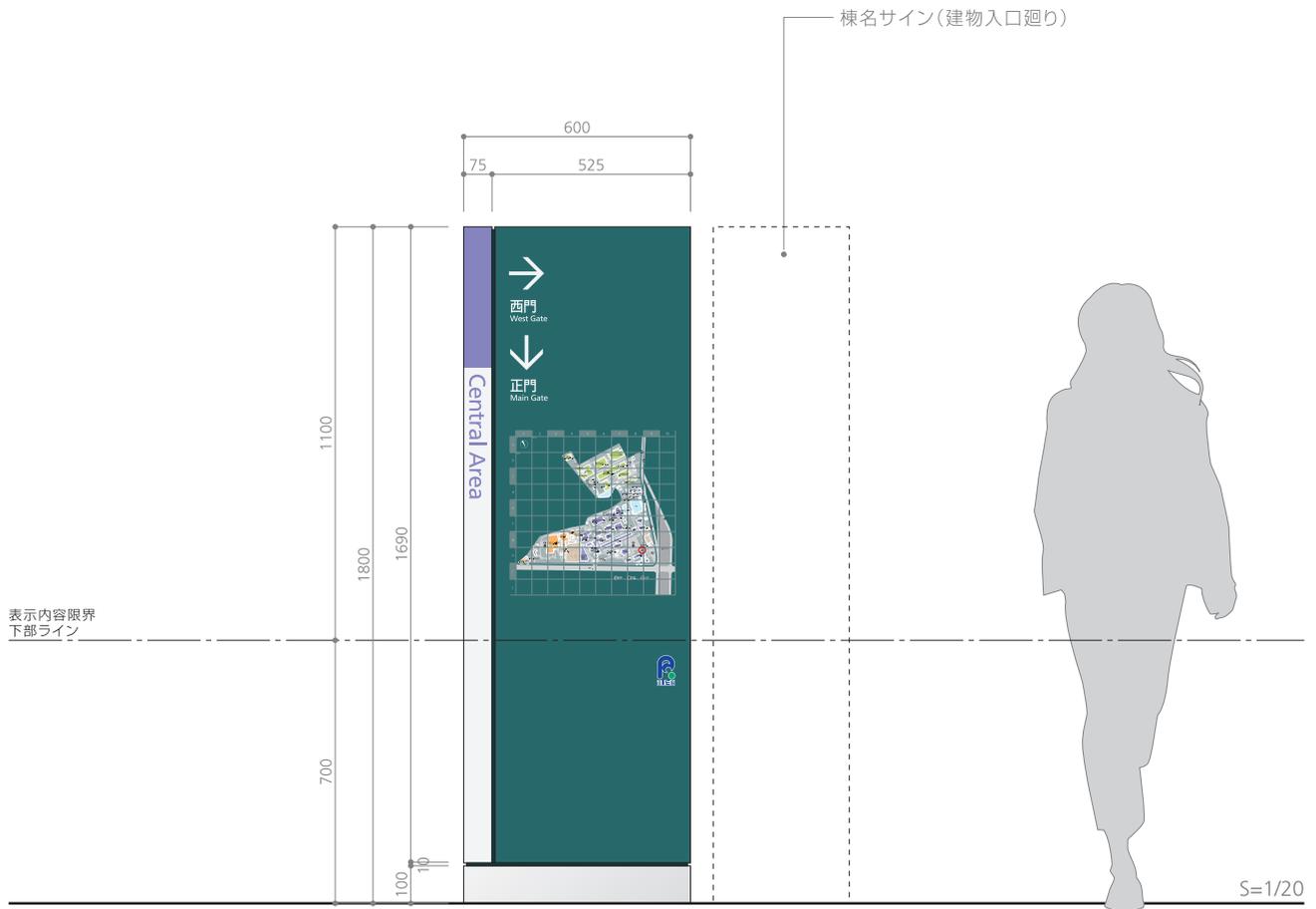


分類・機能	盤面情報		ゾーンカラー	照明
分類 歩行者 機能 歩行者に対して各エリア、各施設(ヒエラルキー/A・B)までの誘導を促す	各エリア名 各建物名称(中分類)	配置の考え方 結節点から結節点までのある一定距離 歩行者サブ導線の結節点 エリアマップとセット 面数 係員と協議	各エリアのカラー	間接照明(アッパー)

1-5

表示情報内容の整理 13

誘導サイン(小/歩行者)の情報内容を以下に示します。



分類・機能	盤面情報	配置の考え方・面数	ゾーンカラー	照明
分類 歩行者 機能 歩行者に対して帰りの方向をマップ入りで示す	平面マップ 出口誘導(帰りの導線に対して)	配置の考え方 各主要建物周辺 棟名サインとセット 面数 係員と協議	各エリアのカラー	間接照明(アッパー)

1-5

表示情報内容の整理 15

ポスター掲示板の情報内容を以下に示します。

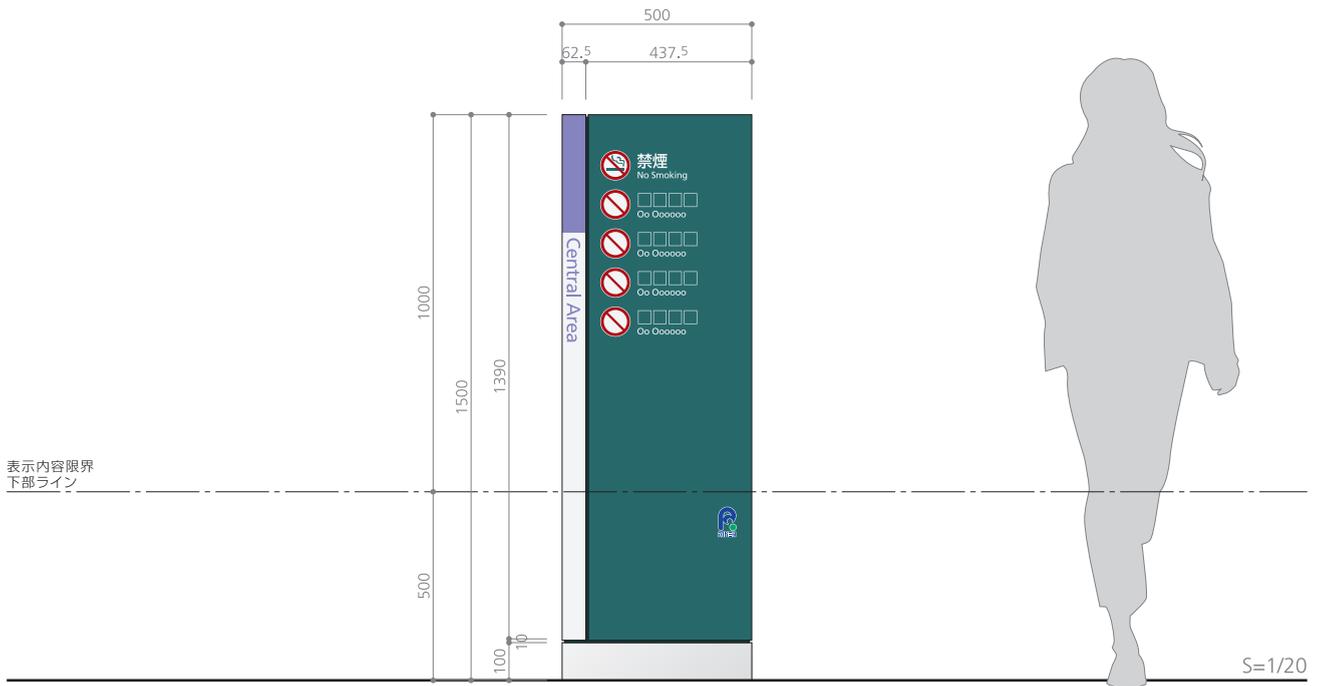


分類・機能	盤面情報	配置の考え方・面数	ゾーンカラー	照明
分類 歩行者 機能 イベント催事をポスター掲示により、来訪者へ知らせる	イベント催事企画情報	配置の考え方 エントランス周辺 キャンパスコアガーデン 総合案内板周辺 面数 係員と協議	各エリアのカラー	内照式

1-5

表示情報内容の整理 16

歩行者用注意系サインの情報内容を以下に示します。

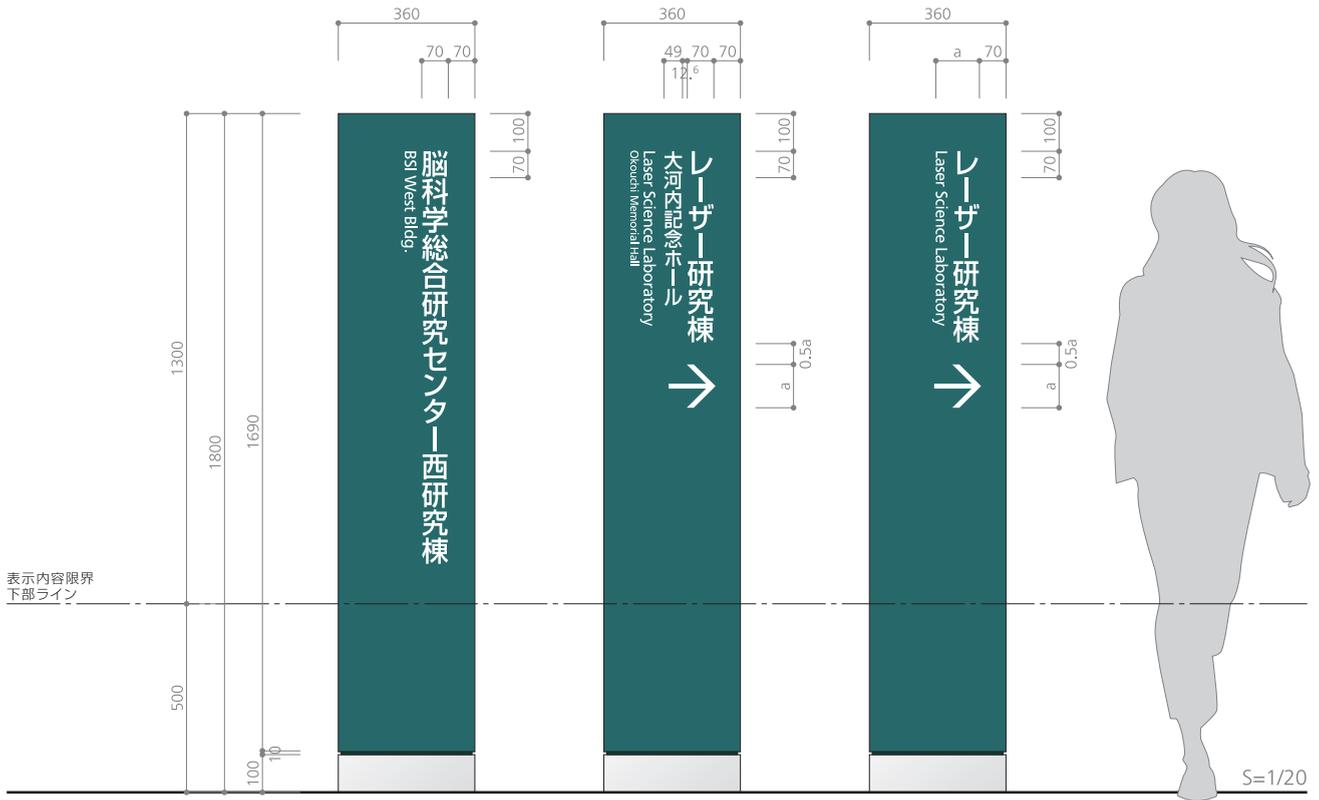


分類・機能	盤面情報	配置の考え方・面数	ゾーンカラー	照明
分類 歩行者 機能 歩行者に対してキャンパス内における禁止事項、注意事項を知らせる	歩行禁煙等の各禁止、注意表示	配置の考え方 結節点から結節点までのある一定距離 キャンパスコアガーデン キャンパススクエア キャンパスコミュニティスペース 面数 係員と協議	各エリアのカラー	

1-5

表示情報内容の整理 17

棟名サインの情報内容を以下に示します。



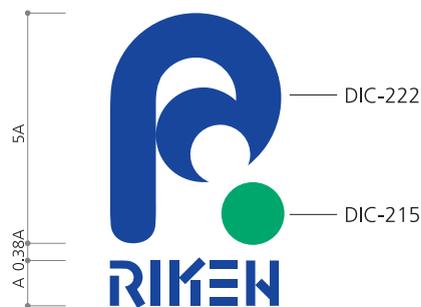
分類・機能	盤面情報	配置の考え方・面数	ゾーンカラー	照明
分類 歩行者および車利用者 機能 利用者に対して棟名を知らせる	棟名	配置の考え方 棟名周辺 面数 係員と協議		

1-6

シンボルマークとロゴ

サインに用いるシンボルマークとロゴの組合せとカラースキームです。サイン計画でシンボルとロゴを使用する際は、以下の内容にそって計画してください。

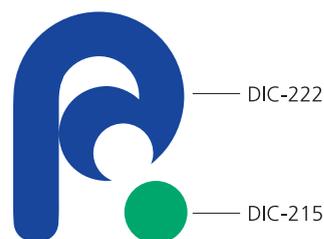
ロゴマークの組合せ(シンボルマーク+ロゴ／縦組み)



ロゴマークの組合せ(シンボルマーク+ロゴ／横組み)



シンボルマークのみ



1-6

シンボルマークとロゴ

シンボルマークとロゴの使用してはいけない例、ベース色が濃い場合の使用例、歩行者サインにおける設置位置を下記に示します。

シンボルマークとロゴの使用してはいけない例



指定色以外の使用



指定色以外の使用



シンボルマークと
ロゴの比率を変える



ロゴの単独使用



ベース色が濃い場合の使用例／ロゴマークに白い縁取りをとる

ベース色が暗い場合



DIC-N-946

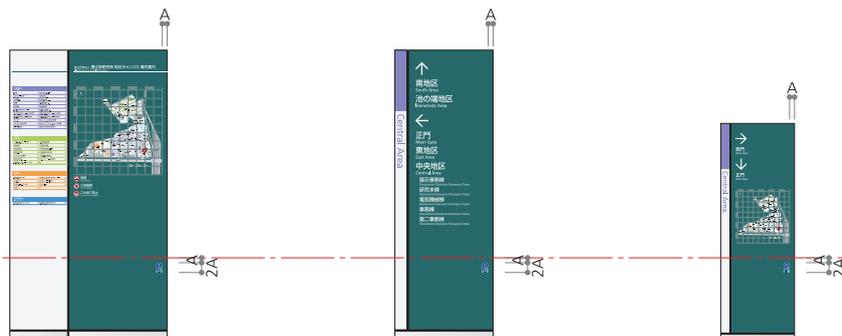
ベース色が歩行者系の場合



DIC-N-946

歩行者用サインにおける設置位置

表示内容限界
下部ライン



1-7

表示の基本ルール

サインに用いる文字の組み方として、全国事業所編、共通事項として13(文字組み例／参照P.30)を基本ルールとしてください。また、日本語表示中の英数字は以下のルールによります。

- 1) 日本語表示中の英数字はFrutiger 55 Romanを使用します。
- 2) 混植する際に、同じサイズの設定のままでは英数字の文字が小さいため新ゴMにあわせて拡大し、縦横比を100:100に戻し、日本語と揃って見えるようにベースラインを調整してください。
- 3) 日本語の天地が40mmを超える場合は、注意して文字組をしてください。



(参考) タイプセットの間違いを早期に発見するための版下チェックガイド

1— 新ゴMの標準設定書体のオリジナル 但し縦横比は100:95)

本館3階です。RIBF計画推進

2— 混植英数字にFrutiger 55 Romanを使用し、新ゴMのかなを標準の詰め設定で詰めた場合

本館3階です。RIBF計画推進室

3— 混植英数字のFrutiger 55 Romanを縦横比100:100で新ゴMの文字天地に拡大し、ベースラインを調整して重心を揃えた場合Frutiger 55 Romanの縦横比を要チェックすること)

本館3階です。RIBF計画推進

4— 新ゴMのカナの大きさやカーニングの調整などがきちんと行なわれた場合

本館3階です。RIBF計画推進

1-8

用語の表記基準 1

サインに用いる用語の表記は以下の通りにします。

各施設のヒエラルキーをA～Dランクにて記載しています。

各ランク別における情報掲出の仕方は下記の通りです。

Aランク	Bランク	Cランク	Dランク
総合案内板(マップ内・凡例部) 各誘導サイン 各表示サイン(当該場所)	総合案内板(マップ内) 各誘導サイン 各表示サイン(当該場所)	必要と思われる場所に対する 誘導サイン 当該場所の表示	当該場所の表示

建物名

研究温室 東		C	正門守衛所	Main Gate Guard Sta.	B
研究温室 西		C	研究本館	Main Research Bldg.	A
研究基盤技術棟	Instrumentation Center	A	電気機械棟	Energy Center	A
ラジオアイソトープ実験棟	RI Center	A	事務棟	Main Office	A
国際交流会館A棟	International House A	A	展示事務棟(理研ギャラリー)	RIKEN Gallery	A
微生物系統保存棟	Japan Collection of Microorganisms	A	車庫		C
安全管理部物置 C		D	危険物倉庫		D
超低温微生物保存棟	JCM Annex	A	工学実験棟	Engineering Bldg.	A
国際交流会館D棟(託児所)	International House D	A	事務倉庫		D
国際交流会館B棟	International House B	A	プレス棟	Press Bldg.	D
国際交流会館C棟	International House C	A	第2事務棟	Office Annex	A
ラジオアイソトープ付属保管廃棄棟		D	高圧実験棟		D
サブエネルギー棟	Energy Sub Center	D	図書館	Library	B
生物科学研究棟	Bioscience Bldg.	A	西門守衛所	West Gate Guard Sta.	B
国際交流会館E棟	International House E	A	廃試薬仕分室		D
南門守衛所	South Gate Guard Sta.	C	レーザー研究棟	Laser Science Laboratory	A
ガバナメーター室		D	医務棟	Clinic	A
RI廃液処理施設		D	シャワー室 トイレ		D
RI有機廃液保管庫		D	卓球所		D
国際交流会館G棟	International House G	A	共済クラブ喫茶室	Club House-Café	A
生物科学研究棟附属建屋		C	レーザー研究棟倉庫		D
研究基盤技術部クリーンルーム棟		C	レーザー研究棟ポンベ置場		D
屋外型植物培養室		D	テニスコート器具倉庫		D
研究交流棟	Cooperation Center	A	フロンティア材料科学実験棟	Frontier Material Research Laboratory	A
研究交流東棟	Cooperation Center East	A	フロンティアライフサイエンス実験棟	Frontier Life Science Research Facilities	A
研究交流南棟	Cooperation Center South	A	フロンティア中央研究棟	Frontier Research Laboratory	A
仁科センター液化ヘリウム施設	Nishina Center Liquid Helium Facility	B	脳科学総合研究センター西研究棟	BSI West Bldg.	A
物質科学研究棟	Chemistry and Materials Physics Bldg.	A	広沢クラブ	Hirosawa Club	A
ナノサイエンス実験棟	Nanoscience Joint Laboratory	A	第一特高変電所		C
仁科センター生物プレハブ	Nishina Center Biology Lab Annex	B	廃棄物集積所		D
井水・上水ポンプ室加速器附属棟		D	脳科学研究プレハブ棟Ⅰ	BSI Prefab Bldg.Ⅰ	C
仁科センターRI保管廃棄庫	Nishina Center Waste RI Storage	D	脳科学総合研究センター東研究棟	BSI East Bldg.	A
カート車庫		D	脳科学研究プレハブ棟Ⅱ	BSI Prefab Bldg.Ⅱ	C
物質科学研究棟機械室・ガバナ室		C	脳科学総合研究センター中央研究棟	BSI Central Bldg.	A
安全管理部物置 A		D	情報基盤棟	Information Science Bldg.	A
安全管理部物置 B		D	実用化施設	Technology Transfer Bldg.	A

1-8

用語の表記基準 2

サインに用いる用語の表記は以下の通りにします。

Aランク	Bランク	Cランク	Dランク
総合案内板(マップ内・凡例部) 各誘導サイン 各表示サイン(当該場所)	総合案内板(マップ内) 各誘導サイン 各表示サイン(当該場所)	必要と思われる場所に対する 誘導サイン 当該場所の表示	当該場所の表示

建物名

統合支援施設	Welfare and Conference Bldg.	A
脳科学総合研究センター池の端研究棟	BSI Ikenohata Bldg.	A
研究廃液保管庫		C
脳科学総合研究センター西研究棟附属実験施設	BSI West Research Bldg. Annex Research Facility	D
西門上水受水槽ポンプ室		D
仁科センター開発研究棟	Nishina Center R&D Annex	D
仁科センターリニアック棟	Nishina Center LINAC Bldg.	A
リニアックRF電源棟		D
仁科記念棟	Nishina Bldg.	A
リングサイクロRF電源棟		D
仁科ロッジ	Nishina Lodge	A
仁科センター第1プレハブ	Nishina Center Lab Annex I	D
仁科センター第2プレハブ	Nishina Center Lab Annex II	D
仁科センターRIBF棟	Nishina Center RIBF Bldg.	A
仁科記念棟偏極イオン源室		C
リングリニアック変電電源室		--
リングリニアック給水消火機械室		D
国際交流会館F棟	International House F	A
国際交流会館H棟	International House H	A
東京大学原子核科学研究センター棟	CNS the University of Tokyo	A
脳科学先端研究棟(建設中)		A
ケミカルバイオロジー研究棟	Chemical Biology Bldg.	A
和光理研インキュベーションプラザ	RIKEN-WAKO Incubation Plaza	A

ホール

大河内記念ホール	Okouchi Memorial Hall	AB
仁科ホール	Nishina Hall	AB
鈴木梅太郎記念ホール	Suzuki Umetaro Memorial Hall	AB

門

正門	Main Gate	B
西門	West Gate	B
南門	South Gate	B
東門	East Gate	B
南通用門	Pedestrian Gate	B

通り名

いちよう通り	Icho-dori Ave.	B
さくら通り	Sakura-dori Ave.	B
けやき通り	Keyaki-dori Ave.	B
かえで通り	Kaede-dori Ave.	B
やなぎ通り	Yanagi-dori Ave.	B
いぶき通り	Ibuki-dori Ave.	B
いけのはた通り	Ikenohata-dori Ave.	B

駐車場

駐車場	Parking	B
-----	---------	---

交通機関

東武東上線	Tobu-Tojo Line	B
東京メトロ	Tokyo Metro	B
和光市駅	Wakoshi Sta.	B

道路

東京外かく環状道路	Tokyo-Gaikan Expressway	B
川越街道	Kawagoe-kaido Ave.	B

地名

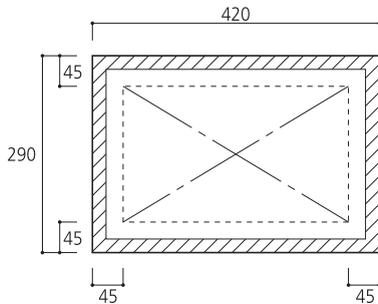
和光市	Wako-city	B
広沢	Hirosawa	B

1-9

応急対応のルール

貼り紙の掲出は原則として禁止します。やむを得ず貼り紙を掲出する際は、以下の方法に従ってください。

例一1



紙サイズはA3版とする

表示文字は制定書体にて出力する

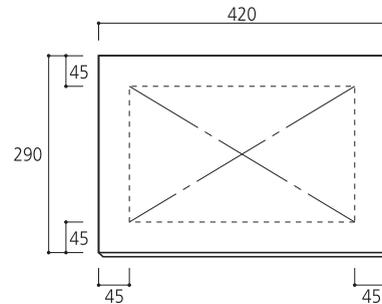
日本語表示書体 モリサワ新ゴM 縦横比100%:95%
英語表示書体 Frutiger 45 Light 縦横比100%:100%
(英語単独で用いる場合)
Frutiger 55 Roman 縦横比100%:100%
(日本語と組み合わせる場合)

裏面四隅に両面テープ貼りにて固定(斜線部分)

表示スペースは左図の範囲

横型、縦型いずれも可

例一2



紙サイズはA3版とする。

表示文字は制定書体にて出力する

日本語表示書体 モリサワ新ゴM 縦横比100%:95%
英語表示書体 Frutiger 45 Light 縦横比100%:100%
(英語単独で用いる場合)
Frutiger 55 Roman 縦横比100%:100%
(日本語と組み合わせる場合)

裏面にハレパネ(糊付ボード)を貼り両面テープにて固定

表示スペースは左図の範囲

横型、縦型いずれも可

※ 3ヶ月以上の長期間掲出の場合はアクリル樹脂板等に塩化ビニールシート切文字(カッティングシート等)貼りにて製作し設置してください。

※ 臨時にサインをおいたり設置する場合は、係員と協議し既製品(スタンド等)などで対応してください。既製品は、出来る限りデザインイメージのマッチしたサイン形状、表示グラフィックのものを選定してください。

2-1

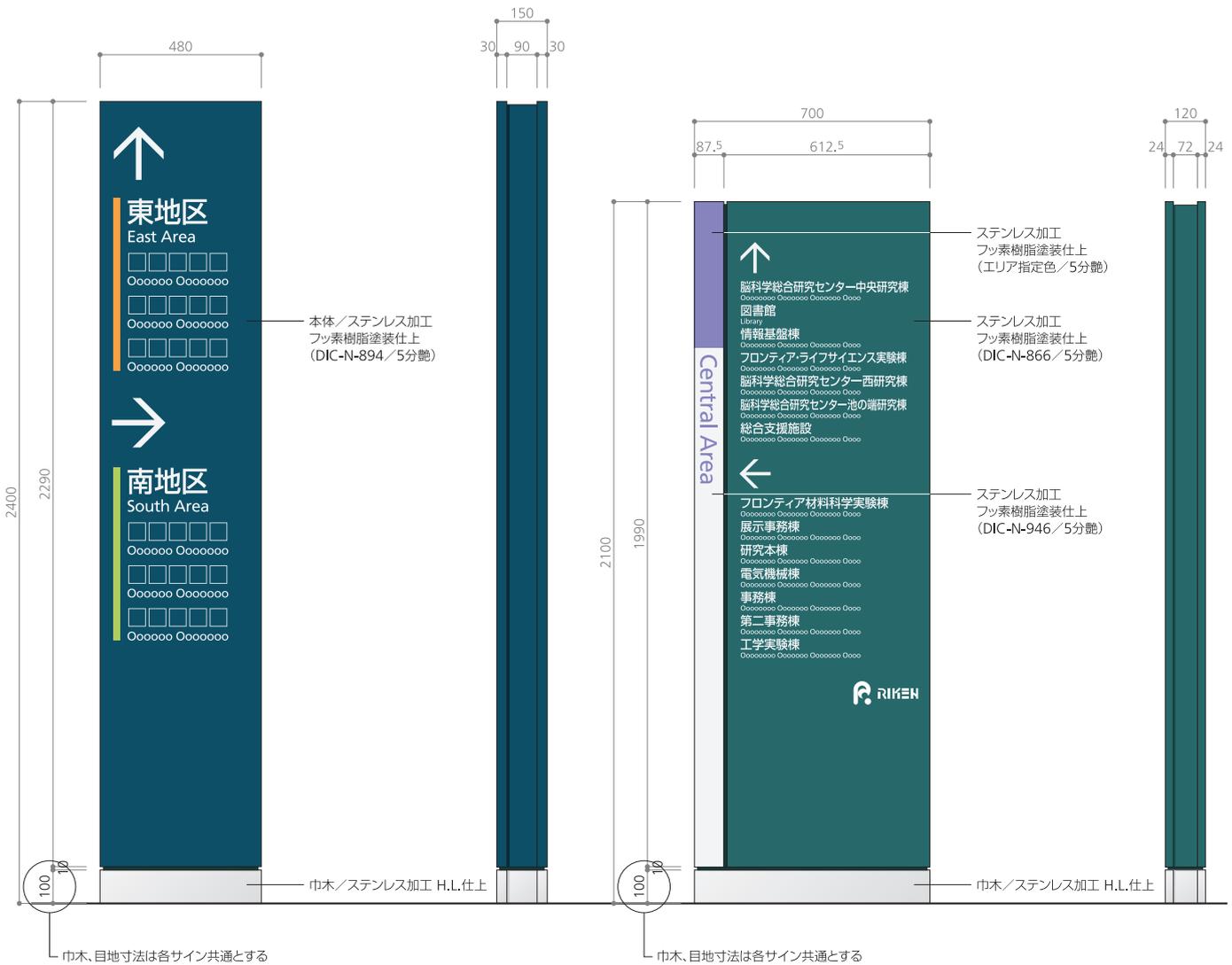
本体仕上

サインの本体仕上は、堅牢かつ耐久性に優れているステンレス鋼を用います。

以下に車両系、歩行者系の仕様を示します。

車両系サイン

歩行者系サイン



2-2

表示面仕上

サインの表示面仕上は、メンテナンス性を考慮し、可変性に優れている表示面仕上を用います。

以下に車両系、歩行者系の仕様を示します。

車両系サイン

歩行者系サイン



2-3

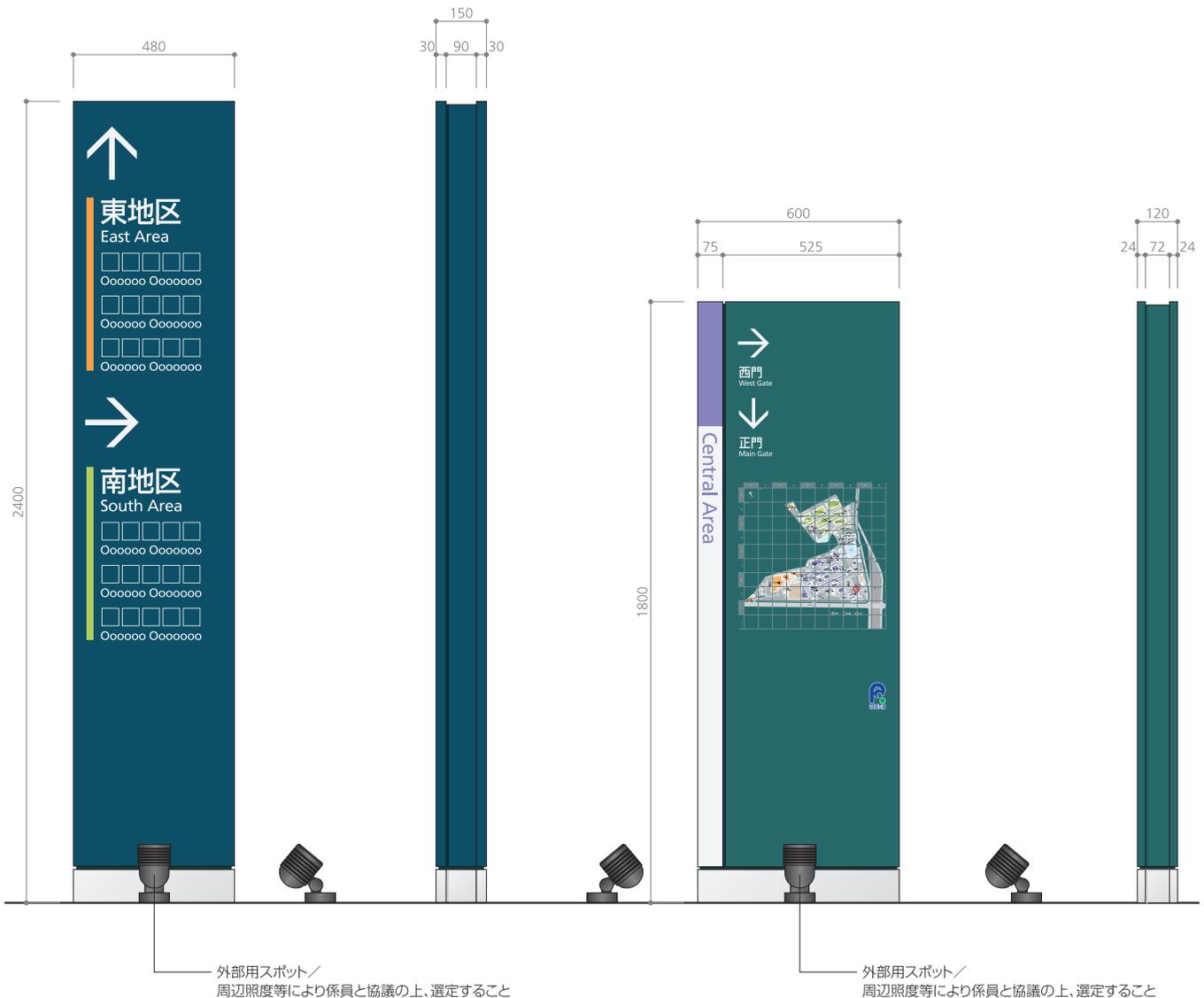
照明方法

夜間、盤面情報を必要とするサインの照明方法は、キャンパス内の雰囲気(自然との共存)を壊さない、間接照明を 사용합니다。

※ 照明器具選定の際は、サインデザインを考慮し、メンテナンス、消費電力を踏まえて、LEDスポットを前提として選定してください。またスポット設置にあたり、夜間の周辺照度を考慮し、グレア対策や調光器による照度調整を係員と協議の上、決定してください。

車両系サイン

歩行者系サイン



2-4

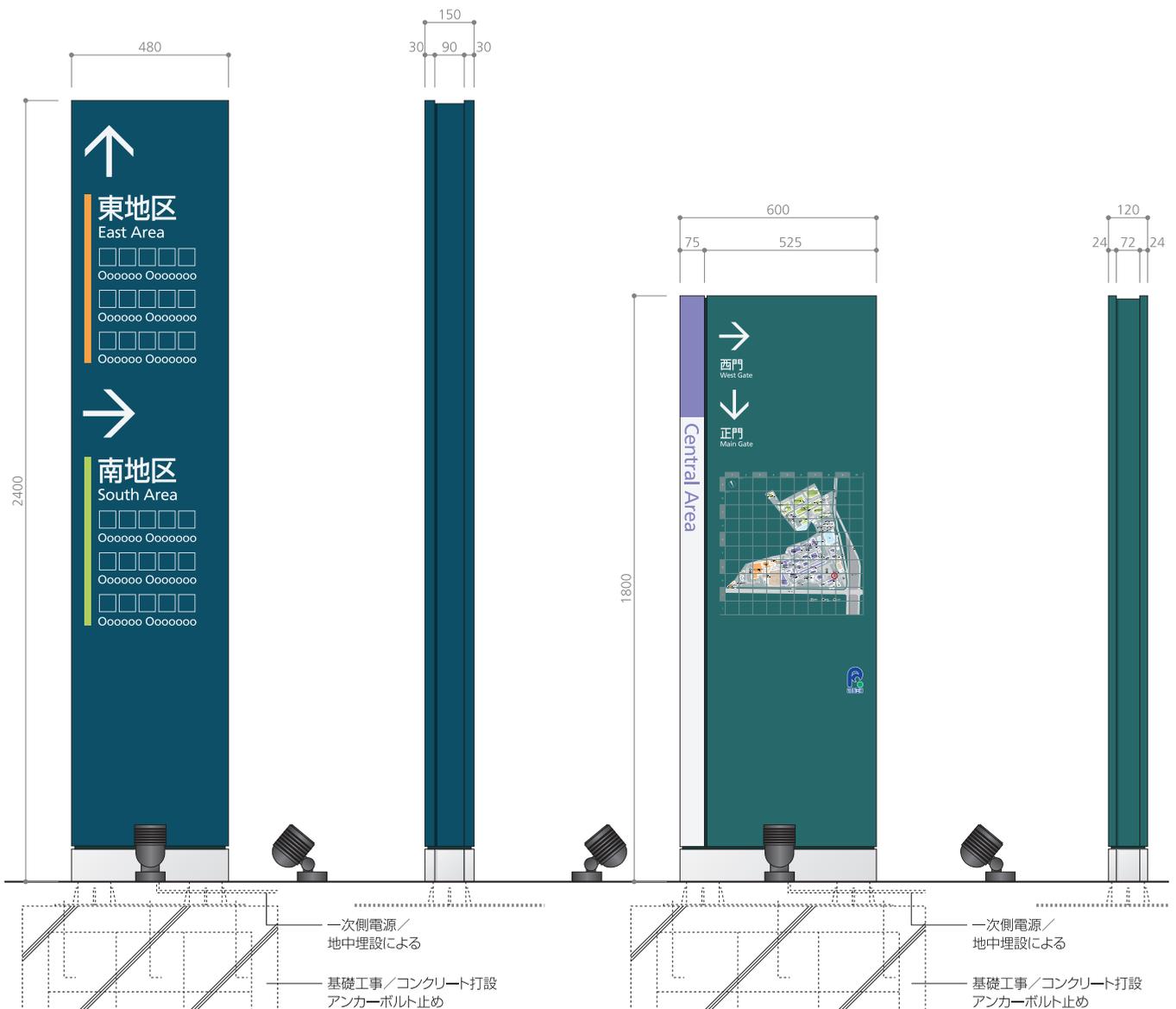
基礎電源

サイン設置における基礎打設は、サインの構造計算書を係員に提出の上、承認を得てから行ってください。

また、照明に伴う電源手当については一次側、二次側の配線を剥き出しにしないよう考慮してください。

車両系サイン

歩行者系サイン

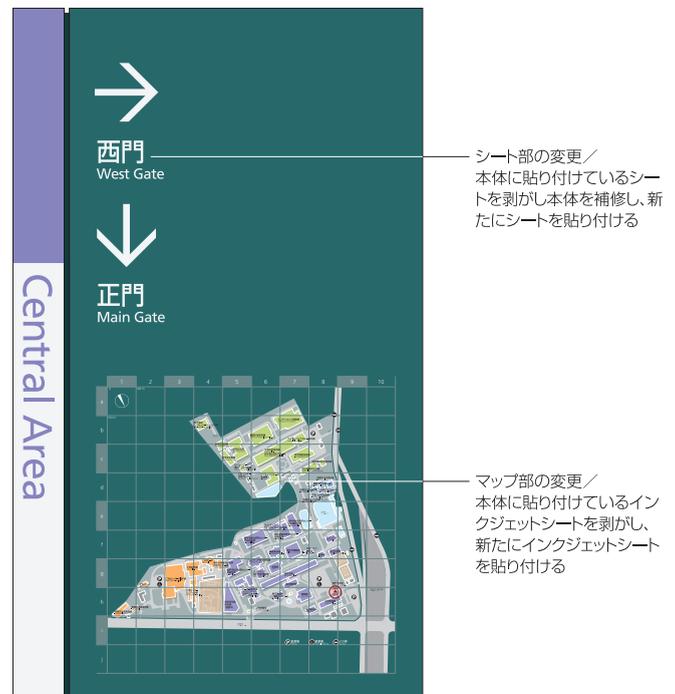


2-5

メンテナンス方法

サインのメンテナンスについて以下に示します。

表示面変更に伴うメンテナンス



照明器具に伴うメンテナンス

照明器具(安定器含む)の球切れはサイン盤面が見えなくなり、利用者にとって不便になります。球切れの際は、速やかに器具の交換をすること。

その他メンテナンス

その他、汚損、破損等がないか定期的に点検すること。

3

施工業者選定にあたって

3-1

製作にあたっての工程

製作にあたっての工程は以下に留意してください。

1. 発注者の要望を把握し、施工が遅延無きよう、工程調整を行うこと。
2. 製作または施工に先立ち、工事請負者は製作施工計画書を作成し、発注者に提出する。製作施工計画書には、下記の事項を盛り込むこと。
 - 2-1. 工程表。(サイン製作に必要な決定事項の期日。版下原稿提出承認期日。本体の製作および取付工程等を明記する。)
 - 2-2. 組織表。(統括責任者。担当者。意匠図、版下校正責任者。製作責任者。施工責任者。)
 - 2-3. 現場実測結果の報告。
3. サインの取付位置を示した配置図および一覧表を作成し、発注者の承認をうける。
4. 壁面に取り付けるサインにおいては、取付高さ、位置、大きさ、視覚的に関連する設備端子等、明示した壁面展開図(意匠図)を作成すること。
5. 壁面サインの場合、日本建築学会建築工事仕様書および日本建築学会制定各種指針の規定を基準とする。
6. 入札図面に基づき必要な製作図、施工図、展開図および現場写真への落とし込み等作成し、発注者の承認をうける。製作図は版下原稿の内容を反映させたものとする。
7. 基礎下地工事および取付工事はサイン工事とする。取付基礎、下地、土台、足場、配線(一次側別途、二次側配線含む)等、工事が発生する場合、速やかに取付施工図を作成すること。
8. サイン本体の取付は耐震、耐風上支障ないことを確認した上、適切な基礎、下地を施し、適切な方法でレベル出し、墨出しを行い、堅固に取り付けること。
9. 自立型については、240kg/m²程度の水平力に耐える基礎、下地を見込むこと。基礎、下地仕様については、計算書提出の上、発注者の承認をうけること。また、構造計算を必要とされるものについては構造計算書を提出し、発注者の承認をうけること。
自立型設置箇所が既存舗装内にある場合、復旧工事もサイン工事とする。
10. 壁面サインについて、外壁貫通部止水方法については、詳細図を作成し、発注者の承認をうける。
11. 4mを超えるサインについては、工作物申請を工事請負者の責任において手続きを行うこと。手続きの結果について、発注者に速やかに報告すること。
12. 表示内容は、発注者との打合せにより最終承認をうけるまで、語句、表記の誤り、くい違いがないよう進めること。
なお、各表示面の面数(片面、両面)については動線と設置場所を踏まえて、係員と協議の上決定すること。

3-2

材料および工法

材料および工法は以下に留意してください。

1. 鋼材はJIS規格品を使用すること。屋外部に使用する鋼材は、SUS304もしくはSUS316とする。
2. 曲げ部分はすべてVカット角出しとする。
3. 屋外部の塗装については、原則フッ素樹脂塗装とする。
4. 塗装は、素地を十分に点検した後、素地調整を行い、指定する塗料を用いて仕上げる。
5. 粘着シート下地処理はメーカー指定のプライマーを使用する。経年変化が生じないよう十分に引張りし、ハラまたはローラーで圧着する。圧着後、常温にて約24時間放置して、しわ、亀裂、剥がれ、気泡等の発生がないか確認する。
6. 外部に用いるシート類は約10年間の暴露試験に色の変化、ひび割れ、剥がれ等が生じない対候性能を有するものとする。
7. 意匠上にシートの指定がない場合、住友3M屋外用シートまたは同等品とする。
8. 耐候性および耐光性(紫外線による劣化防止など)に配慮した外部用インクジェット用シートを用いる。(住友3M屋外用シートまたは同等品を使用すること。)
9. 耐久性に配慮し、表面保護用コーティング加工を施す。
10. 指定色は正確に再現しサンプルを提出し、発注者の承認をうける。

3-3

照明およびその他

照明およびその他については以下に留意してください。

1. サイン工事範囲の照明二次側配線の長さは10mとする。また、配管配線および一次側との結線もサイン工事とし、その費用もサイン工事として見込むこと。
2. 配線の経路、コードの種類、点灯時間は発注者と協議して決定する。
3. サイン照明のスケジュール制御(タイマーなど)はサイン工事とする。
4. 工事完了後、点灯試験および絶縁抵抗測定を行い、試験結果を発注者へ報告する。
5. 照明器具の近辺には各1基ずつブレーカーを設けること。
6. ボルト、小ねじ、釘、座金などの結合用材および取付用金物で軽金属と接触するものはすべてステンレス製とする。
7. インサート、アンカーボルト、彫り込みボルト、ドライブピン、座金、ねじ、ビス等の取付用副資材はJIS規格があるものはこれによるものとし、その目的に応じた材質、形状、寸法のもので、必要耐力の3倍以上の耐力が得られるよう、取付箇所、工法等を十分に考慮して選定する。
8. 製品の取付後、必要に応じて、あて板、ビニールシートなどで養生を行う。

和光地区施設管理業務

業務仕様書

平成27年11月

国立研究開発法人理化学研究所

目次

I. 共通事項

1. 目的
2. 業務概要
3. 基本的な業務の考え方
4. その他の業務
5. 本業務の質の設定
6. 法令等の準拠
7. 安全衛生管理
8. 「国等における環境物品等の調達に関する法律」(グリーン購入法)に係わる庁舎管理等
9. 疑義についての協議、解決
10. 教育
11. 引き継ぎ
12. 監督員・検査員

II. 総括業務

1. 総括業務の概要

III. 中央・南地区管理業務

1. 中央・南地区管理業務対象施設、対象業務の概要
2. 中央・南地区実施体制に関する事項

IV. 東地区管理業務

1. 東地区管理業務対象施設、対象業務の概要
2. 東地区実施体制に関する事項

和光地区施設管理業務仕様書

I. 共通事項

1. 目的

1. 本業務は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「発注者」という）の事業目的を達成するために必要な施設を、受注者が適切かつ確実に運転管理し、その機能を常に良好な状態に維持することを目的とする。

2. 業務概要

1. 本業務区分

① 総括業務

1. 業務概要・業務内容

後記 II 総括業務のとおり

② 中央・南地区管理業務

1. 業務概要・業務内容

後記 III 中央・南地区管理業務のとおり

③ 東地区管理業務

1. 業務概要・業務内容

後記 IV 東地区管理業務のとおり

2. 契約期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日までとする。

3. 本業務の場所

埼玉県和光市広沢2番1号

3. 基本的な業務の考え方

1. 用語の定義

① 運転・監視

「運転・監視」とは、施設運営条件に基づき、建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御することをいう。

② 点検

「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。

③ 日常点検

「日常点検」とは、目視、聴音、触接等の簡易な方法により、巡回しながら日常的に行う点検をいう。

④ 定期点検

「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検、シーズンイン点検、シーズンオン点検及

びシーズンオフ点検を含めていう。

⑤ 臨時点検

「臨時点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が、台風、暴風雨、地震等の災害発生直後及び不具合発生時等に臨時に行う点検をいう。

⑥ 保守

「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

2. 運転・監視とその記録・報告の考え方

① 運転・監視の範囲

運転・監視の範囲は、次による。ただし、業務における運転・監視の対象設備等は、別途整理する一覧表（各管理業務運転基準）による。

1. 設備機器の起動・停止の操作
2. 設備運転状況の監視又は計測・記録
3. 室内温湿度管理と最適化のための機器の制御、測定値調整
4. エネルギーの使用の合理化
 - ▶ エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という)に基づき、エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な提案及び処置を取ること。
 - ▶ 省エネ法に掲げられる項目(エネルギーの使用状況、消費設備及び使用の合理化に関する設備の設置、改廃状況等)について、毎月記録し、発注者の担当者に報告すること。
 - ▶ 発注者の担当者の指示に従い、省エネルギーに勤めること。
5. 季節運転切替え、本予備機運転切替え
6. 運転時間に基づく設備計画保全の把握
7. その他留意すべき事項

② 運転・監視の記録及び報告

1. 日常業務における業務日誌を作成し、記録管理すること。
2. 業務日誌は、発注者の担当者に提出すること。
3. 日常業務において、正常でないこと（異常の発生又は発生が予想される状態）が認められた場合は、直ちに発注者の担当者に報告するとともに、不具合報告書を提出すること。

③ 月間、年間の電気、都市ガス及び給排水等光熱水の使用量を集計し、報告書としてとりまとめ発注者の担当者に提出する。

3. 点検、保守とその記録・報告の考え方

① 点検の範囲

日常点検の対象部分、数量等は別途整理する一覧表（各管理業務運転基準）による。

② 保守の範囲

運転・監視及び日常点検の結果に応じ、実施する保守の範囲は次のとおりとする。

1. 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
 2. 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
 3. ボルト、ねじ等の緩みがある場合の増し締め
 4. 次に示す消耗品の交換及び補充
 - 潤滑油、グリス、充填油、溶剤類、試薬類等
 - 蛍光灯、ランプ類（高さ 3.6m以下に限る）、ヒューズ類
 - パッキン、ベルト、Oリング類
 - 簡易計器類（圧力計、温度計、バルブ等）
 - 精製水の補充
 - フィルター類
 5. 接触部分、回転部分等への注油
 6. 軽微な損傷がある部分の補修
 7. 塗料、その他の部品補修（タッチペイント）、その他これらに類する作業
 8. 消耗品の在庫管理
 9. 保守で生じた廃棄物処理
 10. その他留意すべき事項
- ③ 点検、保守の記録及び報告
1. 日常業務における業務日誌を作成し、記録管理すること。
 2. 業務日誌は、発注者の担当者に提出すること。
 3. 点検業務において、正常でないこと（異常の発生又は発生が予想される状態）が認められた場合は、直ちに発注者の担当者に報告するとともに、原因を調査し不具合報告書を提出すること。
- ④ 応急措置等
1. 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、又、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに発注者の担当者に報告すること。
 2. 落下、飛散の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等危険防止措置を講じるとともに、速やかに発注者の担当者に報告すること。
 3. 応急措置、危険防止措置にかかる費用は、発注者の担当者との協議による。
- ⑤ 定期点検時の立会い
1. 当該施設の管理・運營業務に関し、別途の契約により関連業者が行う定期点検がある場合に立ち会い、必要に応じて業務に協力する。ただし立会等で通常業務に支障がでる場合は協議により発注者はその代金を支払う。
- ⑥ 資料等の整理、保管
- 業務期間中は、次に示すものを台帳管理し保管すること。
1. 機器の取扱説明書等

2. 図面等
3. 機器台帳等
4. 工具、器具、消耗品等とその台帳

⑦ 諸室の清掃

1. 電気室、機械室等の設備室は、整理整頓及び拭き掃除程度の清掃を行い簡易に移動できるものは移動すること。その他は協議による。

⑧ 障害等の排除

1. 設備の運転中、点検及び操作・使用上の障害となるものの有無を点検すること。

⑨ 注意事項

1. 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
2. 点検及び保守の実施に当たり、仕上材、構造材等の一部を撤去又は破壊等を伴う場合には、あらかじめ発注者の担当者の承諾を受けること。

4. 非常時・緊急時における対応の考え方

① 臨機（故障・事故及び災害等発生時）の措置等

1. 故障・事故及び災害等発生時の措置について定め、発注者の担当者と協議の上、内容についての承諾を受けること。
2. 故障・事故及び災害等発生に伴う重大な危険が認められる場合には、直ちに必要措置を講じること。この場合は、速やかに発注者の担当者に連絡するとともに、守衛所等との連絡調整等を行い、報告書を提出すること。
3. 災害発生直後及び不具合発生時等に、発注者において臨時に点検を行う場合には立ち会い、必要に応じて業務に協力すること。

② 機器等に異常を認めた場合の措置

1. 受注者は、機器等に異常が見られた場合の連絡体制、対応方法について定め、発注者の担当者と協議の上、内容について承諾を受けること。なお、緊急を要する場合は、発注者と受注者は必要な措置を直ちに講じる。

③ 業務時間外の緊急処理

1. 対象設備等の運転・監視・点検、保守において業務時間外に緊急処理を必要とし、発注者の依頼により受注者がその処理を行った場合は、受注者は緊急処理報告書を提出することとし、発注者はその代金を支払う。
2. 業務時間外の緊急処理に備えた具体的な体制については、発注者の担当者と協議の上、内容について承諾を受けること。

5. 資材及び消耗品等の負担

- ① 本業務遂行上必要とする資材、事務用備品、消耗品（別紙1）及び光熱水等は発注者の負担とする。ただし、発注者の負担するものについて、私用に使うことは認めない。
- ② パソコン（発注者の構内セキュリティポリシーを満たすもの）、作業衣及び寝具等は受注者の負担とする。

4. その他の業務

1. 施設内における修理依頼対応作業

① 電気設備

1. 配線、配線器具（スイッチ、コンセント等）の軽微な修理及び工事
2. 電灯、動力設備の軽微な修理
3. 弱電設備の軽微な修理

② 空調設備

1. 空気調和設備及び付属設備の軽微な修理
2. 蒸気、冷却水配管等の軽微な修理

③ 給排水設備

1. 給水、給湯、排水設備の配管、ポンプ、器具の軽微な修理
2. 衛生器具設備、衛生器具の配管、器具の軽微な修理
3. ガス設備、器具の軽微な修理

④ 熱源設備

1. 軽微な修理

⑤ CGS設備

1. 軽微な修理

⑥ 公害防止設備

1. 軽微な修理

⑦ その他設備

1. 防災設備、器具の軽微な修理
2. 搬送設備の軽微な修理
3. 自動扉設備の軽微な修理
4. トイレ等の軽微な修理（詰まり等）
5. 窓、ドア、床、壁、天井等の軽微な修理
6. その他設備の軽微な修理

5. 本業務の質の設定

1. 本業務に関する包括的な質の設定

本業務に関する包括的な質の設定を下記表にまとめ報告すること。

管理・運營業務に関する包括的な質

基本的な方針	主要事項	測定指標
本業務を通じて、快適な施設利用を可能とするとともに当該設備における業務の円滑な実施を可能とすること。	快適性の確保	・ 定められた条件での空調運転
	品質の維持	・ 本業務の不備に起因する当該施設における空調機、電力供給等の中断 ・ 障害発生時の発注者の担当者への連絡時間【確認から30分以内】 ・ 重要施設の運転停止【20分以内】 ・ 停電時の常用電気での重要施設の運転切替【30分以内】
	コストの削減	・ 本業務に関するコスト削減に関する提案
	環境への配慮	・ CO2排出抑制（計測可能な場合）
	安全性の確保等	・ 安定した光熱水の供給 ・ 本業務の不備に起因する当該施設内の怪我・事故の発生回数

2. 各業務において確保すべき水準

各施設の運転・監視、点検及び保守等を「建築保全業務共通仕様書（平成25年版）」に準じ、点検項目・内容などを不備なく行うこと。

① 点検及び保守業務

1. 点検

指定された業務内容を実施し、各建物等の設備機能及び劣化の状態を調査し、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置を判断し実行すること。

2. 保守

各建物等の設備点検を行い、点検等により発見された各建物等の設備機器について不良個所の修繕や部品交換等により設備機器等の性能を常時適切な状態に保つこと。

3. 水質汚濁防止法に伴う点検

各室の実験流し等の有害物質使用特定施設から実験排水処理施設までの点検のうち、最下階の配管から実験排水処理施設までの点検を行う。（別紙2）

4. 執務環境測定

対象施設の空気環境測定、照度測定、水質検査等は「建築物における衛生環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号）」を遵守し、発注者、受注者で協力し各測定を行う。測定の結果、管理基準に適合しない場合は、その原因を推定し、発注者の担当者に報告を行うこと。なお、測定機器は受注者が用意すること。（別紙3）

3. 創意工夫の発揮可能性

受注者は、本業務を実施するにあたり、以下の観点から創意工夫を反映し、サービスの質（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）の向上に努めること。

① 本業務の実施全般に対する提案

1. 受注者は、本業務の実施全般に係わる質の向上の観点から取り組むべき事項等を提案すること。

② 実施方法に対する改善提案

1. 受注者は、本業務の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、具体的な方法等を示すとともに、現行基準レベルの質が確保できる根拠等を提案すること。

6. 法令等の準拠

1. 受注者は、本業務を行う上で関係法令及び発注者の規定を遵守し履行すること。

7. 安全衛生管理

1. 業務の安全衛生管理

- ① 受注者は、労働安全衛生に関する労務管理について、関係法令（労働安全法第57号）に従って行うこと。
- ② 受注者は、業務の実施に際し、アスベスト、PCB、有害物質を確認した場合は、速やかに発注者に報告を行うこと。

2. 危険物の取扱いについて

- ① 受注者は、毒劇物は常時施設の保管庫に保管し、払い出し及び保管等は危険物取扱責任者の管理のもとで行うこと。
- ② 受注者は、月1回、発注者に保管状況及び入出庫数、在庫数を報告すること。

3. 施設の手配

- ① 受注者が使用する建物は発注者の承諾を得てから使用すること。
- ② 使用に際しては建物の施設管理、部屋の整理整頓に努め、その取扱いに際しては十分注意すること。
- ③ 喫煙は、指定した場所において行い、喫煙後は消火を確認すること。

8. 「国等における環境物品等の調達に関する法律」(グリーン購入法)に係わる庁舎管理等

1. 配慮事項

- ① 受注者は、本業務において空調調和設備の点検を行う場合は、冷媒（フロン類）漏洩の防止に努めること。
- ② 受注者は、補充品、試薬品等は、過度な補充を行わないこと。
- ③ 受注者は、本業務で使用する物品が特定調達品目に該当しない場合であっても資源採取か

ら廃棄に至るライフサイクル全体について環境負荷の低減に考慮するように努めること。

9. 疑義についての協議、解決

1. 仕様書に定める本業務について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者との協議のうえ速やかに解決する。

10. 教育

1. 受注者は、放射線管理区域立ち入りについて発注者が行う教育訓練、健康診断を本業務に就く全ての要員に受けさせなければならない。
2. 新規に本業務につく全ての要員は、業務に就く前に1ヶ月以上の期間、受注者は発注者の現場において現場実習を実施すること。なお、前項以外の教育訓練、健康診断等の費用は受注者の負担とする。

11. 引き継ぎ

1. 本業務を新たに受注する者は、履行期間前に1ヶ月以上の引き継ぎ期間を設けること。また、業務引継計画表を作成し、事前に発注者の承諾を得るとともに、事後に報告書を提出すること。なお、履行期間前の費用は、全額、新たに受注する者の負担とする。
2. 引き継ぎ期間中に、法令及び本仕様書に定める教育訓練を全ての要員に行うこと。
3. 引き継ぎ期間中に、本仕様書に定める平日、夜間及び休日の勤務を全ての要員が経験すること。
4. 受注者は、本業務が終了する時は、新たに受注する者への業務の引き継ぎに全面的に協力すること。

12. 監督員・検査員

1. 業務契約約款第7条の監督員は、研究支援部施設課長、第18条の検査員は、研究支援部長とする。

Ⅱ. 総括業務

1. 総括業務の概要

1. 目的

和光地区施設管理業務を総括し、全業務従事者の管理及び指導監督を行うと同時に、発注者との窓口となり円滑な管理業務の運営にあたる。

2. 業務概要

- ① 中央・南地区管理業務と東地区管理業務（以下、各地区管理業務という）を把握・調整し、発注者との窓口となる。
- ② 運転・監視計画表及び点検、保守計画表を業務計画書としてとりまとめ、発注者に提出し承諾を得る。
- ③ 各地区管理業務仕様書に基づき、施設管理要員配置計画を立て、本契約締結後速やかに発注者に提出し、承諾を得る。
- ④ 各地区管理業務に記載の発注者に提出すべき報告書等を取りまとめ、発注者が指示した場合は提出する。
- ⑤ 発注者より貸与される図面、鍵及び物品等を管理する為の借用品、物品在庫リストを作成し、発注者より指示があった場合は、各リストを提出する。
- ⑥ 各地区管理業務のサービスの質（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）を向上するための提案をする。

3. 業務体制及び業務時間

① 要員配置

総括業務要員として、平日要員1名以上配置すること。

② 総括業務責任者（専任）

総括業務責任者1名（和光地区施設管理業務の業務責任者とする）

なお、受注者のもとで直接雇用の正社員でなければならない。

③ 資格

各地区管理業務どちらかの業務責任者の能力以上で、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上及び自社内実務経験が3年以上の者で、1級ボイラー技士の資格を有するものとする。

④ 要員の交代

総括業務責任者の履行期間中の交代は、原則として認めない。但し、特別な事由がある場合には、発注者が実施する候補者との面談の結果、発注者が承諾した場合に限り、交代を認める。

⑤ 業務時間

原則として、発注者の勤務時間に応じた業務体制により総括業務を行うこと。業務時間内は発注者の敷地内に常駐することとする。ただし、提案がある場合は、協議により決定する。

<発注者の勤務時間>

平日 9時00分から17時20分まで（休憩50分）

平日とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日より1月3日まで）及び発注者が特に指定する日（10月第4月曜日）以外とする。総括業務責任者に対し、受注者が休暇を付与する場合は、あらかじめ発注者に届け出た総括業務責任者代理（各地区管理業務副責任者の同等以上の能力を有する者。）を業務に従事させること。なお、総括責任者代理については各地区業務副責任者以上の者が兼務することができる。

Ⅲ. 中央・南地区管理業務

1. 中央・南地区管理業務対象施設、対象業務の概要

1. 対象施設の概要

① 対象施設

研究本館、電気機械棟、本部棟、展示事務棟、西門守衛所、工学実験棟、第二事務棟、脳科学東研究棟、レーザー研究棟、エキシマレーザー棟、脳科学研究プレハブ棟Ⅰ、脳神経回路遺伝学研究棟、正門守衛所、フロンティア中央研究棟、フロンティア材料科学実験棟、情報基盤棟、図書館、脳科学中央研究棟、脳科学研究プレハブ棟Ⅱ、フロンティア・ライフサイエンス実験棟、脳科学西研究棟、脳科学西研究付属实験施設、脳科学池之端研究棟、統合支援施設、共済クラブ_喫茶室、医務棟、実用化施設、広沢クラブ、国際交流会館A・C・E・G棟、託児施設りけんキッズわこう、生物科学研究棟、ケミカルバイオロジー研究棟、研究温室 東、研究温室 西、研究基盤技術棟、研究基盤技術付属棟、環境資源科学研究棟、環境資源科学研究付属棟、ラジオアイソトープ棟、中性子工学施設、南地区コージェネレーションシステム棟、サブエネルギー棟、生物科学研究付属棟、屋外型培養施設、研究交流棟、研究交流南棟、研究交流東棟、物質科学研究棟、ナノサイエンス実験棟、創発科学研究棟、南門守衛所、危険物倉庫、車庫、事務倉庫、事務倉庫2、プレス棟、排水処理施設ばつき槽、高圧実験棟、廃試薬仕分室、レーザー研究棟ボンベ置場、研究廃液保管庫、西門上水受水槽・ポンプ室、特高変電棟、物質科学研究棟機械室（特高変電所）ラジオアイソトープ付属保管廃棄棟、ラジオアイソトープ付属有機廃液保管庫、ラジオアイソトープ付属排水処理棟、上水井水受水槽、ガバナメーター室、仁科生物プレハブ、安全管理物置A・B・C、南地区保管廃棄倉庫、液化ヘリウム施設、物質科学研究棟機械室、カート車庫他

② 対象設備

1. 監視制御設備
2. 電気設備
3. 空調設備
4. 給排水設備
5. 熱源設備
6. 公害防止設備
7. その他設備等（搬送設備、防災設備、構内電話交換設備、構内放送設備など異常時のみ対応の対象となる設備、配管・配線共同溝、建物）

2. 対象業務の概要

① 本業務の範囲

1. 対象設備等の運転・監視、点検、保守
2. 1の記録、報告及び記録の保管

3. 施設内における修理依頼対応作業

4. 関連業務の調整

② 管理業務の細目

1. 監視制御設備の監視・操作

- 電気機械棟電力監視設備、機械監視設備、CGS監視設備
- サブエネルギー棟機械監視設備、CGS監視設備
- 脳科学中央研究棟機械監視設備
- 研究交流棟機械監視設備
- 物質科学研究棟機械監視設備
- ナノサイエンス実験棟機械監視設備
- 情報基盤棟機械監視設備

2. 受変電設備の運転・監視・点検、保守（第一特高変電所含む）

3. 非常用自家発電設備及び無停電電源装置の運転・監視・点検及び給油

4. 太陽光発電設備の運転・監視・点検、保守

5. 直流電源設備の運転・監視・点検

6. 動力設備の点検、保守

7. 屋内照明・外灯設備の点検、保守（照度測定を含む）

8. 弱電設備の点検、保守

9. 温熱源設備及び附属設備の運転・監視・点検、保守

10. 冷熱源設備及び附属設備の運転・監視・点検、保守

11. 空気調和・換気設備の運転・監視・点検、保守

12. 給排水衛生設備(消火用ポンプ設備を含む)の運転・監視・点検、保守

13. 空気源設備の運転・監視・点検、保守

14. 蒸留水製造設備及び純水製造設備の運転・監視・点検、保守

15. 公害防止設備の運転・点検、保守（ただし、このうちばっ気槽及び各附属設備は異常時の対応のみ）

16. 真空配管設備の運転・監視・点検、保守

17. 局所排気設備の点検、保守

18. コージェネレーションシステム(CGS:ガスエンジン 1500kW 2台)の系統連系運転・監視・点検、保守

19. 搬送設備（異常時の対応のみ）

20. 防災設備（異常時の対応のみ）

（自動火災報知設備、非常用照明装置、防火戸、防火・防煙シャッター、防火・防煙ダンパー及び排煙設備、地震振動計、自動扉）

21. 構内電話交換設備（異常時の対応のみ）

22. 構内放送設備（異常時の対応のみ）

23. 配管・配線共同溝の点検、保守

24. 建物（排水口、排水溝、防水、外壁、窓、ドア、床、壁、天井、階段等の異常（ただ

し、各設備点検時に、動線上及びその周辺（目視で確認できる範囲）を対象範囲とし、点検すること。))

25. 水質汚濁防止法に関わる定期点検

26. 研究本館の執務環境測定

③ 要求される業務内容

1. 中央・南地区には、実験動物飼育、放射線管理区域（核燃料物質保管施設含む）、スーパーコンピューターを有する施設、温室やクリーンルーム、細胞遺伝子等の管理、解析、保存する管理区域といった施設が多く、空調設備及び電気設備の運転・監視、保守等は高度な専門的な技術・知識が要求される。又異常時には即座に把握し、短時間での設備の運転復旧が必須である。

④ 業務の条件

1. 業務は24時間、年間365日とする。
2. CGS運転中は必ずCGS監視盤にて常時1名以上が監視業務を行う。そのほか点検、保守を行う。
3. 施設の冷暖房時期及び設備の運転時間は、発注者の担当者と事前に協議し実施すること。
4. 電気設備の法定点検、CGS・ボイラー・圧力容器の点検・冷凍設備定期自主検査、自動火災報知設備点検等の立ち会いは、発注者の担当者と事前に協議し実施し取扱いはI 共通事項 3.基本的な業務の考え方 3.点検、保守とその記録・報告の考え方 ⑤ 定期点検時の立会いによる。
5. 発注者の指示により指定された関連する業務の各種打ち合わせ、会議等に参加をすること。

3. 業務関係図書

① 業務計画書の作成

受注者は、業務着手に先立ち、設備の運転・監視計画表及び点検、保守画表を作成し、業務計画書としてとりまとめ、発注者に提出し承諾を得ること。

② 貸与資料

点検対象設備等の図面等は使用することができる。

ただし、貸与資料を外部に持ち出してはならない。

2. 中央・南地区実施体制に関する事項

1. 施設管理要員及び資格等

① 要員配置

施設管理要員として、平日要員19名以上、夜間要員4名以上及び休日要員7名以上をそれぞれ配置し、CGSの24時間運転・監視にも対応すること。平日は電気・機械の主任者以上の者を各1名ずつ以上配置すること。ただし休日は主任者以上の者を1名以上配置すること。また、全て受注者のもとで直接雇用の正社員でなければならない。（但し、全要員を正社員で

配置することが困難な場合には、契約社員を含めた配置も可とするが、全要員を契約社員で配置することは不可とする。) なお、中央・南地区管理業務の配置要員を東地区管理業務へ配置変更は原則行えない。やむを得ない事情等により配置変更を行う場合は資格等の条件を満たしたうえで事前に発注者の承諾を得ることとする。

② 業務責任者及び主任者

業務責任者2名(内副責任者1名)を置くほか、電気の主任者を1名及び機械の主任者を3名置くこと。

③ 技術員

仕様書に定められた本業務を遂行するために必要な技術員を常駐させること。

④ 資格

1. 業務責任者

運転・監視及び日常的な点検、保守業務について、主任者の能力以上で、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上及び自社内実務経験が3年以上の者で、1級ボイラー技士の資格を有する者とする。

2. 業務責任者(副責任者)

運転・監視及び日常的な点検、保守業務について、主任者の能力以上で、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上及び自社内実務経験が3年以上の者で、第3種電気主任技術者及び第1種電気工事士の資格を有する者とする。

3. 主任者

運転・監視及び日常的な点検、保守業務について、技術員の能力以上で、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験5年以上及び自社内実務経験が3年以上の者とする。また、電気の主任者は、第1種電気工事士の資格を有する者とする。

4. 技術員

運転・監視及び日常的な点検、保守業務について、指示に従って作業を行う能力を有する者とし、電気の技術員は第2種電気工事士、消防設備士(甲種又は乙種)の資格を有し労働安全衛生特別教育講習会(高圧電気取扱)を受講した者、機械の技術員は2級ボイラー一技士及び第3種冷凍機械責任者以上の資格を有する者とする。

また、CGS(南地区:熱機関 ガスエンジン)運転・監視・点検を行う者は従事する熱機関の実務経験を有する者とし、経験が無い場合は、CGS指導員(製造会社の技術員等)の実務訓練を受けた後に配置すること。若しくは1年以上の実務を行った主任者以上から2か月以上の実務訓練を受けること。

なお、実務訓練スケジュールを事前に発注者の担当者に提出し、承諾を得ること。

5. エネルギー管理に関する資格

配置要員全員がエネルギー管理士又は、エネルギー管理員講習修了書の資格を有する者とするが、無資格の場合は、契約後1年以内に取得すること。

⑤ 関係法令に基づき本業務に必要な取扱責任者等を選任すること

- ボイラー取扱作業主任者：1級ボイラー技士
- 冷凍保安責任者：第3種冷凍機械責任者
- 危険物取扱責任者：乙種第4類危険物取扱者
- 建築物環境衛生管理技術者：建築物環境衛生管理技術者免状

⑥ 代替要員について

1. 本業務に係わる施設管理要員に対し、受注者が休暇を付与する場合は、あらかじめ発注者に届け出た代替要員（技術員と同等以上の能力を有する者。）を業務に従事させること。代替要員は、宿直を行わないこと。なお、代替要員が従事できずに仕様書で求める要員が配置できない場合は、協議による。
2. 本業務の代替要員は東地区管理業務の代替要員として従事することができる。

⑦ 要員交代について

1. 業務責任者

業務責任者の履行期間中の交代は、原則として認めない。但し、特別な事由がある場合には、発注者が実施する候補者との面談の結果、発注者が承諾した場合に限り、交代を認める。

2. 主任者及び技術員

主任者及び技術員を履行期間中に交代せざるを得ない場合には、予め、書面にて発注者の承諾を得ること。但し、1年間（年度）に交代できる主任者及び技術員の合計人数は、原則6名までとする。

2. 業務体制

① 業務時間

原則として、発注者の勤務時間に応じた業務体制により本業務を行うこと。ただし、提案がある場合は、協議により決定する。

1. 平日 9時00分から17時20分まで（休憩50分）
2. 夜間及び休日 後記3.夜間及び休日業務に記載

休日とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日より1月3日まで）及び発注者が特に指定する日（10月第4月曜日）とする。ただし配置要員の休日日数を指定するものではない。

② 要員

受注者は仕様書にもとづき、施設管理要員配置計画を立て、本契約締結後速やかに発注者に提出し、その承諾を得ること。

3. 夜間及び休日業務

① 業務時間

1. 夜間：17時20分から翌日9時00分まで
（仮眠7時間、休憩50分）
2. 休日：9時00分から17時20分まで（休憩50分）

② 夜間及び休日の業務内容

1. 電気

- 電力監視設備の監視・点検
- 受変電設備の運転・監視、点検、保守（第一特高変電所含む）
- 自動火災報知器作動時の対応
- 搬送設備の故障時における対応

2. 機械

- 機械監視設備の監視・点検
- 温熱源及び冷熱源設備の運転・監視
- 対象設備のうち連続運転機器の監視・点検

3. CGS設備

- 監視設備の監視・点検
- CGSの運転・監視・点検

4. その他

- 対象設備の故障及びその他異常時における対応

IV. 東地区管理業務

1 東地区管理業務対象施設、対象業務の概要

1. 対象施設の概要

① 対象施設

仁科R I B F棟、仁科記念棟、仁科第一プレハブ、仁科リニアック棟、仁科開発研究棟、仁科ロッジ、仁科第二プレハブ、国際交流会館H棟、国際交流会館F棟、第二イオン源室、リングサイクロRF電源室、リングリニアック変電電源室、リングリニアック給水・消火機械室、仁科記念棟偏極イオン源室他

② 対象設備

1. 監視制御設備
2. 電気設備
3. 空調設備
4. 給排水設備
5. 熱源設備
6. ガスタービンコージェネレーションシステム設備
7. 公害防止設備
8. その他設備等（搬送設備、防災設備、構内電話交換設備、構内放送設備など異常時のみ対応の対象となる設備、配管・配線、建物）

2. 対象業務の概要

① 本業務の範囲

1. 対象設備等の運転・監視・点検、保守
2. 1の記録、報告及び記録の保管
3. 施設内における修理依頼対応作業
4. 関連業務の調整

② 管理業務の細目

1. 監視制御設備の監視・操作
 - 仁科記念棟CGS操作室電力監視設備、機械監視設備
 - CGS監視設備
2. 受変電設備の運転・監視・点検、保守（第二特高変電所含む）
3. 非常用自家発電設備及び無停電電源装置の運転・監視・点検及び給油
4. 直流電源設備の運転・監視・点検
5. 動力設備の点検、保守
6. 屋内照明・外灯設備の点検、保守（照度測定を含む）
7. 弱電設備の点検、保守
8. 温熱源設備及び附属設備の運転・監視・点検、保守

9. 冷熱源設備及び附属設備の運転・監視・点検、保守
10. 空気調和・換気設備の運転・監視・点検、保守
11. 給排水衛生設備(消火用ポンプ設備を含む)の運転・監視・点検、保守
12. 空気源設備の運転・監視・点検、保守
13. 蒸留水製造設備及び純水製造設備の運転・監視・点検、保守
14. 公害防止設備の運転・点検、保守
15. 局所排気設備の点検、保守
16. コージェネレーションシステム(CGS:ガスタービン 6500kW 1台)の系統連系運転・監視、点検、保守
17. 搬送設備(異常時の対応のみ)
18. 防災設備(異常時の対応のみ)
(自動火災報知設備、非常用照明装置、防火戸、防火・防煙シャッター、防火・防煙ダンパー及び排煙設備、自動扉)
19. 構内電話交換設備(異常時の対応のみ)
20. 構内放送設備(異常時の対応のみ)
21. 配管・配線の点検、保守
22. 建物(排水口、排水溝、防水、外壁、窓、ドア、床、壁、天井、階段等の異常(ただし、各設備点検時に、動線上及びその周辺(目視で確認できる範囲)を対象範囲とし、点検すること。))

③ 要求される業務内容

1. 東地区には、CGSや放射線管理区域(核燃料物質保管施設含む)の施設があるため、空調設備及び電気設備の運転・監視、保守等には高度かつ専門的な技術・知識が要求される。又異常時には不具合の状況を即座に把握し、短時間での設備の運転復旧が必須である。

④ 業務の条件

1. 業務は24時間、年間365日とする。
2. CGS運転中は必ずCGS監視盤にて常時1名以上が監視業務を行う。そのほか点検、保守を行う。
3. 施設の冷暖房時期及び設備の運転時間は発注者の担当者と事前に協議し実施すること。
4. 電気設備の法定点検、CGS・ボイラー・圧力容器の点検・冷凍設備定期自主検査、自動火災報知設備点検等の立ち会いは、発注者の担当者と事前に協議し実施し取扱いはI共通事項 3.基本的な業務の考え方 3.点検、保守とその記録・報告の考え方 ⑤定期点検時の立会いによる。
5. 発注者の指示により指定された関連する業務の各種打ち合わせ、会議等に参加をすること。

3. 業務関係図書

① 業務計画書の作成

1. 受注者は、業務着手に先立ち、設備の運転・監視計画表及び点検、保守計画表を作成

し、業務計画書としてとりまとめ、発注者の担当者に提出し承諾を得ること。

② 貸与資料

1. 点検対象設備等の図面等は使用することができる。

ただし、貸与資料を外部に持ち出してはならない。

2 東地区実施体制に関する事項

1. 施設管理要員及び資格等

要員配置

施設管理要員として、平日要員5名以上、夜間要員2名以上及び休日要員3名以上をそれぞれ配置し、CGSの24時間運転・監視にも対応すること。平日は主任者以上の者を1名以上配置すること。また、全て受注者のもとで直接雇用の正社員でなければならない。(但し、全要員を正社員で配置することが困難な場合には、契約社員を含めた配置も可とするが、全要員を契約社員で配置することは不可とする。)なお、東地区管理業務の配置要員を中央・南地区管理業務へ配置変更は原則行えない。やむを得ない事情等により配置変更を行う場合は資格等の条件を満たしたうえで事前に発注者の承諾を得ることとする。

① 業務責任者

業務責任者2名(内副責任者1名)を置くものとする。

② 主任者

主任者1名を置くものとする。

③ 技術員

仕様書に定められた本業務を遂行するために必要な技術員を常駐させること。

④ 資格

1. 業務責任者

運転・監視及び日常的な点検、保守業務について、主任者の能力以上で、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上及び自社内実務経験が3年以上の者で、1級ボイラー技士の資格を有する者とする。

2. 業務責任者(副責任者)

運転・監視及び日常的な点検、保守業務について、主任者の能力以上で、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験10年以上及び自社内実務経験が3年以上の者で、第3種電気主任技術者の資格を有する者とする。

3. 主任者

運転・監視及び日常的な点検、保守業務について、技術員の能力以上で、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験5年以上及び自社内実務経験が3年以上の者とする。

4. 技術員

運転・監視及び日常的な点検、保守業務について、指示に従って作業を行う能力を有する者とし、労働安全衛生特別教育講習(高圧電気取扱)を受講し、2級ボイラー技士以上の資格を有する者とする。

また、CGS運転監視の実務経験を有する者とする。ただし、経験が無い者は、CGS

指導員(製造会社の技術員、ボイラー・タービン主任技術者等)の実務訓練を1ヶ月以上受けた後に、配置すること。

5. エネルギー管理に関する資格

配置要員全員がエネルギー管理士又は、エネルギー管理員講習修了書の資格を有する者とするが、無資格の場合は、契約後1年以内に取得すること。

⑤ 関係法令に基づき本業務に必要な取扱責任者等を選任すること

- ボイラー取扱作業主任者：1級ボイラー技士
- 冷凍保安責任者：第3種冷凍機械責任者
- 危険物取扱責任者：乙種第4類危険物取扱者

⑥ 代替要員について

1. 本業務に係わる施設管理要員に対し、受注者が休暇を付与する場合は、あらかじめ発注者に届け出た代替要員(技術員と同等以上の能力を有する者。)を業務に従事させること。代替要員は、宿直を行わないこと。なお、代替要員が従事できずに仕様書で求める要員が配置できない場合は、協議による。
2. 本業務の代替要員は中央・南地区管理業務の代替要員として従事することができる。

⑦ 要員交代について

1. 業務責任者

業務責任者の履行期間中の交代は、原則として認めない。但し、特別な事由がある場合には、発注者が実施する候補者との面談の結果、発注者が承諾した場合に限り、交代を認める。

2. 主任者及び技術員

主任者及び技術員を履行期間中に交代せざるを得ない場合には、予め、書面にて発注者の承諾を得ること。但し、1年間(年度)に交代できる主任者及び技術員の合計人数は、原則4名までとする。

2. 業務体制

① 勤務時間

原則として、発注者の業務時間に応じた勤務体制により本業務を行うこと。また、提案がある場合は、協議により決定する。

1. 平日 9時00分から17時20分まで(休憩50分)
2. 夜間及び休日 後記3.に記載

休日とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日より1月3日まで)及び発注者が特に指定する日(10月第4日曜日)とする。

② 要員

受注者は仕様書にもとづき、施設管理要員配置計画を立て、本契約締結後速やかに発注者に提出し、その承諾を得ること。

3. 夜間及び休日業務

① 業務時間

1. 夜間：17時20分から翌日9時00分まで
（仮眠7時間、休憩50分）
 2. 休日：9時00分から17時20分まで（休憩50分）
- ② 夜間及び休日の業務内容
1. CGSの運転・監視、点検
 2. 監視制御設備の監視、点検
 3. 受変電設備の運転・監視、点検、保守（第二特高変電所含む）
 4. 温熱源及び冷熱源設備の運転・監視
 5. 対象設備のうち連続運転機器の監視・点検
 6. 自動火災報知器作動時の対応
 7. 搬送設備の故障時における対応
 8. 対象設備の故障及びその他異常時における対応

支給品（消耗品）一覧表

項番	品名
1	各種蛍光灯（蛍光灯、グロー、殺菌灯）
2	各種電球（白熱電球、耐振電球、水銀ランプ、ハロゲンランプ）
3	各種電池（電池、電池パック）
4	照明器具
5	各種Vベルト（省エネVベルト）
6	試薬類（清缶剤、防蝕剤、冷却水処理剤、塩酸、凝集剤、並塩等）
7	各種部品類（圧力計、温度計、ユニオン、バルブ、コマパッキン）

水質汚濁防止法に伴う点検

1. 点検概要

本研究施設の特定施設において、有害物質が漏えいし地下への浸透を防ぐため、構造等に関する基準の遵守、定期点検の実施等が水質汚濁防止法の改正により、適用される施設の対象となった。よって、改正水濁法第14条第5項に基づき、水濁法施行規則において定められた点検の内容及び頻度、点検結果を踏まえた手順を定めた点検マニュアルにより、点検、記録、措置等を行い、有害物質による地下水の汚染を未然に防止する。

2. 対象場所

有害物質使用特定施設（別紙2-1 配置図参照）の最下層階から実験排水処理施設（脳科学池の端研究棟）までの配管（土間配管は除く）、柵、排水槽等

3. 点検要領

- ・ 建屋内ピット部の特定実験排水配管の目視点検
- ・ 屋外露出部の特定実験排水配管の目視点検
- ・ 特定実験排水柵の目視点検
- ・ 圧送系特定実験排水の機械監視設備による瞬時流量の集計

（点検周期：各1回/年）

4. その他

作業を行うにあたっては、発注者の担当者への連絡のもとに実施するものとし、作業完了後は報告書を提出し、その承認を得るものとする。

以上

研究本館居室化部分空気環境測定および水質検査

1. 内 容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 4 条に基づき、空気環境測定および水質検査を行うものである。

2. 対象場所

研究本館 東側 3～6 階 居室部分

3. 空気環境測定

1) 測定内容

- a) 温度
- b) 相対湿度
- c) 気流
- d) 二酸化炭素の含有率
- e) 一酸化炭素の含有率
- f) 浮遊粉じんの量

2) 測定箇所数及び回数

- ・ 1 2 箇所（室内）及び外気 1 箇所× 6 回（2 測定/回（午前、午後））
（5, 7, 9, 11, 1, 3月）

4. 水質検査

1) 検査内容

- a) 一般細菌
- b) 大腸菌
- c) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- d) 塩化物イオン
- e) 有機物（全有機炭素(TOC)の量）
- f) pH 値
- g) 味
- h) 臭気
- i) 色度
- j) 濁度
- k) 鉄及びその化合物
- l) 銅及びその化合物
- m) 亜鉛及びその化合物
- n) 鉛及びその化合物
- o) 蒸発残留物
- p) シアン化物イオン及び塩化シアン

- q) クロロ酢酸
- r) クロロホルム
- s) ジクロロ酢酸
- t) ジブロモクロロメタン
- u) 臭素酸
- v) 総トリハロメタン
(クロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)
- w) トリクロロ酢酸
- x) ブロモジクロロメタン
- y) ブロモホルム
- z) ホルムアルデヒド
- aa) 塩素酸

2) 測定箇所及び回数

- ・ 1箇所×1回 (a)～o)の16項目及びp)～aa)の12項目) 9月
- ・ 同上×1回 (a)～j)の11項目) 3月

5. その他

作業を行うにあたっては、監督員への連絡のもとに実施するものとし、作業完了後は報告書を提出し、その承認を得るものとする。

以上



東地区管理業務エリア

東地区

リングサイクロRF電源室

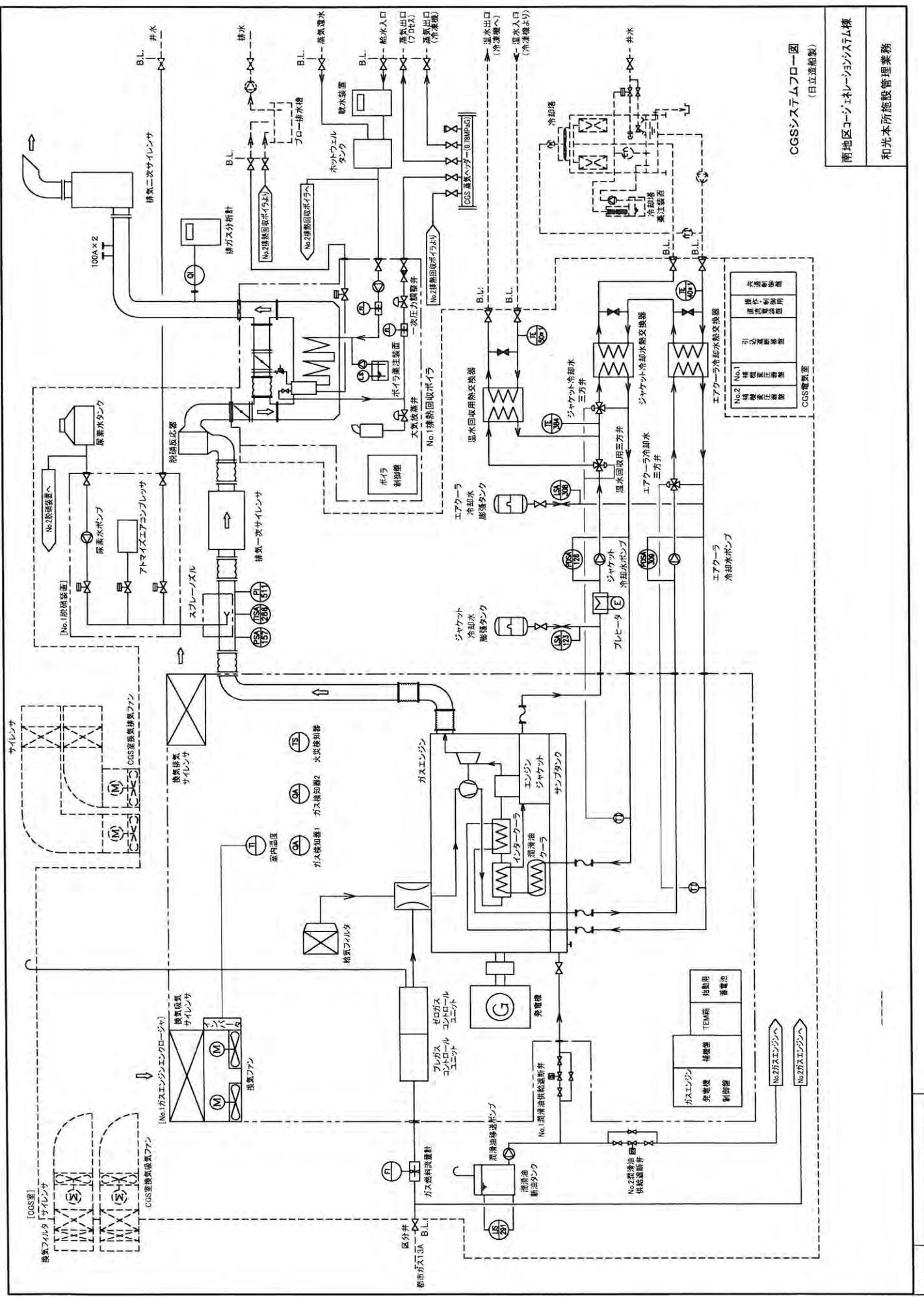
理化学研究所 和光地区

建物コード	名称	建物コード	名称
1001-00	研究本館	1082-00	研究交流棟
1002-00	重要実験棟	1082-01	研究交流東棟
1003-00	本部棟	1082-02	研究交流南棟
1003-02	正門守衛所	1082-03	研究交流棟機庫
1003-02	サブエネルギー棟	1082-04	研究交流棟ポンプ室
1005-00	危険物倉庫	1084-00	国際交流会館1棟
1082-06	ラジオアイソトープ付属有機物検査棟	1084-01	国際交流会館2棟(機庫倉庫、ポンプ室)
1082-07	ラジオアイソトープ付属有機物検査棟	1084-02	国際交流会館3棟(機庫倉庫)
1082-08	研究温室 西	1085-00	西門上水受水槽・ポンプ室
1082-09	ラジオアイソトープ付属排水処理棟	1089-00	情報実験棟
1082-10	南門守衛所	1100-00	総合支援施設
1082-11	上水排水受水槽	1101-00	屋外型植物培養試験施設
1083-00	国際交流会館E棟	1102-00	仁科RI/E棟
1083-00	カハクセンター	1102-00	仁科RI/E棟
1083-00	国際交流会館G棟	1104-00	深化ハナライオロジ
1083-00	有機溶剤貯蔵庫	1106-01	車庫
1083-00	広沢クラブ	1106-02	シャワー室
1083-00	高圧実験棟	1106-03	トイレ
1033-01	排水処理施設ばっく	1108-00	東京大学原子核科学研究センター
1034-00	仁科リアクト	1110-00	排水処理設備
1038-00	放射線	1115-00	カート車庫
1038-00	放射線	1118-00	ナライオロジ表裏棟
1041-01	放射線	1121-00	放射線
1041-01	放射線	1122-00	放射線
1042-00	環境資源科学研究付属棟	1123-00	放射線
1042-01	安全管理物置C	1124-00	放射線
1043-00	仁科記念棟	1125-00	放射線
1043-01	仁科記念棟	1126-00	放射線
1043-02	仁科記念棟	1127-00	放射線
1049-00	国際交流会館A棟	1128-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1129-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1130-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1131-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1132-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1133-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1134-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1135-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1136-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1137-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1138-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1139-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1140-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1141-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1142-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1143-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1144-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1145-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1146-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1147-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1148-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1149-00	放射線
1082-00	フロントセンター	1150-00	放射線



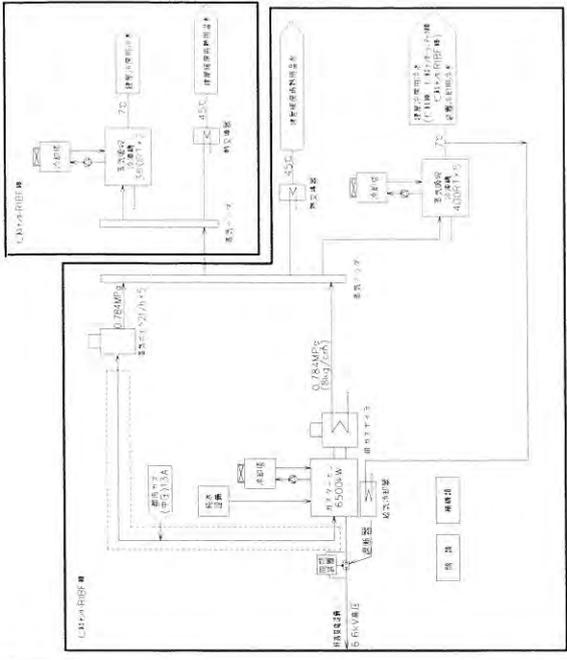
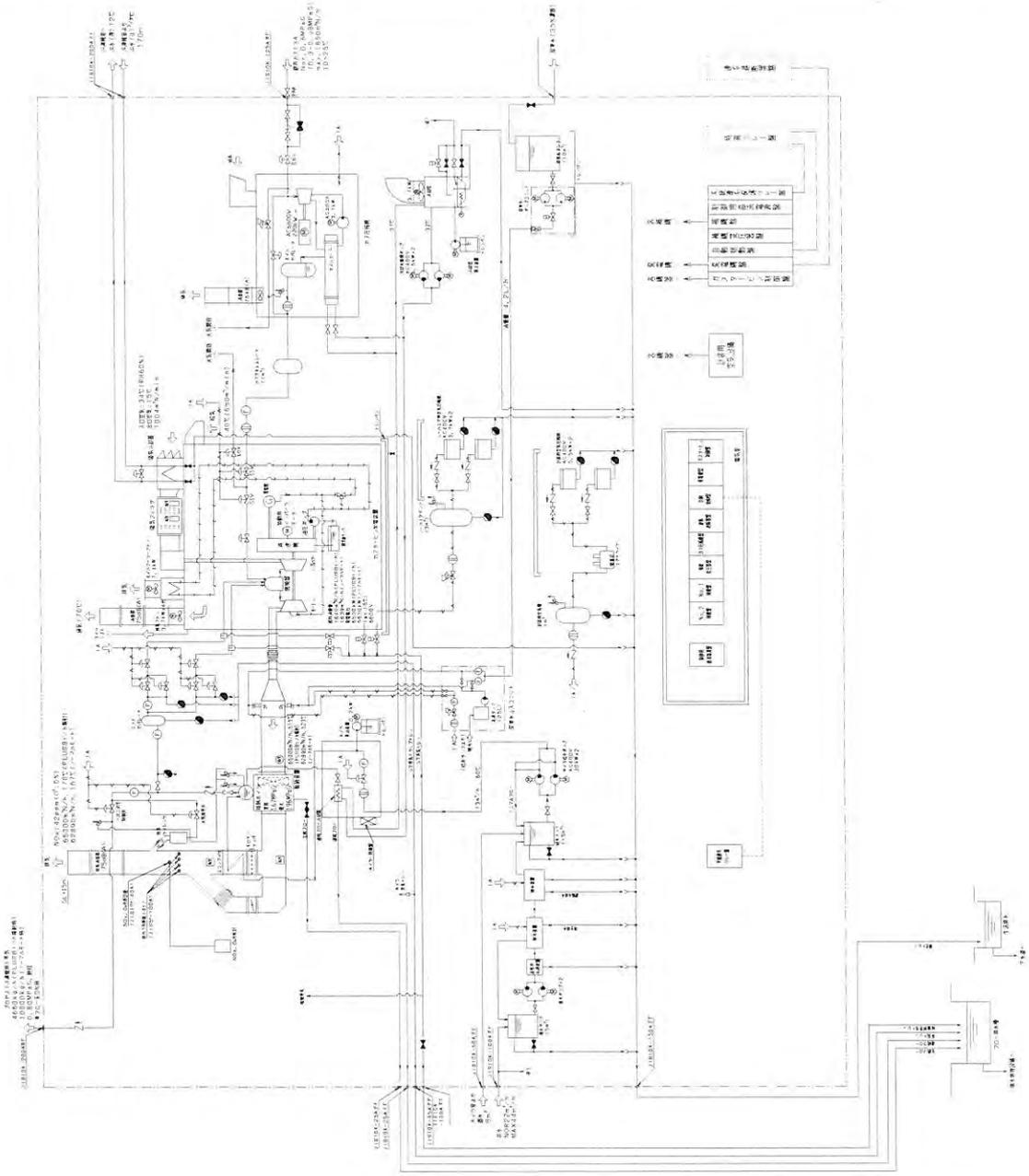
中央・南地区管理業務エリア

全体配置図 1/3000



CGSシステムフロー図
(日立造船製)

南地区コーゾエネレーションシステム様
和光本所施設管理業務



図名	
図番	
発行	
備考	

施設管理業務運転基準
(中央・南地区)
平成28年度

研究支援部 施設課

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表（平日）
（中央・南地区）

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(機械設備関係)

(平成28年4月～平成29年3月)

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[中央地区] (電気機械棟)					
冷熱源機器	吸収式冷温水発生機	360RT	151	2	日4回 夏期及び冬期運転
		100RT	151	1	日4回 夏期及び冬期運転
冷暖房関連機器	地下タンク(特高変電所) (軽油)	4,000L	12	1	月例点検
	冷却塔(冷温水発生機用)		12	5	週1回
	冷温水ポンプ		28	14	週1回 夏期3ヶ月・冬期4ヶ月運転 (3+4)×4週/月
	冷却水ポンプ		12	3	週1回 夏期運転
	送風機、排風機		24	3	月2回
給排水衛生機器	空気調和機		24	1	月2回
	給水ポンプ		48	13	週1回月1回
	消火ポンプ		48	2	週1回月1回
	井戸ポンプ	1号, 3号, 4号	48	3	週1回月1回
	空気圧縮機		24	2	月2回
	汚水排水水中ポンプ		48	2	週1回月1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(機械設備関係)

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[中央地区]					
(研究本館)					
冷暖房関連機器	空気調和機		24	8	月2回
	送風機、排風機		24	8	月2回
	排風機(ドラフトファン等)		24	81	月2回
	冷却水ポンプ		48	1	週1回
給排水衛生機器	純水製造装置		242	1	日1回
	真空配管装置		24	3	月2回
	汚水排水水中ポンプ		48	6	週1回月1回
	実験排水水中ポンプ		48	4	週1回月1回
(事務棟)					
冷暖房関連機器	空気調和機		24	1	月2回
	排風機		24	3	月2回
(統合支援施設)					
冷熱源機器	パッケージ形空気調和機		24	2	月2回
冷暖房関連機器	排風機		24	3	月2回
	全熱交換器		24	2	月2回
給排水衛生機器	給湯用循環ポンプ		48	2	週1回月1回
(図書館)					
冷暖房関連機器	空気調和機		24	1	月2回
給排水衛生機器	汚水排水水中ポンプ		48	2	週1回月1回
(受水槽ポンプ室)					
給排水衛生機器	上水加圧送水ポンプ		48	3	週1回月1回
	上水送水ポンプ		48	2	週1回月1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(機械設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[中央地区]					
(レーザー研究棟)					
冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力50t未満	151	3	日1回 夏期及び冬期運転
冷暖房関連機器	冷温水ポンプ		28	3	週1回 夏期3ヶ月・冬期4ヶ月運転
	空気調和機		24	4	月2回
	排風機		24	20	月2回
(情報基盤棟)					
冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力20t未満	242	8	日1回
冷暖房関連機器	冷却塔(補助チー内蔵密閉式)	法定冷凍能力20t未満	48	1	週1回
	排風機		24	5	月2回
	純水処理装置	空調加湿用	24	1	月2回
	冷水ポンプ		48	10	週1回
給排水衛生機器	圧力給水ポンプユニット		48	1	週1回月1回
	屋内消火栓ポンプユニット		48	1	週1回月1回
	汚水排水水中ポンプ		48	4	週1回月1回
	井水給水ポンプユニット		48	1	週1回月1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(機械設備関係)

(平成28年4月～平成29年3月)

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[中央地区]					
(フロンティア中央研究棟・材料科学実験棟)					
温熱源機器	真空式温水発生機	186kW	24	1	週1回 夏期運転(6ヶ月)
冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力20t未満	242	6	日1回
冷暖房関連機器	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力50t未満	151	1	日1回 夏期及び冬期運転
	空気調和機		24	7	月2回
	排風機		24	20	月2回
	冷温水ポンプ		48	3	週1回
給排水衛生機器	冷温水ポンプ		28	1	週1回 夏期3ヶ月・冬期4ヶ月運転
	温水循環ポンプ		24	1	月2回
	脱臭装置		24	1	月2回
	空気圧縮機		24	2	月2回
	真空配管装置		24	2	月2回
	純水製造装置		24	1	月2回
	実験排水水中ポンプ		48	2	週1回月1回
	汚水排水水中ポンプ		48	2	週1回月1回
(ライフサイエンス実験棟)					
冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力50t未満	242	1	日1回
温熱源機器	チリングユニット	法定冷凍能力50t未満	242	1	日1回
	パッケージ形空気調和機		242	2	日1回
	小型ボイラー		242	2	日3回 交互運転
冷暖房関連機器	温水ボイラー		242	1	日3回
	空気調和機		24	3	月2回
	排風機		24	12	月2回
	フィルターユニット		24	2	月2回
給排水衛生機器	熱交換器(暖房用)	第一種圧力容器	12	1	月例点検
	フラッシュタンク	第一種圧力容器	12	1	月例点検
	冷水ポンプ		48	1	週1回
	温水ポンプ		48	2	週1回
	脱臭装置		48	1	週1回
	空気圧縮機		24	2	月2回
	真空配管装置		24	1	月2回
	純水製造装置		242	1	日1回
	消火ポンプ		48	1	週1回月1回
	動物排水水中ポンプ		48	2	週1回月1回
実験排水水中ポンプ		48	2	週1回月1回	

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(機械設備関係)

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[南地区] (環境資源科学研究棟)					
冷暖房関連機器	空気調和機 除湿機 排風機 熱交換器(暖房用) 温水ポンプ	第一種圧力容器	24 24 24 4 16	1 1 5 1 2	月2回 月2回 月2回 月1回 冬期運転 週1回 冬期運転
給排水衛生機器	脱臭装置 脱臭装置 真空ポンプ 純水装置	湿式 乾式	48 24 24 242	1 1 1 1	週1回 月2回 月2回 日1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(機械設備関係)

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[南地区]					
(サブエネルギー棟)					
冷熱源機器	遠心式冷凍機	400RT	242	3	日 4 回
温熱源機器	小型ボイラ		242	3	日 3 回
冷暖房関連機器	冷却塔	遠心冷凍機用	48	3	週 1 回
	空調用ポンプ		48	11	週 1 回
	排風機		24	7	月 2 回
	機械監視装置		242	1	日 1 回
	給排水衛生機器		揚水ポンプ	48	5
	消火ポンプ	48	1	週 1 回月 1 回	
	空気圧縮機	24	2	月 2 回	
(研究基盤技術棟)					
冷暖房関連機器	熱交換器(暖房用)	第一種圧力容器	4	1	月 1 回 冬期運転 月例点検
	熱交換器(冷房用)		3	1	月 1 回 夏期運転
	温水用ポンプ		16	1	週 1 回 冬期運転
	冷水用ポンプ		12	1	週 1 回 夏期運転
	還水用ポンプ		48	2	週 1 回
	排風機		24	6	月 2 回
	空気調和機		24	1	月 2 回
	パッケージ形空調機		24	1	月 2 回
	冷却塔		24	1	月 2 回
	冷却水ポンプ		24	1	月 2 回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(機械設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[南地区]					
(RI実験棟) 冷暖房関連機器	熱交換器(暖房用) 熱交換器(冷房用) 温水用ポンプ 冷水用ポンプ 還水用ポンプ 排風機 空気調和機 乾式除湿機	第一種圧力容器	4 3 16 12 48 24 24 24	1 1 1 1 2 4 6 1	1月1回 冬期運転 月例点検 1月1回 夏期運転 1週1回 冬期運転 1週1回 夏期運転 2週1回 4月2回 6月2回 1月2回
給排水衛生機器	蒸留水製造装置		24	1	1月2回
(生物科学研究棟・東) 冷暖房関連機器	熱交換器(暖房用) 熱交換器(冷房用) 冷温水用ポンプ 還水用ポンプ 排風機 空気調和機 乾式除湿機	第一種圧力容器	4 3 28 48 24 24 24	1 1 1 2 43 6 1	1月1回 冬期運転 月例点検 1月1回 夏期運転 1週1回 夏期3ヶ月・冬期4ヶ月運転 2週1回 43月2回 6月2回 1月2回
給排水衛生機器	蒸留水製造装置 真空ポンプ		24 24	1 2	1月2回 2月2回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(機械設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[南地区] (生物科学研究棟・西)	冷暖房関連機器	熱交換器(暖房用) 熱交換器(冷房用) 温水用ポンプ 冷水用ポンプ 還水用ポンプ ブラインチラー ブラインポンプ 排風機 空気調和機 乾式除湿機	12 3 48 12 48 24 24 24 24 24	2 1 1 1 2 1 1 70 16 2	月例点検 夏期運転 夏期運転 夏期運転
給排水衛生機器	蒸留水製造装置 真空ポンプ 貯湯槽 給湯循環ポンプ	第一種圧力容器	24 24 12 48	1 2 1 1	月2回 月2回 月例点検 週1回月1回
(ケミカルバイオロジー研究棟)	冷暖房関連機器	熱交換器 暖房用 温水用ポンプ 還水用ポンプ 空気調和機 排風機 脱臭装置	12 48 48 24 24 24	1 1 2 4 27 3	月例点検 週1回 週1回 月2回 月2回 月2回
給排水衛生機器	給湯循環ポンプ 汚水排水水中ポンプ 湧水排水水中ポンプ 貯湯槽 上水給水ポンプユニット 井水給水ポンプユニット	乾式 第一種圧力容器	48 48 12 12 48 48	2 2 2 1 1 1	週1回月1回 週1回月1回 月1回 月例点検 週1回月1回 週1回月1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(機械設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[南地区]					
(研究交流棟、東棟、南棟)					
温熱源機器	小型ボイラ		242	2	日3回 交互運転
冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力50t未満	242	5	日1回
	チリングユニット	法定冷凍能力20t未満	242	2	日1回
冷暖房関連機器	熱交換器(実験冷却水用)		12	1	月1回
	空気調和機		24	14	月2回
	全熱交換器		24	5	月2回
	排風機		24	12	月2回
	排風機(ドラフトファン等)		24	33	月2回
	排風機(機械室、実験室)		24	90	月2回
	冷温水ポンプ		48	8	週1回
	冷水1、2次ポンプ		48	4	週1回
	冷却水ポンプユニット		48	1	週1回
	冷却水揚水ポンプ		48	2	週1回
	蒸気ドレンポンプ		12	2	月1回
	脱臭装置		48	3	週1回
	機械監視装置		242	1	日1回
給排水衛生機器	圧力給水ポンプ		48	2	週1回月1回
	雨水排水水中ポンプ		48	8	週1回月1回
	湧水排水水中ポンプ		48	4	週1回月1回
	汚水排水水中ポンプ		48	2	週1回月1回
	実験排水水中ポンプ		48	2	週1回月1回
	消火ポンプ		48	1	週1回月1回
	純水製造装置		242	1	日1回
	ろ過装置		12	1	月1回
	空気圧縮機		24	2	月2回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(機械設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
南地区					
(物質科学研究棟)					
温熱源機器	真空式温水器 (熱源水用)	288kW	16	2	週1回 冬期運転
	真空式温水器 (温水用)	477kW	16	1	週1回 冬期運転
	真空式温水器 (給湯用)	233kW	48	2	週1回
冷熱源機器	吸収式冷温水発生機	210RT	242	2	日4回
	チリングユニット (実験冷却水用)	法定冷凍能力50t未満	242	2	日1回
冷暖房関連機器	冷却塔 (冷温水発生機用)		14	2	週1回
	冷却塔 (熱源水用)	223RT	24	2	月2回
	冷温水、冷却水ポンプ		48	4	週1回
	水熱源ポンプ		48	2	週1回
	温水ポンプ		16	1	週1回 冬期運転
	凍結防止用循環ポンプ		16	1	週1回 冬期運転
	実験冷却水循環ポンプ		48	6	週1回
	空気調和機		24	20	月2回
	脱臭装置		48	6	週1回
	機械監視装置		242	1	日1回
	貯湯槽	第二種圧力容器	12	2	月1回
	排風機		24	59	月2回
	空調換気扇		12	11	月1回
	送風機		24	10	月2回
給排水衛生機器	井水加圧給水ポンプ		48	1	週1回月1回
	温水循環ポンプ		48	4	週1回月1回
	汚水排水水中ポンプ		48	2	週1回月1回
	実験排水水中ポンプ		48	2	週1回月1回
	湧水排水水中ポンプ		48	4	週1回月1回
	屋内消火栓ポンプユニット		48	1	週1回月1回
	空気圧縮機		24	2	月2回
	真空ポンプ		24	2	月2回
	純水循環ポンプ		48	6	週1回月1回
	純水装置		242	1	日1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(機械設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[南地区]	(ナノサイエンス実験棟)				
温熱源機器	小型ボイラ		242	3	日3回
冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット(同時取出型)	法定冷凍能力50t未満	242	1	日1回
	チリングユニット	法定冷凍能力50t未満	242	2	日1回
冷暖房関連機器	熱交換器		12	1	月1回
	熱交換器		12	1	月1回
	冷却塔(補助チラ-内蔵密閉式)	法定冷凍能力20t未満	48	1	週1回
	温水一次ポンプ		48	1	週1回
	冷水一次ポンプ		48	3	週1回
	温水二次ポンプ		48	3	週1回
	冷水二次ポンプ		48	3	週1回
	冷温水ポンプ		48	1	週1回
	空気調和機		24	40	月2回
	送風機		24	6	月2回
	排風機		24	47	月2回
	フラッシュタンク	第一種圧力容器	12	1	月例点検
	実験冷却水ポンプ		48	2	週1回
	機械監視装置		242	1	日1回
給排水衛生機器	消火栓ポンプユニット		48	1	週1回月1回
	上水加圧ポンプ		48	1	週1回月1回
	井水加圧ポンプ		48	1	週1回月1回
	汚水排水水中ポンプ		48	2	週1回月1回
	湧水排水水中ポンプ		48	6	週1回月1回
	生活排水水中ポンプ		48	6	週1回月1回
	実験排水水中ポンプ		48	6	週1回月1回
	空気圧縮機		24	2	月2回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(機械設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[南地区]					
(ナノサイエンス実験棟)	クリーンルーム				
冷熱源機器	チリングユニット	法定冷凍能力50t未満	242	3	日1回
冷暖房関連機器	冷却塔(補助ファン内蔵密閉式)	法定冷凍能力20t未満	48	1	週1回
	実験冷却水ポンプ		48	2	週1回
	冷水ポンプ		48	7	週1回
	温水ポンプ		48	2	週1回
	熱交換器(冷水用)		12	1	月1回
	熱交換器(温水用)		12	1	月1回
	空気調和機		24	3	月2回
	送風機		24	10	月2回
	排煙ファン		24	1	月2回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(機械設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[南地区] (サイエスタウンユースティティ)	給排水衛生機器 上水給水ポンプ		48	5	週1回月1回
[中央・南地区] (外溝)	給排水衛生機器 特殊実験排水水中ポンプ 特殊実験排水用陸上ポンプ		48 48	8 2	週1回月1回 週1回月1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(機械設備関係)

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[南地区]	(南地区コージェネレーションシステム棟)				
冷熱源機器	蒸気吸収式冷凍機	360RT	242	1	日 4 回
	温水吸収式冷凍機	160RT	242	2	日 4 回
冷暖房関連機器	冷却塔 (蒸気吸収式用)		48	1	週 1 回 シーズン点検2回含む
	冷却塔 (温水吸収式用)		48	2	週 1 回 シーズン点検2回含む
	冷却塔 (C G S 冷却用)		48	2	週 1 回 シーズン点検2回含む
	空調用ポンプ (冷凍機用)		48	5	週 1 回
	冷却水ポンプ		48	5	週 1 回
	ドレンアップポンプ		48	2	週 1 回
	蒸気還水ポンプ		48	2	週 1 回
	送風機		24	6	月 2 回
	排風機		24	5	月 2 回
	給排水衛生機器	井水加圧給水ポンプ		48	1
湧水排水水中ポンプ			48	2	週 1 回月 1 回
呼水タンク			1	1	年 1 回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(機械設備関係)

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[南地区] (中性子工学施設) 冷熱源機器 冷暖房関連機器 給排水衛生機器	パッケージ形外気調和機 排風機 電気温水器 汚水排水水中ポンプ	20L	24 24 12 48	1 4 1 2	月 2 回 月 2 回 月 1 回 週 1 回月 1 回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(機械設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[南地区]					
(創発科学実験棟)					
冷熱源機器	パッケージ形外気調和機	冷房:29.7kW 暖房:21.7kW	48	1	週1回
	パッケージ形空気調和機	冷房:20kW	24	4	月2回
冷暖房関連機器	送排風機		24	9	月2回
給排水衛生機器	汚水排水水中ポンプ		48	2	週1回月1回
	実験排水水中ポンプ		48	2	週1回月1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(機械設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[中央地区] (脳科学東研究棟)					
冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット(同時取出型)	法定冷凍能力50t未満	242	2	日1回
冷暖房関連機器	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力50t未満	242	3	日1回
	貯湯槽	第一種圧力容器	12	2	月例点検
	空気調和機(機械室内)		24	20	月2回
	〃 (5階ISS内)		24	6	月2回
	排風機		24	46	月2回
	冷温水ポンプ		48	13	週1回
	還水ポンプ		48	2	週1回
	脱臭装置		48	6	週1回
給排水衛生機器	圧力給水ポンプユニット		48	1	週1回月1回
	屋内消火栓ポンプユニット		48	1	週1回月1回
	温水循環ポンプ		48	2	週1回月1回
	湧水排水水中ポンプ		48	5	週1回月1回
	実験排水水中ポンプ		48	6	週1回月1回
	空気圧縮機		24	1	月2回
	純水製造装置		242	1	日1回
	動物排水処理ブロワ		48	2	週1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(機械設備関係)

(平成28年4月～平成29年3月)

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[中央地区] (脳科学西研究棟)					
冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力20t未満	151	2	日1回 夏期及び冬期運転
	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力20t未満	93	2	日1回 春期及び秋期運転
冷暖房関連機器	空気調和機		24	6	月2回 動物飼育系統は交互運転
	全熱交換器		48	2	週1回 交互運転
	送風機		24	16	月2回
	冷温水ポンプ		28	2	週1回 夏期3ヶ月・冬期4ヶ月運転
	冷温水ポンプ		20	2	週1回 春期3ヶ月・秋期2ヶ月運転
給排水衛生機器	給湯用空気熱源ヒートポンプユニット	冷凍能力20t未満	48	1	週1回
	給湯循環ポンプ		48	1	週1回月1回
	貯湯槽	第二種圧力容器	12	1	月1回
大型動物飼育室・実験室					
冷熱源機器	パッケージ型空気調和機		24	2	月2回
冷暖房関連機器	全熱交換器		24	2	月2回
	フィルターユニット		24	4	月2回
	排風機		24	6	月2回
	脱臭装置		48	1	週1回
	排煙ファン		24	1	月2回
給排水衛生機器	井水ポンプ		48	2	週1回月1回
	放流ポンプ		48	2	週1回月1回
	消毒剤ポンプ		48	1	週1回
	動物排水処理ブロワ		48	1	週1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(機械設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[中央地区]					
(脳科学中央研究棟 I 期)					
温熱源機器	小型ボイラ		242	3	日 3 回
冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット(同時取出型)	法定冷凍能力60t未満 第一種冷凍設備	242	2	日 1 回
	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力60t未満 第一種冷凍設備	242	4	日 1 回
冷暖房関連機器	貯湯槽	第一種圧力容器	12	2	月例点検
	冷却塔(熱源水用)	450RT	24	1	月 2 回
	熱交換器(加熱用)	プレート型	12	1	月 1 回
	空気調和機		24	31	月 2 回
	送排風機		24	50	月 2 回
	ドラフト用ファン		24	70	月 2 回
	冷温水ポンプ		48	14	週 1 回
	脱臭装置	動物排気系統	48	5	週 1 回
	脱臭装置	ドラフト排気系統	48	4	週 1 回
	機械監視装置		242	1	日 1 回
	熱源水ポンプ		48	1	週 1 回
給排水衛生機器	圧力給水ポンプ		48	6	週 1 回月 1 回
	屋内消火栓ポンプユニット		48	1	週 1 回月 1 回
	温水循環ポンプ		48	2	週 1 回月 1 回
	湧水排水水中ポンプ		48	5	週 1 回月 1 回
	実験排水水中ポンプ		48	10	週 1 回月 1 回
	空気圧縮機		24	1	月 2 回
	純水製造装置		242	1	日 1 回
	動物排水処理ブロワ		48	2	週 1 回
	真空ポンプ		24	1	月 2 回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(機械設備関係)

(平成28年4月～平成29年3月)

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[中央地区]					
(脳科学中央研究棟Ⅱ期)					
温熱源機器	小型ボイラ		242	2	日3回
冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット(同時取出型)	法定冷凍能力60t未満 第一種冷凍設備	242	2	日1回
	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力60t未満 第一種冷凍設備	242	4	日1回
冷暖房関連機器	貯湯槽	第一種圧力容器	12	1	月例点検
	冷却塔(熱源水用)	450RT	24	1	月2回
	熱交換器(加熱用)	プレート型	12	1	月1回
	空気調和機		24	25	月2回
	送排風機		24	49	月2回
	ドラフト用ファン		24	74	月2回
	冷温水ポンプ		48	16	週1回
	脱臭装置	動物排気系統	48	5	週1回
	脱臭装置	ドラフト排気系統	48	4	週1回
	熱源水ポンプ		48	1	週1回
	還水ポンプ		48	2	週1回
	地上式オイルタンク4,000L		12	1	月例点検
給排水衛生機器	圧力給水ポンプ		48	6	週1回月1回
	温水循環ポンプ		48	2	週1回月1回
	湧水排水水中ポンプ		48	4	週1回月1回
	実験排水水中ポンプ		48	4	週1回月1回
	空気圧縮機		24	1	月2回
	純水製造装置		242	1	日1回
	動物排水処理ブロワ		48	2	週1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(機械設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[中央地区]					
(脳科学池の端研究棟)					
冷暖房関連機器	空気調和機		24	5	月2回
	送風機		24	5	月2回
	給排風機		1	50	年1回
給排水衛生機器	上水圧力給水ポンプ		48	1	週1回月1回
	屋内消火栓ポンプユニット		48	1	週1回月1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(機械設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[中央地区]					
(脳科学神経回路遺伝学研究棟)					
温熱源機器	小型ボイラ		242	4	日3回
冷熱源機器	吸収式冷温水発生機	360RT	242	1	日4回
冷暖房関連機器	遠心式冷凍機	360RT	242	1	日4回
	冷却塔(冷凍機用)		48	1	週1回
	冷却塔(冷温水発生機用)		14	1	週1回
	熱交換器(温水用)	プレート型	12	1	月1回
	空気調和機		24	9	月2回
	散水式全熱交換機		48	5	週1回
	送排風機		24	50	月2回
	脱臭装置用排風機		24	6	月2回
	冷温水ポンプ		48	14	週1回
	脱臭装置		48	10	週1回
	プレッシャーポンプ		48	1	週1回
	地下式オイルタンク	4,000L	12	1	月例点検
	冷温水コイルユニット		12	2	月1回
給排水衛生機器	貯湯槽(第1圧)	第一種圧力容器	12	2	月例点検
	圧力給水ポンプ		48	2	週1回月1回
	給湯循環ポンプ		48	2	週1回月1回
	屋内消火栓ポンプ		48	1	週1回月1回
	汚水ポンプ		48	2	週1回月1回
	実験排水水中ポンプ		48	14	週1回月1回
	空気圧縮機		24	1	月2回
	吸引供給設備		24	1	月2回
	動物排水処理ブロワ		48	4	週1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(電気設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	数量	備考
中央地区					
特高受変電設備	受電所 第1特高変電所 高低圧配電盤(49面)		242 24	5 49	日1回 月2回
電灯・動力設備	(研究本館・工学実験棟・レーザー研究棟) 低圧配電盤(359面) (図書館、医務棟、国際交流会館) 低圧配電盤(19面) (フロティア中央棟・材料科学実験棟・LS棟) 低圧配電盤(44面)		1 1 1	359 19 44	年1回 年1回 年1回
受変電設備	高低圧変電所 (電気機械棟) 高低圧配電盤(14面) (研究本館その1電気室) 高低圧配電盤(21面) (研究本館その2・その3電気室) 高低圧配電盤(23面) (研究本館旧電算機変電所) 高低圧配電盤(16面) (広沢クラブ変電所) 高低圧配電盤(5面) (レーザー研究棟変電所) 高低圧配電盤(10面) (工学実験棟附属棟変電所) 高低圧配電盤(14面) (フロティア中央研究棟変電所) 高低圧配電盤(13面) (ライフサイエンス実験棟変電所) 高低圧配電盤(5面) (情報基盤棟変電所) 高低圧配電盤(19面)		24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24 24	14 21 23 16 5 10 14 13 5 19	月2回 月2回 月2回 月2回 月2回 月2回 月2回 月2回 月2回 月2回 月2回 月2回 月2回 月2回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(電気設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	数量	備考
中央地区					
自家発電設備	(第1特高変電所) 1250KVA 1台		24	1	月2回(運転)
	(フロンティア中央研究棟変電所) 185KVA 1台		24	1	月2回(運転)
	(ライフサイエンス実験棟変電所) 250KVA 1台		24	1	月2回(運転)
	(工学実験棟変電所) 185KVA 1台		24	1	月2回(運転)
	(レーザー研究棟変電所) 340KVA 1台		24	1	月2回(運転)
	(電気機械棟変電所) 375KVA 1台		24	2	月2回(運転)
	72KVA 1台				
	(情報基盤棟変電所) 375KVA 1台		24	1	月2回(運転)
直流電源設備	(第1特高変電所) 制御用 1台		24	1	月2回
	(電気機械棟) 非常灯・制御用 1台		24	2	月2回
	電話・電気時計用 1台				
	(フロンティア中央研究棟) 非常灯・制御用 1台		24	1	月2回
	(情報基盤棟) 非常灯・制御用 1台		24	1	月2回
太陽光発電設備	(実用化施設) 太陽光発電装置 10kW		12	1	月1回
	(事務棟) 太陽光発電装置 40kW		12	1	月1回
	(医務棟) 太陽光発電装置 5kW		12	1	月1回
	(レーザー研究棟) 太陽光発電装置 10kW		12	1	月1回
	(広沢クラブ) 太陽光発電装置 15kW		12	1	月1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(電気設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	数量	備考
中央地区	(フロンティア中央研究棟) 太陽光発電装置 10 kW		12	1	月1回
	(託児施設りけんキッズわこう) 太陽光発電装置 5.5 kW		12	1	月1回
外灯設備 監視制御設備	(ハイブリッド外灯2灯を含む) 中央監視室常駐者		12 242	181 1	月1回 常時監視

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(電気設備関係)

(平成28年4月～平成29年3月)

区分	項目	動力・仕様等	日数	数量	備考
南地区					
電灯・動力設備	(生物科学研究棟) 低圧配電盤(69面)		1	69	年1回
	(サブエネルギー棟・技術基盤棟・R I 実験棟・環境資源棟・加速センター生物棟・ケミカルバイオロジー棟・中性子工学施設) 低圧配電盤・廊下実験盤(58面)		1	58	年1回
	(南地区コージェネレーションシステム棟) 低圧配電盤(20面)		1	23	年1回
受変電設備	(サブエネルギー棟変電所) 高低圧配電盤(34面) (変圧器・コンデンサーを含む)		24	34	月2回
	(生物科学研究棟変電所) 高低圧配電盤(13面) (変圧器を含む)		24	13	月2回
	(R I 実験棟変電所) 高低圧配電盤(9面) (変圧器を含む)		24	9	月2回
	(南地区コージェネレーションシステム棟) 高低圧配電盤(6面) (変圧器を含む)		24	6	月2回
自家発電設備	(サブエネルギー棟) 450KVA 1台		24	1	月2回(運転)
	(生物科学研究棟) 450KVA 1台		24	1	月2回(運転)
直流電源設備	サブエネルギー棟 非常灯・制御用 1台		24	1	月2回
	南地区コージェネレーションシステム棟 制御用 1台		24	1	月2回
太陽光発電設備	研究基盤技術棟 太陽光発電装置 60kW		12	1	月1回
	生物科学研究棟 太陽光発電装置 30kW		12	1	月1回
	R I 実験棟 太陽光発電装置 30kW		12	1	月1回
	環境資源科学実験棟 太陽光発電装置 7.5kW		12	1	月1回
水車発電設備	サブエネルギー棟 水車発電装置 9kW		12	1	月1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(電気設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	数量	備考
〔南地区〕					
(研究交流棟、東棟、南棟)					
電灯・動力設備	(研究交流棟、東棟、南棟) 低圧配電盤(54面) (動力制御盤・照明分電盤・実験盤)		1	54	年1回
受変電設備	(研究交流棟、東棟、南棟) 高低圧配電盤(38面)		24	38	月2回
自家発電設備	(研究交流棟、東棟、南棟) 375KVA 1台		24	1	月2回(運転)
直流電源設備	(研究交流棟、東棟、南棟) 非常灯・制御用 1台		24	1	月2回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(電気設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	数量	備考
〔南地区〕					
(物質科学研究棟) 電灯・動力設備	(物質科学研究棟) 低圧配電盤(26面) (動力制御盤・照明分電盤・実験盤)		1	26	年1回
受変電設備	(物質科学研究棟) 高低圧配電盤(11面) (変圧器含む)		24	11	月2回
自家発電設備	(物質科学研究棟) 200KVA 1台		24	1	月2回(運転)
直流電源設備	(物質科学研究棟) 非常灯・制御用 1台		24	1	月2回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(電気設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	数量	備考
〔南地区〕					
(サイエンスタウンユティリティ)					
電灯・動力設備	(サイエンスタウンユティリティ) 低圧配電盤(3面) (動力制御盤・照明分電盤・実験盤)		1	3	年1回
受変電設備	(サイエンスタウンユティリティ) 高低圧配電盤(10面)		24	10	月2回
自家発電設備	(サイエンスタウンユティリティ) 100KVA 1台		24	1	月2回(運転)
直流電源設備	(サイエンスタウンユティリティ) 非常灯・制御用 1台		24	1	月2回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(電気設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	数量	備考
〔南地区〕					
(ナノサイエンス実験棟)					
電灯・動力設備	(ナノサイエンス実験棟) 低圧配電盤(22面) (動力制御盤・照明分電盤・実験盤)		1	22	年1回
受変電設備	(ナノサイエンス実験棟) 高低圧配電盤(14面)		24	14	月2回
自家発電設備	(ナノサイエンス実験棟) 250KVA 1台		24	1	月2回(運転)
直流電源設備	(ナノサイエンス実験棟) 非常灯・制御用 1台		24	1	月2回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(電気設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	数量	備考
〔南地区〕					
(創発科学実験棟) 電灯・動力設備	(創発科学実験棟) 低圧配電盤(3面) (動力制御盤・実験盤)		1	3	年1回
受変電設備	(創発科学実験棟) 高低圧配電盤(4面)		24	4	月2回
直流電源設備	(創発科学実験棟) 非常灯・制御用 1台		24	1	月2回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(電気設備関係)

(平成28年4月～平成29年3月)

区分	項目	動力・仕様等	日数	数量	備考
中央地区					
電灯・動力設備	(脳科学中央研究棟1期及び2期) 低圧配電盤(108面) (動力制御盤・照明分電盤・実験盤)		1	108	年1回
	(脳科学西研究棟及び大型動物施設) 低圧配電盤(19面) (動力制御盤・照明分電盤・実験盤)		1	19	年1回
	(脳科学東研究棟) 低圧配電盤(31面) (動力制御盤・照明分電盤・実験盤)		1	31	年1回
受変電設備	(脳科学東研究棟変電所) 高低圧配電盤(17面)		24	17	月2回
	(脳科学中央研究棟(I)) 高低圧配電盤(31面)		24	31	月2回
	(脳科学西研究棟変電所) 高低圧配電盤(5面)		24	5	月2回
自家発電設備	(脳科学東研究棟) 500KVA 1台		24	1	月2回(運転)
	(脳科学中央研究棟 I期) 185KVA 1台 340KVA 1台 500KVA 1台		24	3	月2回(運転)
	(脳科学西研究棟) 185KVA 1台		24	1	月2回(運転)
直流電源設備	(脳科学東研究棟) 自家発電 1台 非常灯・制御用 1台		24	2	月2回
	(脳科学中央研究棟 I期) 自家発電 1台 非常灯・制御用 1台		24	2	月2回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(電気設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	数量	備考
中央地区					
受変電設備	(脳科学中央研究棟(Ⅱ)) 高低圧配電盤(28面)		24	28	月2回
自家発電設備	(脳科学中央研究棟(Ⅱ)) 340KVA 1台 500KVA 1台		24	2	月2回(運転)
直流電源設備	(脳科学中央研究棟(Ⅱ)) 自家発用 1台 非常灯・制御用 1台		24	2	月2回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(電気設備関係)

区分	項目	動力・仕様等	日数	数量	備考
中央地区					
電灯・動力設備	(脳科学池の端研究棟) 低圧配電盤(11面) (動力制御盤・照明分電盤・実験盤)		1	11	年1回
受変電設備	(脳科学池の端研究棟) 高低圧配電盤(7面)		24	7	月2回
自家発電設備	(脳科学池の端研究棟) 185KVA 1台		24	1	月2回(運転)
直流電源設備	(脳科学池の端研究棟) 非常灯・制御用 1台		24	1	月2回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(電気設備関係)

(平成28年4月～平成29年3月)

区分	項目	動力・仕様等	日数	数量	備考
中央地区					
電灯・動力設備	(脳科学神経回路遺伝学研究棟) 低圧配電盤(31面) (動力制御盤・照明分電盤・実験盤)		1	31	年1回
受変電設備	(脳科学神経回路遺伝学研究棟) 高低圧配電盤(11面)		24	11	月2回
自家発電設備 (ガスタービン)	(脳科学神経回路遺伝学研究棟) 750KVA 1台		24	1	月2回(運転)
直流電源設備	(脳科学神経回路遺伝学研究棟) 非常灯・制御用 1台		24	1	月2回
太陽光発電設備	(脳科学神経回路遺伝学研究棟) 太陽光発電装置 10kW		12	1	月1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(電気設備関係)

(平成28年4月～平成29年3月)

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	数 量	備 考
[和光地区全体]					
電灯・動力設備	177794.15m ² (中央・南地区延床面積) ランプ交換		随時		
メーターの検針	電力量計 320箇所 太陽光発電設備 12箇所		12	一式	月 1 回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と定期点検等及び保守周期表
(中央・南地区)

主要機器と定期点検等及び保守周期表

(定期点検及び保守：機械設備関係)

(平成28年4月～平成29年3月)

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[中央地区]					
(電気機械棟) 冷暖房関連機器	冷却塔(冷温水発生機用) 膨張タンク		2 1	5 1	シーズン、オフ点検各1回含む 年1回点検
(レーザー研究棟) 冷暖房関連機器	膨張タンク		1	1	年1回点検
(情報基盤棟) 冷暖房関連機器	膨張タンク		1	2	年1回点検
(フロンティア中央研究棟・材料科学実験棟) 冷暖房関連機器	膨張タンク		1	2	年1回点検
(ライフサイエンス実験棟) 冷暖房関連機器	膨張タンク		1	1	年1回点検

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と定期点検等及び保守周期表

(定期点検及び保守：機械設備関係)

(平成28年4月～平成29年3月)

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[南地区]					
(環境資源科学研究棟) 冷暖房関連機器	膨張タンク		1	1	年1回点検
(サブエネルギー棟) 冷暖房関連機器	冷却塔(遠心冷凍機用) 還水タンク		2 1	3	シーズンイン点検2回含む 年1回点検
(研究基盤技術棟) 冷暖房関連機器	膨張タンク 還水タンク		1 1	2	年1回点検 年1回点検
(RI実験棟) 冷暖房関連機器	膨張タンク 還水タンク		1 1	2	年1回点検 年1回点検
(生物科学研究棟・東) 冷暖房関連機器	膨張タンク 還水タンク		1 1	2	年1回点検 年1回点検
(生物科学研究棟・西) 冷暖房関連機器	ブライントank 膨張タンク 還水タンク		1 1 1	1	年1回 3年1回点検 年1回点検
(ケミカルバイオロジー研究棟) 冷暖房関連機器	空調用膨張タンク 還水タンク		1 1	1	年1回点検 年1回点検
給排水衛生機器	給湯用膨張タンク		1	1	年1回点検

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と定期点検等及び保守周期表

(定期点検及び保守：機械設備関係)

(平成28年4月～平成29年3月)

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[南地区]					
(研究交流棟、東棟、南棟) 冷暖房関連機器	還水タンク 膨張タンク		1 1	1 1	年1回点検 年1回点検
(物質科学研究棟) 冷暖房関連機器	冷却塔(冷温水発生機用) 膨張水槽 水熱源パッケージ用膨張水槽 加湿用補給水槽 膨張タンク(開放式一体型) 膨張タンク(ダイヤフラム密閉式)		2 1 1 1 1 1	2 1 1 1 1 1	夏期シーズン1回、シーズンオフ1回含む 年1回点検 年1回点検 年1回点検 年1回点検 年1回点検
(ナノサイエンス実験棟) 冷暖房関連機器	還水タンク クッションタンク		1 1	1 2	年1回点検 年1回点検
(南地区コージェネレーションシステム棟) 冷暖房関連機器	還水タンク		1	1	年1回点検

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と定期点検等及び保守周期表

(定期点検及び保守：機械設備関係)

(平成28年4月～平成29年3月)

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[中央地区]					
(脳科学東研究棟) 冷暖房関連機器	還水タンク 膨張タンク		1 1	1 2	1年1回点検 2年1回点検
(脳科学西研究棟) 冷暖房関連機器	膨張タンク		1	2	2年1回点検
(脳科学中央研究棟Ⅰ期) 冷暖房関連機器	還水タンク 膨張タンク	密閉式	1 1	1 3	1年1回点検 3年1回点検
(脳科学中央研究棟Ⅱ期) 冷暖房関連機器	還水タンク 膨張タンク	密閉式	1 1	1 3	1年1回点検 3年1回点検
(脳科学神経回路遺伝学研究棟) 冷暖房関連機器	冷却塔（冷凍機用） 冷却塔（冷温水発生機用） 還水タンク 膨張タンク		2 2 1 1	1 1 1 7	1シーズン点検2回 1夏期運転 シーズン1回 シーズンオフ1回 1年1回点検 7年1回点検

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と定期点検等及び保守周期表

(定期点検及び保守：機械設備関係)

(平成28年4月～平成29年3月)

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[その他設備関係]					
水質管理	飲料水（残留塩素測定・17ポイント）		242	17	日1回
配管の点検	延長630m		1	一式	年1回、露出配管
上水受水槽			12	14	月1回
井水受水槽			12	6	月1回
各種メーターの検針	ガス 44箇所 ガスデマンド計 13箇所 上水 64箇所 井水 33箇所 井戸ポンプ 3箇所 下水 9箇所 冷却塔補給水 16箇所		12	一式	月1回
排水管点検柵	重力式		1	219	年1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表（休日）
（中央・南地区）

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表（休日）

（休日・機械設備関係）

（平成28年4月～平成29年3月）

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
(レーザー研究棟) 冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力50t未満	74	3	日1回 夏期及び冬期運転
(情報基盤棟) 冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力20t未満	123	8	日1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表（休日）

（休日・機械設備関係）

（平成28年4月～平成29年3月）

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[中央地区]					
	(フロンティア中央研究棟・材料科学実験棟)				
冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力20t未満	123	6	日 1 回
	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力50t未満	74	1	日 1 回 夏期及び冬期運転
	(ライフサイエンス実験棟)				
冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力50t未満	123	1	日 1 回
	チリングユニット	法定冷凍能力50t未満	123	1	日 1 回
	パッケージ形空気調和機		123	2	日 1 回
温熱源機器	小型ボイラー		123	2	日 3 回 交互運転
	温水ボイラー		123	1	日 3 回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表（休日）

（休日・機械設備関係）

（平成28年4月～平成29年3月）

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[南地区] (サブエネルギー棟) 冷熱源機器 温熱源機器 冷暖房関連機器	遠心式冷凍機 小型ボイラ 機械監視装置		123 123 123	3 3 1	日 4 回 日 3 回 日 1 回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表（休日）

（休日・機械設備関係）

（平成28年4月～平成29年3月）

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[南地区]					
(研究交流棟、東棟、南棟)					
温熱源機器	小型ボイラ		123	2	日 3回 交互運転
冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力50t未満	123	5	日 1回
	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力20t未満	123	2	日 1回
冷暖房関連機器	機械監視装置		123	1	日 1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表（休日）

（休日・機械設備関係）

（平成28年4月～平成29年3月）

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[南地区] (物質科学研究棟)					
冷熱源機器	ガス焚冷温水発生機（冷暖用）	210RT	123	2	日4回
冷暖房関連機器	チリングユニット（実験冷却水用）	法定冷凍能力50t未満	123	2	日1回
	機械監視装置		123	1	日1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表（休日）

（休日・機械設備関係）

（平成28年4月～平成29年3月）

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[南地区]					
(ナノサイエンス実験棟)					
温熱源機器	小型ボイラ		123	3	日 3回
冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット(同時取出型)	法定冷凍能力50t未満	123	1	日 1回
	チリングユニット	法定冷凍能力50t未満	123	2	日 1回
冷暖房関連機器	機械監視装置		123	1	日 1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表（休日）

（平成28年4月～平成29年3月）

（休日・機械設備関係）

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[南地区] (ナノサイエンス実験棟 冷熱源機器)	(クリーンルーム) チリングユニット	法定冷凍能力50t未満	123	3	日1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表（休日）

（休日・機械設備関係）

（平成28年4月～平成29年3月）

区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[南地区] (南地区コージェネレーションシステム棟) コージェネレーションシステム	ガスエンジン 1) ガスエンジン 2) 発電機 3) プレガスコントロールユニット 4) セロガスコントロールユニット 5) 補助潤滑油ポンプ 6) エンクロージャ 潤滑油新油タンク 1) タンク 2) 潤滑油移送ポンプ 換気ファン 換気吸気サイレンサ 換気排気サイレンサ 補機モジュール 1) ジャケット冷却水ポンプ 2) ジャケット冷却水熱交換器 3) プレヒータ 4) ジャケット冷却水膨張タンク 5) エアクーラ冷却水ポンプ 6) エアクーラ冷却水熱交換器 7) エアクーラ冷却水膨張タンク 8) 温水回収用熱交換器 排熱回収ボイラ 1) 排熱ボイラ 2) 給水ポンプ 3) 薬注装置 4) 連続ブロー装置 還水タンク 軟水装置 蒸気ヘッダー 排気サイレンサ 排ガス分析計 脱硝装置 尿素水タンク	発電出力1,500kW ステンレス製 2m3 横形歯車 2m3/h×0.2MPa×1.5kW 400m3/min×50mmAq×7.4kW×φ750 75dB(A) 75dB(A) インライン型単段渦巻60.6m3/h×30mH×11kW プレート式 密閉型 内容積35L インライン型単段渦巻29.9m3/h×25mH×5.5kW プレート式 密閉型 内容積35L プレート式 貫流式 蒸気量1.0ton/h 多段タービン式 ステンレス製2m3 PE製 3m3	123	2	日1回 運転時常時監視

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表（休日）

（休日・機械設備関係）

（平成28年4月～平成29年3月）

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[南地区] (南地区コージェネレーションシステム棟)	冷熱源機器 蒸気吸収式冷凍機 温水吸収式冷凍機	360RT 160RT	123 123	1 2	日 4 回 日 4 回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表（休日）

（休日・機械設備関係）

（平成28年4月～平成29年3月）

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[中央地区] (脳科学東研究棟) 冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット(同時取出型) 空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力50t未満 法定冷凍能力50t未満	123 123	2 3	日 1 回 日 1 回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表（休日）

（休日・機械設備関係）

（平成28年4月～平成29年3月）

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[中央地区] (脳科学西研究棟)					
冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット 空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力20t未満 法定冷凍能力20t未満	74 49	2 2	日1回 夏期及び冬期運転 日1回 春期及び秋期運転

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表（休日）

（休日・機械設備関係）

（平成28年4月～平成29年3月）

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[中央地区]					
(脳科学中央研究棟 I 期)					
温熱源機器	小型ボイラ		123	3	日 3 回
冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット(同時取出型)	法定冷凍能力60t未満 第一種冷凍設備	123	2	日 1 回
	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力60t未満 第一種冷凍設備	123	4	日 1 回
冷暖房関連機器	機械監視装置		123	1	日 1 回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表（休日）

（休日・機械設備関係）

（平成28年4月～平成29年3月）

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
「中央地区」 （脳科学中央研究棟Ⅱ期） 温熱源機器 冷熱源機器	小型ボイラ 空気熱源ヒートポンプユニット（同時取出型） 空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力60t未満 第一種冷凍設備 法定冷凍能力60t未満 第一種冷凍設備	123 123 123	2 2 4	日 3 回 日 1 回 日 1 回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表（休日）

（休日・機械設備関係）

（平成28年4月～平成29年3月）

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[中央地区]					
(脳科学神経回路遺伝学研究棟)					
温熱源機器	小型ボイラ		123	4	日 3 回
	吸収式冷温水発生機	360RT	123	1	日 4 回
冷熱源機器	遠心式冷凍機	360RT	123	1	日 4 回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表（休日）

（休日・電気設備関係）

（平成28年4月～平成29年3月）

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	数 量	備 考
[和光地区全体] 特高 受変電設備	受 電 所 第1 特高変電所		123	5	日 1 回
監視制御設備	中央監視室常駐者		123	1	常時監視

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表(平日)
(東地区)

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(機械設備関係)

(平成28年4月～平成29年3月)

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[東地区]					
(給水消火機械室他) 給排水衛生機器	給水ポンプ		48	3	週1回月1回 4週/月×12月=48週とする
	消火ポンプ		48	1	週1回月1回
	2号井戸水中ポンプ		48	1	週1回月1回
	雨水排水ポンプ		48	7	週1回月1回
	実験排水ポンプ		48	2	週1回月1回
	汚水ポンプ		48	2	週1回月1回
	飲料用水槽 (仁科ロッジ、国際交流会館F、H棟)		12	3	月1回
	(仁科リニアック棟) 冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力20t未満	151	2
冷暖房関連機器	空気調和機		24	8	月2回
	送風機		24	5	月2回
	冷温水ポンプ		28	2	週1回 夏期及び冬期運転
給排水衛生機器	雑排水ポンプ		48	2	週1回月1回
	汚水ポンプ		48	2	週1回月1回
(仁科記念棟) 冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力50t未満	242	1	日1回
	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力20t未満	151	1	日1回 夏期及び冬期運転
冷暖房関連機器	空気調和機		24	5	月2回
	送風機		24	5	月2回
	冷温水ポンプ		28	2	週1回
給排水衛生機器	汚水ポンプ		48	2	週1回月1回
	雨水ポンプ		48	2	週1回月1回
(リングリニアック変電電源室) 冷暖房関連機器	空気調和機		24	2	月2回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(機械設備関係)		(平成28年4月～平成29年3月)			
区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[東地区・]					
(仁科RIBF棟(加速器棟))					
冷温熱源機器	貫流ボイラ	2ton	242	5	日3回
	蒸気吸収式冷凍機	二重効用 冷房能力1,407kW	242	5	日4回
冷暖房関連機器	空気調和機		24	6	月2回
	熱交換器	第一種圧力容器	12	1	月例点検
	プレート型熱交換器		12	1	月1回
	給排気ファン		24	33	月2回
	蒸気ヘッダー	第二種圧力容器	12	1	月1回
	冷却塔	冷房能力2,600kW	48	5	週1回
	冷却水ポンプ		48	5	週1回
	空調用ポンプ		48	10	週1回
	純水装置		242	1	日1回
	還水ろ過フィルタ		242	1	日1回
	冷水ヘッダー		12	4	月1回
給排水衛生機器	汚水ポンプ		48	2	週1回月1回
	雑排水ポンプ		48	5	週1回月1回
	井水加圧給水ポンプユニット		48	1	週1回月1回
	スプリンクラーポンプユニット	(屋内消火栓ポンプ兼用)	48	1	週1回月1回
	井水揚水ポンプ		48	4	週1回月1回
	炭酸ガス中和装置		242	2	日1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(機械設備関係)		(平成28年4月～平成29年3月)			
区分	項目	動力・仕様等	日数	台数	備考
[東地区] (仁科RIBF棟 (CGS)) コージェネレーションシステム	ガス圧縮機 1) ガス圧縮機 2) オイルセパレータ 3) オイルクーラー ガスタービン 1) 燃焼器 2) 減速機 3) 油圧ポンプ 4) タービン 発電機 吸気フィルタ 吸気冷却器 排熱ボイラ 水処理装置 1) 活性炭ろ過装置 2) 軟水装置 3) 純水装置 4) 原水ポンプ 脱硝装置 1) 尿素水ポンプユニット 2) 注入ユニット 3) Nox分析計 空気圧縮機 1) シールエア用 2) 計装用 冷却塔 冷却塔用循環ポンプ 排気ファン(発電装置) オイルクーラーファン	発電能力6,500kW	242	1式	運転時常時監視 24h運転時: 4回巡視(内2回記録) DSS運転時: 3回巡視(内2回記録)

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(機械設備関係)					
区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[東地区]					
(仁科RIBF棟 (実験棟))					
冷温熱源機器	蒸気吸収式冷凍機	二重効用 冷房能力1,266 kW	242	2	日4回
冷暖房関連機器	空気調和機	第一種圧力容器	24	2	月2回
	U字管式熱交換器		12	1	月例点検
	プレート型熱交換器	12	1	月1回	
	送風機、排風機	24	4	月2回	
	冷却塔 (薬注装置含む)	冷房能力2,302 kW	48	2	週1回
	冷却水ポンプ		48	2	週1回
	空調用ポンプ		48	6	週1回
	排ガス洗浄装置		48	2	週1回
	蒸気ハッチャー		12	1	月1回
	冷水ハッチャー	12	3	月1回	
	温水ハッチャー	12	2	月1回	
給排水衛生機器	上水受水槽	容量2m3ステンレス製2槽式	12	1	月1回
	塩素薬注装置		48	1	週1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

(電気設備関係)

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
東地区 受変電設備	受電所				
	第2特高変電所 変圧器、リアクトル、GIS、特高盤 高低圧配電盤(28面) GIS、特高盤、高圧盤、所内盤		242	2	日1回
	変電所 (OGS電源室) 高低圧配電盤(8面)		24	8	月2回
	(リングリニアック変電電源室) 高低圧配電盤(58面)		24	58	月2回
	(仁科開発研究棟変電所) 高低圧配電盤(9面)		24	9	月2回
	(仁科RBF棟(加速器棟)変電所) 高低圧配電盤(11面)		24	11	月2回
	(E電源) 高低圧配電盤(8面)		24	8	月2回
	(本体室電源室) 高低圧配電盤(10面)		24	10	月2回
	(AVF電源) 高低圧配電盤(2面)		24	2	月2回
	(A電源) 高低圧配電盤(3面)		24	3	月2回
	(重イオン荷電装置電源) 高低圧配電盤(3面)		24	3	月2回
	(仁科RBF棟(実験棟)変電所) 高低圧配電盤(14面)		24	14	月2回
	(仁科RI BF棟 Bigrips系) 高低圧配電盤(16面)		24	16	月2回
	(仁科RI BF棟 SRC系) 高低圧配電盤(18面)		24	18	月2回
	(仁科RI BF棟 IRC系) 高低圧配電盤(10面)		24	10	月2回
	(仁科RI BF棟 BT系) 高低圧配電盤(16面)		24	16	月2回
	(仁科RI BF棟 He冷却系) 高低圧配電盤(7面)		24	7	月2回
	(仁科RI BF棟 冷却系) 高低圧配電盤(6面)		24	6	月2回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(平成28年4月～平成29年3月)

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[東地区]	(仁科RI BF棟 制御・真空系) 高低圧配電盤(7面)		24	7月2回	
	(仁科記念棟偏極イオン装置変電所) 高低圧配電盤(3面)		24	3月2回	
	(仁科リニアック棟RF電源) 高低圧配電盤(9面) 別置き変圧器も含む		24	9月2回	
	(仁科記念棟RF電源) 高低圧配電盤(6面) 別置き変圧器も含む		24	6月2回	
	(仁科RI BF棟(加速器棟)RF電源) 高低圧配電盤(18面) 別置き変圧器も含む		24	18月2回	
	(FRC交流電源変電所) 高低圧配電盤(2面)		24	2月2回	
	(仁科RI BF棟Bigrips II系) 高低圧配電盤(15面)		24	15月2回	
	(SHARAC変電所) 高低圧配電盤(3面)		24	3月2回	
	(希小リング変電所) 高低圧配電盤(8面)		24	8月2回	
	特高コンデンサー設備 コンデンサー盤(6面)		24	6月2回	
電灯・動力設備 (分電盤)	仁科RI BF棟(加速器棟) 電灯分電盤(70面)		1	70年1回	
	仁科記念棟 電灯分電盤(23面)		1	23年1回	
	仁科リニアック棟 電灯分電盤(29面)		1	29年1回	
	仁科開発研究棟、同第一、第二プレハブ、仁科ロッジ 電灯分電盤(26面)		1	26年1回	
	仁科RI BF棟(実験棟) 電灯分電盤(37面)		1	37年1回	
(動力制御盤)	仁科RI BF棟(加速器棟) 動力制御盤(19面)		1	19年1回	
	仁科記念棟 動力制御盤(9面)		1	9年1回	
	仁科リニアック棟 動力制御盤(5面)		1	5年1回	

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表

(電気設備関係)		(平成28年4月～平成29年3月)			
区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[東地区]					
(動力制御盤)	仁科開発研究棟、同第一、第二プレハブ、仁科ロッジ		1	6	年1回
	動力制御盤(6面)				
	仁科RI BF棟(実験棟)		1	20	年1回
	動力制御盤(20面)				
	(仁科ロッジ)				
	動力制御盤(3面)10面以下		1	3	年1回
自家発電設備	仁科RI BF棟(加速器棟)		24	1	月2回(運転)
	リングリニアック変電電源室		24	1	月2回(運転)
	仁科RI BF棟(実験棟)		24	1	月2回(運転)
直流電源設備	第2 特高変電所		24	1	月2回
	仁科RI BF棟(加速器棟)(実験制御用、非常灯・制御用)		24	2	月2回
	リングリニアック変電電源室		24	1	月2回
	仁科RI BF棟(実験棟)		24	1	月2回
	仁科RI BF棟実験制御用		24	1	月2回
CGS関連機器			242	1	日1回
電灯・動力設備	・ ランプ交換 47602.65 m ² (東地区全体延床面積)		随時	1式	
	・ 照度測定		2	1式	年2回
外灯設備			12	89	月1回
太陽光発電設備	(仁科ロッジ) 太陽光発電装置10kw		12	1	月1回
	(リニアック棟) 太陽光発電装置10kw		12	1	月1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と定期点検等及び保守周期表
(東地区)

主要機器と定期点検等及び保守周期表

(定期点検及び保守：機械設備関係)

(平成28年4月～平成29年3月)

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[東地区]					
(仁科リニアック棟) 冷暖房関連機器	膨張タンク 空気調和機		1 1	1 8	年1回 年1回 ドレ配管の清掃をおこなう
(仁科記念棟) 冷暖房関連機器	膨張タンク 大型ファンコイルユニット		1 1	2 41	年1回 年1回 ドレ配管の清掃をおこなう
(リングリニアック変電電源室) 冷暖房関連機器	パッケージエアコン		2	5	年2回 ドレ配管の清掃をおこなう
(仁科RIBF棟(加速器棟)) 冷暖房関連機器	還水槽 膨張タンク ファンコイルユニット		1 1 1	2 3 31	年1回 年1回 年1回 ドレ配管の清掃をおこなう
(仁科RIBF棟(実験棟)) 冷暖房関連機器	還水槽 膨張タンク ファンコイルユニット		1 1 1	1 3 36	年1回 年1回 年1回 ドレ配管の清掃をおこなう
(偏極イオン源室) 冷暖房関連機器	空気調和機		2	2	年2回 ドレ配管の清掃をおこなう

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と定期点検等及び保守周期表

(定期点検及び保守：機械設備関係)

(平成28年4月～平成29年3月)

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[その他設備関係]					
水質管理	飲料水（残留塩素測定・4ポイント）	仁科ロッジ、国際交流会館F、H棟 、仁科センターRIBF棟（実験棟）	242	4	日1回
各配管	工事依頼書等による 小工事（修理）		随時	1式	
各種メーターの検針		ガス 6箇所 上水 7箇所 井水 6箇所 下水 2箇所 冷却塔補給水 4箇所 電力量計 1式	12	1式	月1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表(休日)
(東地区)

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表(休日)

(機械設備関係：休日)

(平成27年4月～平成28年3月)

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[東地区]					
(仁科リニア棟) 冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力20t未満	74	2	日1回 夏期及び冬期運転
(仁科記念棟) 冷熱源機器	空気熱源ヒートポンプユニット 空気熱源ヒートポンプユニット	法定冷凍能力50t未満 法定冷凍能力20t未満	123 74	1 1	日1回 日1回 夏期及び冬期運転

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表(休日)

(機械設備関係：休日)

(平成27年4月～平成28年3月)

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[東地区]					
(仁科RIBF棟(加速器棟)) 冷温熱源機器	蒸気吸収式冷凍機	二重効用 冷房能力1,407kW	123	5	日4回
	貫流ポンプ	2ton	123	5	日3回
	純水装置		123	1	日1回
	還水ろ過フィルター		123	1	日1回
給排水衛生機器	炭酸ガス中和装置		123	2	日1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表(休日)

(機械設備関係：休日)

(平成27年4月～平成28年3月)

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[東地区] (仁科RIBF棟 (CGS)) コージェネレーションシステム	ガス圧縮機 1) ガス圧縮機 2) オイルセパレータ 3) オイルクーラー ガスタービン 1) 燃焼器 2) 減速機 3) 油圧ポンプ 4) タービン 発電機 吸気フィルタ 吸気冷却器 排熱ボイラ 水処理装置 1) 活性炭ろ過装置 2) 軟水装置 3) 純水装置 4) 原水ポンプ 脱硝装置 1) 尿素水ポンプユニット 2) 注入ユニット 3) Nox分析計 空気圧縮機 1) シールエア用 2) 計装用 冷却塔 冷却塔用循環ポンプ 排気ファン(発電装置) オイルクーラーファン	発電能力6,500kW	123	1式	運転時常時監視 24h運転時：4回巡視(内2回記録) DSS運転時：3回巡視(内2回記録)

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表(休日)

(機械設備関係：休日)

(平成27年4月～平成28年3月)

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[東地区] (仁科RIBF棟(実験棟)) 冷温熱源機器	蒸気吸収式冷凍機	二重効用 冷房能力1,266 kW	123	2	日4回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。

主要機器と運転・監視及び日常点検・保守周期表(休日)

(電気設備関係: 休日)

(平成27年4月～平成28年3月)

区 分	項 目	動力・仕様等	日 数	台 数	備 考
[東地区]					
受変電設備	第2 特高変電所 変圧器、リアクトル、GIS、特高盤		123	2	日1回
CGS 関連機器			123	1	日1回

※平成29年度については、備考の回数に基づく日数とする。